

木簡研究

第三〇号

木簡研廋

第三〇号



木
簡
学
会

題字 藤枝 晃刻

目次

卷頭言——「木簡研究」第三〇号の刊行に懐く……………岩本次郎…………… i

目次…………… iii

凡例…………… vii

二〇〇七年出土の木簡…………… I

概要	古尾谷 知浩	1	京都・平安京跡右京五条一坊一ノ四町	加納 敬二	32
奈良・平城宮跡	浅野 啓介	7	京都・鳥羽離宮跡	吉崎 伸	34
奈良・平城京跡	狭川 真一	10	大阪・玉櫛遺跡	信田真美世・赤松 佳奈	36
奈良・石神遺跡	市 大樹	11	兵庫・山野里宿遺跡(四ツ日地区)	島田 拓	37
奈良・安倍寺跡	木場 佳子	16	三重・志知南浦遺跡	竹田 憲治	39
奈良・大中遺跡	濱野 俊一	22	愛知・堅三蔵通遺跡	水野 裕之	40
奈良・八王子神社	鶴見 泰寿	24	愛知・富士見町遺跡	水野 裕之	42
京都・難波野遺跡	引原 茂治	27	愛知・平手町遺跡	桐山 秀穂・石田 和哉	43
京都・平安京跡左京三条四坊十町・烏丸御池遺跡	小椋山 一良	29	愛知・今町遺跡	野澤 則幸	44
				鈴木 正貴	44

愛知・惣作遺跡
 静岡・駿府城内遺跡
 静岡・ケイセイ遺跡
 東京・汐留遺跡
 東京・尾張藩上屋敷跡遺跡
 東京・浅草水住町遺跡
 滋賀・街道遺跡
 滋賀・手原遺跡
 滋賀・八幡東遺跡
 滋賀・塩津港遺跡
 滋賀・国領遺跡
 滋賀・関津遺跡
 岐阜・浦畑遺跡
 長野・東條遺跡
 群馬・上郷岡原遺跡
 栃木・史跡尼利学校跡
 栃木・権崎寺跡
 宮城・史跡仙台城跡
 宮城・洞ノ口遺跡
 山形・梅野木前1遺跡
 山形・服部遺跡

高桑弘美	須藤英之	平岡亮輔	渡部紀	板橋稔	市橋一郎	高島英之	岡村秀雄	近藤大典	高志・吉田秀則	神保忠宏	山本孝行	佐伯英樹	杉本源造	小俣悟	内野正	石崎俊哉	天石夏実	河合修	宮腰健司	
111	110	103	101	100	99	98	97	96	93	88	78	76	72	71	69	67	52	48	47	46

鳥取・大谷遺跡	新潟・近世新潟町跡	新潟・堅木遺跡	新潟・窪田遺跡	新潟・大角地遺跡(2)	新潟・大角地遺跡(1)	新潟・田伏山崎遺跡	新潟・前波南遺跡	新潟・五反田遺跡	新潟・延命寺遺跡	新潟・沖ノ羽遺跡	石川・森ガッコウ遺跡	石川・三社町遺跡	福井・府中石田遺跡	福井・福井城跡	福井・福井城跡	秋田・善校明德館跡	秋田・漆城跡	秋田・岩倉館跡	秋田・久保田城跡	秋田・久保田城跡(中土橋地区)	秋田・古川堀反町遺跡
佐伯純也	佐藤友子	藤巻正信	木村雄司	山岸洋一	田中一穂・加藤学	春日真実・石川智紀	渡邊裕之	山崎忠良・田中一穂	遠藤恭雄・相沢央	金山哲哉	藤田邦雄	青木隆佳	遠哉・河村健史	高橋学	西谷隆	藤田賢哉	西谷隆	高橋学	西谷隆	高橋学	剛・菊池晋
150	148	147	144	143	142	141	139	138	133	131	130	129	128	122	121	120	119	118	116	112	

鳥取・米子城跡六遺跡	中森 祥	151
鳥根・山持遺跡(Ⅱ・Ⅲ区)	池瀨 俊一・平石 充	152
鳥根・山持遺跡	原田 敏照	154
鳥根・築山遺跡	高橋 周	157
岡山・南瀬手遺跡	松尾 佳子	159
広島・広島城跡	福原 茂樹	160
広島・広島城外堀跡	福原 茂樹	167
山口・萩城跡(外堀地区)	谷口 哲一	169
山口・下右田遺跡	佐々木 達也	171
奈良・平城宮跡	山本 崇	191
一九七七年以前出土の木簡(三〇)		191
釈文の訂正と追加(一一)		194
京都・平安京跡右京六条三坊(第二四号)	堀内 明博	194
静岡・伊場遺跡(第一号)	鈴木 敏則・渡辺 晃宏	196
新潟・駒首湯遺跡(第二九号)	相沢 央	209
韓國木簡學會の出帆と展望		225
韓國木簡學會會長 朱 甫 敬		225
荷札と荷物のかたるもの		233
馬場 基		233
福岡・室町遺跡	宇野 慎敏・柴尾 俊介	172
福岡・小倉城跡	梅崎 恵司・中村利至久	174
福岡・大門遺跡	山口 信義	175
福岡・小倉城桜町口門跡	山口 信義	177
福岡・大手町遺跡(小倉城外堀跡)	前田 義人	178
福岡・黒崎城跡七区	宇野 慎敏	179
福岡・京隈侍屋敷遺跡	水原 道範	185
福岡・矢加部町屋敷遺跡	酒井 芳司	186
宮崎・曾井第二遺跡	甲斐 貴充	188
鳥根・青木遺跡(第二五・二六号)	平石 充	211
大分・飯塚遺跡(第二二・二四号)	永松みゆき・渡辺 晃宏	217

歌木簡の実態とその機能…………… 栄原 永遠男…………… 265

衆 報…………… 渡辺 晃宏…………… 313

「木簡研究」第二六一三〇号総目次…………… 316

研究集会(第二〇回～二九回)・特別研究集会(但馬・九州)報告一覧…………… 335

編集後記…………… 鷺森 浩幸…………… 338

英文目次…………… (1)

コラム

木簡の再検討と地域社会の展開…………… (岩本 次郎)…………… 45

俵の付札と俵中の切紙…………… (鈴木 景二)…………… 70

百年の理由…………… (馬場 基)…………… 77

異体字雑感…………… (馬場 基)…………… 92

新たな百済木簡の出土…………… (橋本 繁)…………… 132

会 告…………… 315

三〇周年記念シンポジウムの開催について…………… 315

図 版

- 一 石神遺跡出土木簡
- 二 手原遺跡出土木簡
- 三 ケイセイ遺跡出土木簡

凡 例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び釈文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。報告は「二〇〇六年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「釈文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の釈文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（ ）内は図幅名である。

なお、「釈文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（ ）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の釈文・内容」において最少限の言及を行なった。一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（ ）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ごとの通し番号とした。なお、「釈文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の釈文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、釈文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「實」「證」「麗」「廣」「盡」「運」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「廿」「廿」「季」「林」などについてのみ用いた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位mm）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「釈文の訂正と追加」の欄において釈文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（頁裏第一回参照）。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

々々

抹消された文字であるが、字面の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

■

抹消により判読困難なもの。

□

欠損文字のうち字数の確認でできるもの。

□

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

×

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

]

異筆、追筆。

]

合点。

]

木目と直交する方向の刻線を示す。

]

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

]

右以外の校訂註、及び説明註。

]

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上的重要領で右傍に示す。

]

編者に加えた註で、疑問が残るもの。

]

文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

]

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

マ、

...

がらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行頭に付けたもの。

* 巻頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、次の一八型式からなる（以下頁第二回参照）。

○一型式 短冊型。

○二型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

○三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

○四型式 小形矩形のもの。

○五型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

○六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

○七型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

○八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

○九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

○一〇型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

○一一型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

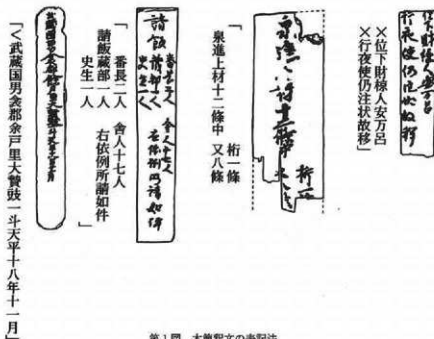
...

...

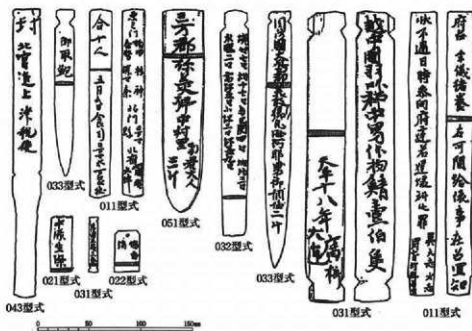
...

...

...



第1图 木簡綴文の表記法



第2图 木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

㊦型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

㊧型式 長方形の材の一端を失らせたもの。

㊨型式 長方形の材の一端を失らせているが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

㊩型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

㊪型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

㊫型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

㊬型式 削屑。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

木簡学会役員（二〇〇七・二〇〇八年度）

会長	榮原水遠男						
副会長	館野和己	田辺征夫					
委員	鐘江宏之	榑木謙周	坂上廣俊				
	鷺森浩幸	佐竹昭	佐藤信				
	鈴木景二	角谷常子	田熊清彦				
	鶴見泰寿	寺崎保広	土橋誠				
	馬場基	古尾谷知浩	山中章				
	山本崇	吉江崇	吉川聡				
	吉川真司	渡辺晃安					
監事	今泉隆雄	西山良平					
評議員	石上英一	岡村道雄	勝山清次				
	狩野久	小谷博泰	小林昌二				
	佐藤宗諱	清水みき	東野治之				
	平川南	山中敏史	李成市				
	和田萃						

奈良・平城宮跡
(へいじょうきゅう)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一 二〇〇五年(平17)一月、二 二〇〇六年一月
二月、二〇〇七年五月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 4 調査担当者 一 代表 岡村道雄、二 代表 川越俊一
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡的年代 一 中世(近世)、二 古代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 第三八五次調査

特別史跡平城宮内の西北地域における個人住宅の現状変更に伴う調査。調査面積は四㎡。溝なし苑池の一部を確認した。堆積土には中世から近世にかけての瓦、陶磁器片を含む。木簡もその堆積土から一点出土した。

二 第四〇六次調査

東院と東区朝堂院区画の間の一画(東方官衙地区)の構造を把握するための調査である。奈良文化財研究所では、この東方官衙地区を四回にわけて試掘的な調査区を設定して調査を行なうこととしており、今回が一回目の調査である。調査区は東方官衙地区の北端で、

南北二二m東西一〇m(幅はそれぞれ六m)の連T字形を設定した。調査面積は二二九六㎡である。検出した遺構は、築地廻廊、掘立柱建物二棟、礎石建物四棟、築地塀三条、溝三条などである。

東方官衙地区中央を南流する南北基幹排水路SD二七〇〇(東大溝)の東には東西約五〇m、南北二二〇mの区画がある。この区画は、北に礎石建ち大型基壇建物SB一九〇〇〇(基壇高は少なくとも一・八m南北長一七・二m)を配し、その南に桁行一〇間以上の南北棟礎石建ち基壇建物SB一八九八〇・SB一八九九〇が対称にあった。また、SB一八九九〇とSD二七〇〇の間には築地塀SA一一五二〇があった。SD二七〇〇の西側では、二面廊をつけた梁行二間、桁行二間以上の礎石建ち南北棟建物SB一九〇一〇を検出した。木簡は、SD二七〇〇から四五三点(うち削磨三九九点)が出土した。SD二七〇〇は幅約三・五m深さ約一・一mを測る。溝の堀土は上中下の三層に分けられ、砂礫を主体としている。奈良時代の溝にあたるのは中下層。西岸には護岸を伴う。二時期ある。当初の杭は痕跡のみ。その後、やや西側にヒノキ丸杭を並べてうちこむ。改修後の裏込には瓦が詰められ、そこに含まれる軒瓦から養老五年頃(天平初頭)以降に改修されたと考えられる。東岸は素掘りのまま。木簡は主に中層から下層にかけて出土した。なお、「主水司」の墨書のある須惠器杯、「美濃」刻印をもつ須惠器杯なども出土している。

07
□□宿
宿林

08 留部

09

09

(1)は東屑出土。上下両端及び左辺削り、右辺割れ。左弁官からの口頭命令を木簡に記述したもの。左弁官からの命令をいずれかの省の大輔が受け、さらにその大輔が大藏某に伝達した。内容は御在所に関わるものである。横材木簡を削った後、左弁官の直が記される。最後は天地逆の習書木簡として利用し、廃棄された。(2)は上端切断、下端及び左右両辺割れ。下層出土。中務省の下部官司である石大舍人寮からの文書木簡。(7)は上下折れ、左右割れ。東屑出土。「少主鑑」は中務省の下部官司である内蔵寮と、大藏省に配置された官人。

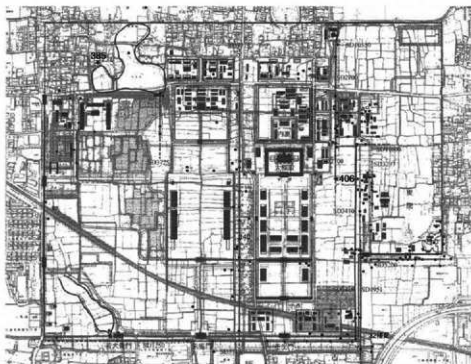
9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇五」(二〇〇五年)

同「奈良文化財研究所紀要二〇〇八」(二〇〇八年)

同「平城宮跡発掘調査出土木簡概報」三八(二〇〇七年)

(浅野啓介)



平城宮跡発掘調査地点図

奈良・平城京跡

(へいじょうきょう)

- 1 所在地 奈良市西大寺本町
- 2 調査期間 二〇〇七年(平19) 二月～二〇〇八年二月
- 3 発掘機関 劔元興寺文化財研究所
- 4 調査担当者 狭川真一・岡本広義・佐藤亜聖・角南聡一郎
- 5 遺跡の種類 都城跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良)

調査地は、平城京の条坊復元では右京一条三坊一坪にあたる。西大寺食堂院跡の東隣接地で、喪儀寮の所在地と考えられてきた。調査の結果、古代の遺構では一条北大路の一部や坪内区画溝のほか、奈良時代後期～平安時代前期の推立往建物・井戸・土坑などを確認した。出土遺物の中に「同法所」と墨書された土師器皿があることや、類似の墨書遺物が周辺から出土して

いることなどから、西大寺の寺域内であったと考えられる。

木簡は、奈良時代後期に埋没した井戸二基から、それぞれ一点ずつ、計二点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

SE1100

(1) 日 月

・ 文 文 文

勅カ

153×37×5 011

SE1100

(2) 原

□ □

153×37×5 051

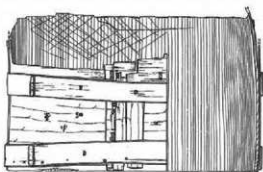
(1)は、下半部がわずかに細くなった短冊型を呈し、上端は二次的に切断されている。「文」の下の文字は「采」または「勅」かと思われるが判然としない。両面とも習書であろう。ヒノキ材。

(2)は、井戸底に使用された曲物の外側面に記されている。杵としての使用時は天地を逆に設置されていた。

9 関係文献

劔元興寺文化財研究所「平城京右京一条三坊一坪 平成一九年度発掘調査報告書」(二〇〇八年)

(狭川真一)



(2)



(1)



(1)



奈良・石神遺跡^{いしがみ}

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥
- 2 調査期間 第一次調査 二〇〇六年(平18) 一〇月～二〇〇七年五月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 巽淳一郎
- 5 遺跡の種類 官殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査により、A期(七世紀前半～中頃)、B期(七世紀後半)、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も繁うのはA3期で、斉明朝の公的饗宴施設として使用されたが、B・C期には官衙的な様相を呈する。第一次調査区は、石神遺跡の主体となる建物

群の北外周部で、木簡が多数出土した第一五・一六・一八次調査区の北隣である。調査面積は八七〇㎡。検出した主な遺構は、阿倍山田道・溝・沼沢地・塚状施設・杭列・礫溜まりなどである。遺構は五時期あるため、従来のA・C期ではなく、I・V期に分けて記す。

I期（七世紀中葉以前）は調査区に谷が入り、西側には沼沢地、SX四〇五〇が広がり、その内部に塚状施設SX四二二六が設置されている。東側の微高地には斜行溝SD四二二六〇を掘削する。II期（七世紀中葉～後半）はSX四〇五〇・SD四二二六〇を埋め、阿倍山田道SF二二六〇七をつくる。SD四二二六〇には七世紀中葉の飛鳥I新段階の土器が多数含まれ、阿倍山田道の建設はこの頃となる。道は盛土工法で構築され、基礎部分には敷業工法が用いられていた。こうして路面を盛土した後、南側溝SD四二二七〇を掘削する。その南側には、第一五次調査区から続く南北大溝SD四〇九〇が屈曲して西に流れる。これまで大溝の掘削時期は七世紀後半のB期としてきたが、道路の盛土が大溝北岸となる境の役割を果たすため、七世紀中葉に遡る可能性がでてきた。III期（七世紀後半）はSD四二二七〇・四〇九〇を埋め、東西溝（阿倍山田道南側溝）SD四二二七五、南北溝SD一三四七Aを設けてT字状に接続させる。IV期（七世紀末）はSD四二二七五・一三四七Aを埋め、東西溝SD四二二八〇・四二八五（阿倍山田道南側溝）、南北溝SD一三四七Bを掘ってT字状に接続させる。北側の山田道第一・三次調査では、この時期の北側溝

とみられる東西溝が検出されており、路面幅約一八mと推定できる。V期（奈良時代～中世）には南北溝SD四二二八九、礫敷SX四二二五五・四二二九などがある。

木簡は、SX四〇五〇埋立土から一点、SD四二二六〇から五点、SF二二六〇七造成土から二点、SD四〇九〇から二点（うち削屑四点）、SD四二二七五から一点、SD四二二七五埋め立てに伴う周辺整地土である暗灰褐色粘質土から一点、SD四二八〇から三点、SD四二八五とSD一三四七Bの合流地点から一点、SD四二八九から四点、現代暗渠から一点、V期以前の茶灰色土から一点、計三四点（うち削屑四点）が出土した。釈読可能な二点を紹介する。

8 木簡の釈文・内容

斜行溝SD四二二六〇

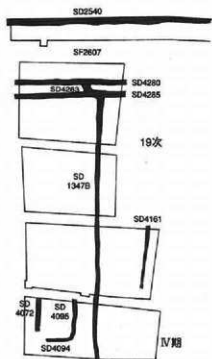
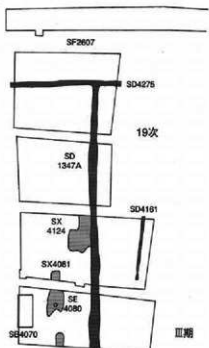
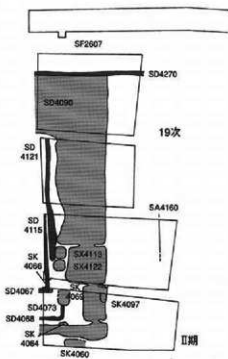
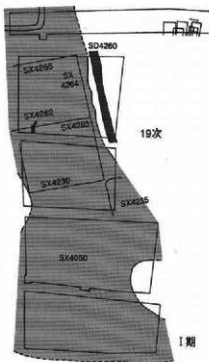
(1) □□女丁大人丁取□久〔御カ〕 (550)×21×6 081

(2) 「>」〔御カ〕 大家臣…□首大□ (57+51)×28×3 032

(3) 「<」〔御カ〕 十五斤

「V」〔御カ〕 □□□□□□

2007年出土の木簡



石神遺跡北方遺構変遷図

東西溝SD四二八五と南北溝SD一三四七の合流處

07 「V」田田塩「斗V」 11.8×3.3×1.7 0.31

南北溝SD四二八九

08 「V」上長押釘舟隻之中打合釘一五丈」

長七寸

「V」□□□□(削り残り) 2.95×3.95×3 0.32*

09 □村廣人弟国□ (1.30)×3.0×3 0.61

04 正月四日志紀未成」

□ (1.48)×1.1×2 0.61

02 □□□□ (枚々) (1.77)×1.3×2 0.61(補綴)*

□□□□
□□□□
□□□□
四枚

現代増録

02 「。小柱十九」 1.50×3.7×4 0.61

(1) (6)は七世紀中葉頃の木簡。(1)は上下両端折れ。古拙を強くともめた字体。「女」との対比から、「大人丁」は正丁を指すとみら

れる。(2)は上下二片からなるが、中間を欠く。下片の下端は二次的削り。下片の四文字目はウ冠が確認でき、「家」の可能性がある。

(3)は完形の物品整理用の付札。裏面は二次的な墨書。(4)は各辺を面取りした小型直方体に刻書する。(5)は墨書が薄く、検討を要する。

(6)は大型材を用い、文字も巨大で、呪符のような趣もある。

(7)以下は各種遺構から出土するが、木簡自体は七世紀後半であろう。(7)は完形の贅荷札。贅の荷札は通常、物品・数量以外は、首述地名のみを記すが、本木簡では人名のみを記載する。調と贅の類似性を示す史料として重要。(8)は上下二片接続で、上下両端折れ。(9)は三片接続。上下両端折れ、左右両辺割れ。上部は「五十代」など代制とみられる地積を墨書し、下部は歴名を刻書する。歴名には「以経マ」「乙里」という珍しいウジ名がみえる。「石上大連」も八色の改姓以前の可能性があるだけに議論を呼ぼう。(10)は記録簡を二次的整形したもの。三片接続で、下端折れ、左辺割れ。「沙弥」との対応から、上は「僧」と書かれていたと推定される。説経や法会に参集する僧・沙弥の人数を書き上げたものであろう。(11)は下端折れ、左辺割れの習書木簡。「椋」は七世紀に一般的なクラの表記。(12)は荷札木簡の下端部を二次的に整形して尖らせる。本来は尾張國の荷札か。二文字目から下は表面が削り取られている。(13)はほぼ完形の養米荷札。一文字目は「少」の可能性もある。二文字目は旁が「鳥」の字体。(14)は完形の鯉荷札。「辛巳年」は天武一〇年(六八

(二) 物品・数量を記した後、地名を書くのは珍しい。05は釘札に由来するとみられるが、上端以外は欠損する。06は二片接続で、上端折れ。下部には穿孔がある。07は完形釘札。塩を貫進することから、「田田」は後の紀伊国名草郡多田郷に該当するか。サト名の次に「五十戸」「里」を省略している。08は完形だが、裏面の墨書は削り残り。「五寸」は上長押の長さで、割書にはそれを組み立てる際に使用する釘の種類と本数を記す。付札状を呈した進上状で、地方からの貢進荷札ではない。09は上端折れ、下端二次的切断。「弟国」は「廣人」の出身地とみられ、後の山城国乙訓郡に該当しよう。一文字目は下部が「木」の字体で、「集」と釈読できれば、「物集村」の可能性がある。02は上端折れで、材の下部に日付と人名を記す。03は二三枚をとり合わせた櫛屑の破片（上部欠損）で、最も外側の一枚に墨書する。04は上端部の左右二箇所に径約5mmの小孔があり、その下に墨書する。香付に関わるか。

9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇八」(二〇〇八年)

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」二二(二〇〇八年)

(市 大塚)

奈良・安倍寺跡 あべでら

- 1 所在地 奈良県桜井市安倍木材団地
- 2 調査期間 第二〇次調査 二〇〇六年(平18)八月、九月
- 3 発掘機関 桜井市教育委員会
- 4 調査担当者 木場佳子
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(桜井・吉野山)

安倍寺は七世紀中頃に創建されたと考えられる古代寺院で、「東大寺要録」などから、阿倍氏の氏寺として建立されたと推定されている。発掘調査によって主要伽藍及び寺域の西限はほぼ確定し、南・東限についてもその概略を捉えている。北限・北域の土地利用状況は不明瞭な部分が多いが、銅滓や銅製品、輪羽口、板ガラス片、墨書土器などが出土しており、工房や雑舎

が存在する可能性が指摘されている。

今回の調査地は安倍寺跡の推定寺域の北縁部に位置する。約八〇㎡を調査した結果、藤原京期から平安時代の遺構を検出した。

木簡は、調査区西側で検出した南北溝S D O三から一五九点、削層約四〇〇点が出土した。溝S D O三は幅四・五m以上、深さ約六〇cmを測る。遺構の時期は七世紀末から八世紀初頭と考えられる。

埋土は五層に分かれ、層ごとに分けて遺物を取り上げたが、各層に顕著な時期差は認められなかった。出土遺物は他に、土師器、須恵器、軒瓦を含む丸瓦・平瓦、木製品、円面硯、土錘、漆膜の付着した土器片、漆塗りの木製鉢片、「□寺」などと墨書・刻書された土器片、製塩土器、和同開珎、鉄釘、籠羽口、トリペ、鉸滓、滓の付着した土器片、銅滴、ガラス玉などがある。

8 木簡の釈文・内容

S D O三 二層

(1) □百七十一別塔作

001

(2) ・「久比廿五□□」

・「□□」

113×22×2 032

(3) ・「在在_[在ま]我我_[在ま]我_[在ま]」

・□□木 □

157×14×5 081

S D O四 三層

(4) 「四千□」

91×20×2 032

S D O三 四層

(5) ・「上稻千册上」

・□□人十束三□」

82×20×3 011

(6) ・「大大大者乃□馬大大大皮皮」

・□□□□□□□□_[白大]_[水也]

(226)×(14)×2 081

S D O三 埋土一括

(7) 「三尺五□□□_[十カ]」

(93)×19×5 039

(8) ・「十九斤 其四斤□□」

・□□□□廿八日□□_[二月カ]

(129)×(19)×3 081

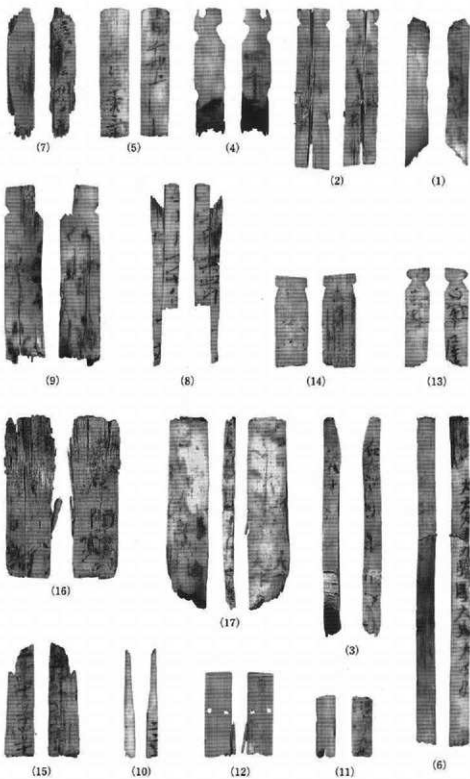
(9) ・「仏聖□」

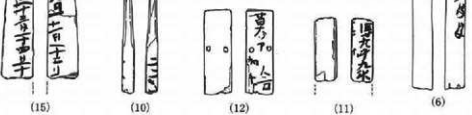
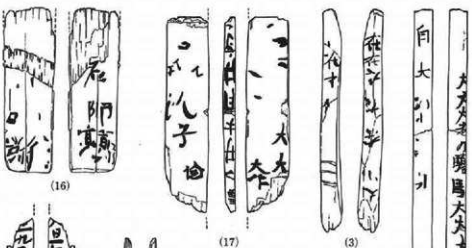
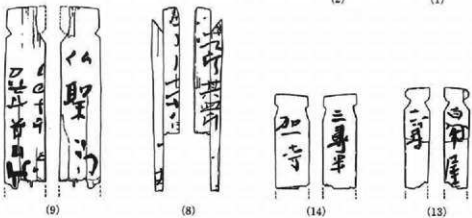
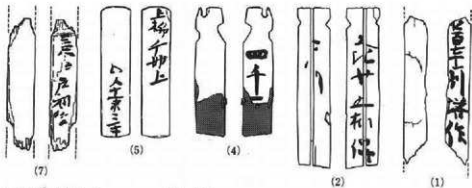
・「□四廿其□□□_[六廿其]□□□_[六]」

(128)×28×4 039

(10) □□□□_[二六十カ]

(78)×8×7 081





01 九斗九升

(49)×(19)×5 081

02

「廿日大^{〔マカ〕}人^{〔人〕}口^{〔口〕}
加^{〔加〕}口^{〔口〕}

60×19×2 011

03

▽白閉屋
▽口口

(71)×18×2 039

04

▽三半平
▽加口

(63)×24×2 039

05

・八日一九日二十一日二十二日
[日カ]
□一九日二十三日二十四日二十

(81)×(32)×4 081

06

・石師口口
□□

(117)×(33)×5 081

07

・大 大
大 大
[乙カ]
□□
□□子

□□并□□并□□(側面)

(138)×(53)×9 081

(1)は右辺のみ原形をとどめる。裏面には薄く削いだ痕跡があるので削片である。墨痕は極めて薄いが赤外線装置により読み取ることができる。「口」とあるので「百七十二」は人の数を示すとみられ、次いで「塔作」とあるので塔などの伽藍建立に関わった作業員の人数を記した木簡の一部とみられる。この木簡から考えると、塔の造営は天武朝から藤原京期にかけて行なわれた可能性がある。

(2)は上端に切り込みをもつ完形の木簡。表面の「久比」は不詳。五・六文字目はそれぞれ木偏・人偏の文字である。裏面は非常に墨痕が薄いため釈読できない。

(3)は二次的な整形を受け、上端は刃物のようにになっている。裏面は文字の一部が削られており、習書の後に二次加工がなされたとみられる。

(4)は上端に切り込みをもつ完形の付札木簡。下端には漆が付着しており、そのまま地に転用されたらしい。「四千」とかなり大きな数を記すが、それが何の数であるかはわからない。

(5)は完形の短冊型木簡。上端及び下端はややく整えられている。二字目は筆の運びからすると「柳」のようにも見えるが、表面の「十束」から考えて「稲」と釈読した。この木簡も「千冊」とかなり大きな数を記す。「上」は進上の意か。

(6)は上端及び左辺は原形をとどめ、右辺は削れ、下端は折損する。墨書は両面にあるが、裏側は非常に薄く釈読困難である。習書。

(7)は破損が激しいが、上端の一部に削り整形の痕跡があり、上端左右にも切り込みの一部とみられる痕跡が僅かに見え、荷札木簡である。下端部は折損している。「三尺」の下はやや墨痕が薄い、「五十戸」とみてよい。三尺五十戸は「ミサカノサト」であり、「和名抄」には武藏国横見郡御坂郷・備後国神石郡三坂郷・筑前国穂浪郡三坂郷がみえる。里ではなく五十戸と表記することから天武朝後半以前の木簡と考えられる。

(8)は二片が接合するが、原形をほとんど残さない。破損状態が不自然なことから、木簡の廃棄段階で人為的に破砕されたと見られる。

一九斤あるものうち、四斤について何かを行なった記録木簡か。

(9)は上端に切り込みがある付札。切り込み部分には紐の痕跡が残る。下端は折損する。墨書は両面にあり、表面は天地を逆にして記す。「仏聖」は「仏簡」と同じで仏前などに供える木版であろう。

(10)は上端は二次的加工により細長く削る。下端は折損。

(11)は上端折損、右辺割れ、下端部は断面連字形に表裏両面から刃物を入れて切断する。「九斗九升」と大きな量を記す。

(12)は上下両端、左右両辺とも原形を残す小型の木簡。中心の左右に穿孔がある。上半部は「廿日…」と一行で記し、下半部は二行に分けて記している。これと同様の木簡がもう一点ある。

(13)は上端は原形をとどめ、切り込みをもつ。下端は折損。二文字目は「マロ」と訓み、七世紀の木簡によく見られる人名表記である。

(14)は上端及び左右両辺は原形をとどめる。上端左右には切り込みがあり、紐の痕跡が残る。下端は切断されており、二次的加工の可能性もある。墨痕は両面ともかなり薄い。

(15)は上下両端は折れ。左右両辺も割れていて原形を残していない。日付を順に記し、各日に確認のための合点を付した木簡である。なお、この合点らしき墨痕は界線の類の可能性も残る。

(16)は下端と右辺が原形をとどめ、左辺は割れ。上半分は表裏両面とも破損が激しい。全体にやや大きめの文字を記しているが、内容はよくわからない。

(17)は上端及び下端は折損し、側辺は片側のみ原形をとどめる。側辺の中央には正面と左右の三方向からの切り込みがある。文字の配置に規則性はなく、また同じ文字を繰り返していることから習書木簡であろう。

なお、木簡の釈読にあたっては、京都教育大学(当時)の和田萃氏、奈良県立橿原考古学研究所の鶴見泰寿氏のご教示を得た。

9 関係文献

桜井市教育委員会「桜井市平成18年度国庫補助による発掘調査報告書」(桜井市立橿原文化財センター発掘調査報告書三〇、二〇〇八年)

(木場律子)

奈良・大中遺跡
おほなか

- 1 所在地 奈良県大和高田市大中
- 2 調査期間 二〇〇六年(平成18)十一月—二〇〇七年四月
- 3 発掘機関 大和高田市教育委員会
- 4 調査担当者 濱野俊一

- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代—飛鳥時代・中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東南部)

大中遺跡は、弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。遺跡は沖積地に立地し、標高は五九m前後を測る。今回の発掘調査はマシオン及び個建て住宅建設に伴うものである。検出した主な遺構は、弥生時代後期後半から飛鳥時代では、井戸・土坑・掘立柱建物・溝・柱穴など、中世では一四世紀後半を中心とした環濠・井戸・土坑・柱穴などである。

木簡は、井戸や柱穴などの遺構が集中する居住空間の外側を囲む環濠の機能層から一点出土した。同層からは他に多量の土師皿・瓦器や漆器桶・折敷などの木製品などが出土している。環濠の開削時期は不明だが、一四世紀後半に中心をもち、一五世紀初頭には埋め戻されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「日」日日日 日日日

日 天 王 也 人 鬼 (符 懸) 急 々 如 律 令

日 日 日 日 日 日 日 日

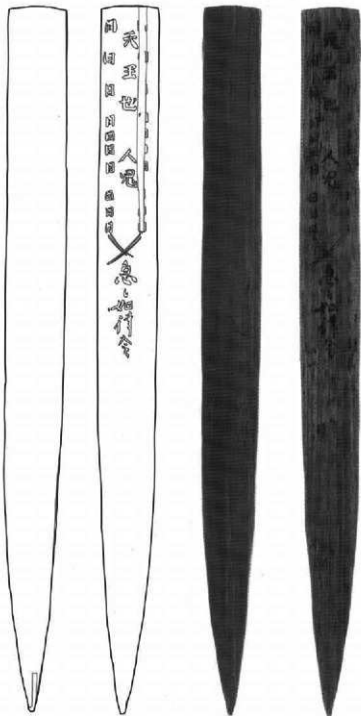
904×60×4.5 001

上端と左右両辺は丁寧に削って整形し、下端は尖らせる。表面の中央部、「急々如律令」の直上には、斜行する二本線が交差する記号(剣を表す)が記される。左右の「日」はそれぞれ三・四・三のままとまりをもつて配置される。そのほかに「急々如律令」の左右にも、「日」らしき墨痕が一部確認できる。

なお、釈読にあたっては、元興寺文化財研究所人文考古学研究室の方々のご教示を得た。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所付属博物館「大和を掘る二五 二〇〇六年度 発掘調査速報展」(二〇〇六年) (濱野俊一)



奈良・八王子神社
はちおうじじんじや

1 所在地 奈良市高畑町

2 調査期間 一九七八年(昭53)七月

3 発掘機関 奈良県教育委員会

4 調査担当者 亀田 博・堀 幸男・松浦寛二

5 遺跡の種類 神社

6 遺跡の年代 鎌倉時代―室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良・桜井)

八王子神社は春日大社の南方約五〇〇m、新薬師寺北東の千鳥家の屋敷地東南部にある。千鳥家は春日若宮神社の神主を務める家で、

初代若宮神主中臣祐房(長承四年(保延元、一一三五)就任)の子孫で第九代目の祐明(建久四年(一一九三)就任)より代々若宮神主職を相伝している。
西向き一間社春日造りの社殿を一九七八年七月に解体修理していたところ、基

壇内から遺物が折り重なって出土した。社殿の基壇は南北一・三m東西一・五mで自然石を組んで築かれ、中央部分には四〇cm大の石が二つ南北に並べて置かれ、その上面を中心に鏡像・懸仏一五〇点、鏡三片、六花形飾金具一点、カヤの実一点、細軸木片約一〇〇点、柿経約一四〇点が埋められていた。

鏡像・懸仏は火を受けた痕跡が明瞭であるが出土付近に火を焚いた形跡はなく、別の場所まで火を受けたものが一括して埋納されたものと考えられる。これに対して、カヤの実・細軸木片・柿経は火を受けておらず、鏡像・懸仏を埋納する際に同時に埋められたとみられる。柿経と細軸木片は鏡像の間に挟まって出土しているので、同時に埋納されたとみてよい。柿経約一四〇点のうち墨書のあるものは八二点で、今回は釈読のできた柿経三五点を紹介する。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 及他 (24) × (10) × 0.2 081
- (2) 寿命四 (42) × (13) × 0.2 081
- (3) 羅 (18) × (4) × 0.2 081
- (4) 天術 (31) × (12) × 0.2 081
- (5) 其水湧 (40) × (10) × 0.2 081

06	「仏壽命四十劫像法之中有	(121)×(21)×0.2	019	09	無間又有	(49)×(21)×0.2	081
07	漢福	(37)×(13)×0.2	081	20	鼻復有地	(47)×(23)×0.2	081
08	願經地	(38)×(17)×0.2	081	21	復有地獄名	(61)×(19)×0.2	081
09	薩摩	(41)×(23)×0.2	081	22	復	(14)×(13)×0.2	081
10	四衆及未	(42)×(24)×0.2	081	23	火箭復有地獄	(64)×(22)×0.2	081
11	閻浮提罪苦衆	(38+19)×(20)×0.2	081	24	有地獄名曰通槍復有地獄名曰鉄	(56+14+62)×(25)×0.2	081
12	名号及惡報等事使未來	(34+71)×(24)×0.2	081	25	地獄名曰鉄床	(44+61)×(24)×0.2	081
13	果報地藏答言仁	(73+9)×(27)×0.2	081	26	地獄名曰鉄	(42)×(18)×0.2	081
14	今承仏	(22)×(11)×0.2	081	27	獄	(19)×(15)×0.2	081
15	之力略説地獄名号	(74)×(24)×0.2	081	28	曰鉄	(20)×(12)×0.2	081
16	報惡報	(36)×(18)×0.2	081	29	有地獄名曰千	(52)×(18)×0.2	081
17	閻浮提東方有山	(59+17)×(27)×0.2	081	30	流火復	(38)×(18)×0.2	081
18	曰鉄册	(40)×(19)×0.2	081	31	有地獄名曰眇眼復有地	(44+39)×(22)×0.2	081
19	月光有大地獄号	(74)×(29)×0.2	081	32	名曰諱	(31)×(18)×0.2	081

如大 (31)

自地餘名 (32)

自復自 (32)

自 (33)

受福利 (34)

自 (35)

有或自 (25)

自地餘名 (25)

自 (25)

自 (26)

自 (27)

自 (28)

自 (29)

自 (30)

日有大 (19)

自 (20)

自 (21)

自 (22)

自 (23)

自 (24)

果地 (13)

自 (14)

自 (15)

自 (16)

自 (17)

自 (18)

自 (8)

自 (9)

自 (10)

自 (11)

自 (12)

自 (1)

自 (2)

自 (3)

自 (4)

自 (5)

自 (6)

自 (7)

京都・難波野遺跡
なんばの

- 1 所在地 京都府宮津市難波野・大垣
- 2 調査期間 第五次調査 二〇〇六年(平18)九月～二〇〇七年二月
- 3 発掘機関 勸京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 4 調査担当者 石井清司・引原茂治・石尾政信・戸原和人
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

難波野遺跡は、日本三景の一つである天橋立の北側に位置する。



(宮津)

成相山系の山地から流下する真名井川などの小河川によって形成された扇状地上及び阿蘇海に面した低地に立地する。付近は「府中」と呼ばれており、丹後国府の所在地と考えられている。調査地は、この扇状地の縁辺部及び低地部にあたる。

調査の結果、弥生時代中期の方形貼石墓、多数の土器で構成された古墳時代中期の祭祀遺構、中世の建物や井戸などを検出した。遺物では、平安時代頃の「南」「古」もしくは「十口」などと記された墨書土器や中世の漆絵漆器、多数の中国製陶磁器などが注目される。木簡は、二二―一三世紀頃の横列から一点出土した。横列は、南北方向に四基の柱穴が並び、木簡は北から一基目の柱穴埋土から出土した。柱穴には柱根が残るものもあった。

8 釈文・内容

(1) ・「寛治五年

・米□□

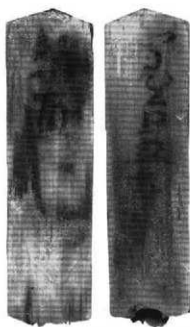
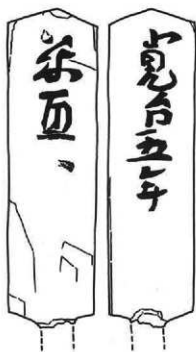
(52) X 21 X 6 081

軸部を欠失した題籤軸とみられる。上部は山形に削り出し、下部は左右から切り込んだ痕跡がある。中央には折損痕が見られる。表面には「寛治五年」(一〇九二)と墨書され、裏面三文字目は数字の可能性もある。

9 関係文献

朝京都府埋蔵文化財調査研究センター「京都府遺跡調査報告集」
二二八(二〇〇八年)

(引原茂治)



表外



(京都東北部・京都東南部)

調査地は、鴨川が形成した北から南に緩やかに傾斜する微高地上に立地し、縄文時代～飛鳥時代の集落遺跡である烏丸御池遺跡に含まれる。平安京の条坊では左京三条四坊十町にあたり、調査の結果、当地が平安京造営後まもない頃から、利用されたことがわかった。鎌倉時代に属する遺構及び遺物は数多く検出されており、当地がこの時期に活発に利用されたことがうかが

京都・平安京跡左京三条四坊十町・烏丸御池遺跡

- 1 所在地 京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15)八月～二〇〇四年九月
- 3 発掘機関 財団法人埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 上村和直・小椋山一良・大立目一・尾藤徳行
- 5 遺跡の種類 集落跡・都城跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は、鴨川が形成した北から南に緩やかに傾斜する微高地上に立地し、縄文時代～飛鳥時代の集落遺跡である烏丸御池遺跡に含まれる。平安京の条坊では左京三条四坊十町にあたり、調査の結果、当地が平安京造営後まもない頃から、利用されたことがわかった。

京都の町が上京と下京と二極化する戦国時代の当地は、下京の町組の北東縁辺部にあたり、中心部からはずれた地点に位置しており、一六世紀の遺構分布密度が極端に低下する。天正以降、町割りも短冊形に造り替えられ、東を富小路通、西を柳馬場通、南を御池通、北を押小路通に画された街区となり、江戸時代前期になると、遺構・遺物ともに急増していく。

江戸時代前期の遺構として、柳馬場通や御池通に面して立ち並ぶ石垣や塀により区画された町屋を検出した。その中には多数の井戸や石室、真鍮製造工房や廃棄土坑などが含まれている。江戸時代中期に入ると真鍮工房の操業は停止し、廃棄土坑も埋め立てられ、町屋の区画に取り込まれていくことがわかった。

この四つの通りで区画された街区のはほぼ中央に存在している大型の廃棄土坑三一八は、南北一〇m以上東西二七m深さ約一mで、底部には凹凸がみられる。南側の真鍮工房からの廃棄物が最も多いが、周囲からも各種の廃棄が行なわれたと考えられる。廃棄されたものには、真鍮工房関係では増嶋・取瓶・炉盤・灰・スラクなどがある。他には、土器類や輸入品を含む陶磁器類がある。また、木製品・漆容器・裨・骨製品などの各種工芸品製造に関連するものも出土している。さらに、この中に軟質施釉陶器と素焼き陶片など、当地での陶器製造を示すと考えられる遺物も含まれる。

出土した木製品は多種多形で、箸・しゃもじ・漆器柄・盤・折敷・曲物・釣瓶・各種の荷札・題籤・櫛・独楽・羽子板・小舟・人形頭部・下駄・ヘラ・刷毛の柄などがある。また、茶筌・団扇の骨などの竹製品も含まれている。共存する土師器皿は、京都XII期中・新段階(一七世紀中葉)にあたる。

木簡は、廃棄土坑三二八から六点、工房下層の土坑三三五四から一点、土坑八七から一点、計八点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

土坑三二八

(1) 「本れ 初 谷
新右衛門

(111)×22×9 023

(2) 「 六月十一日

鮎老楠 正田村
安右衛門

「□□□□□□

□□や 二郎兵衛殿

120×12×5 023

(3) 「 □□□□□□ 左衛門

「茶カ」

九郎右衛門七ノ割一分

・「九月十八日

小□□^{「黒カ」} □□^{「黒カ」} □□^{「蔵カ」} □□^{「蔵カ」}

142×30×5 051

(4) 「御ちの人さま

御きくぢま

(90)×24×2 039

(5) 「□□□□。徳久□□」



・「□□。やや」

142×32×6 065

(6) 「大坂わんや」

231×50×4 065

土坑三五四

(7) 「村々」
「林々」

174×21×4 032

土坑八七

(8) 「□□」

124×35×8 021

(1)は上端と両側面はケズリ調整。下方に向かって僅かに幅を広げ

ている。下端は僅かに欠損する。「初吉」は「助吉」の可能性もある。

(2)は上端と両側面はケズリ調整。

(3)は上端と両側面はケズリ調整。表面は丸太材の外側を利用して
いるため、中央部が厚く両端部にかけて薄くなる。裏面は平坦に加
工されている。

(4)は上端と両側面はケズリ調整。下部は欠損する。下方に向かっ
て僅かに幅を広げている。

(5)は上下両端を丸くする。表面上端部を薄く削る。両側面はケズ
リ調整。表面中央部の一文字の下半部が穿孔により失われる。

(6)は用途不明の木製品とみられる。上下両端と左右両辺はケズリ
調整。上部に焼印が捺されている。上部6cmと下部5cmほどの範囲
が焦げる。上端から9cmと一四cmの位置に直径5mmの小穴を穿つ。

(7)は上下端と両側面はケズリ調整。上端はやや尖る。

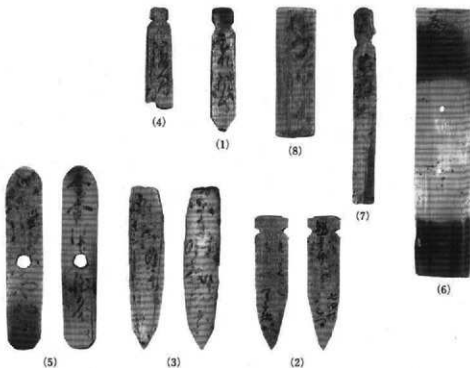
(8)は短冊型。上下端と両側面はケズリ調整。

なお、木簡の釈読にあたっては、京都大学の西山良平氏、京都橋
大学の有坂道子氏、滋賀県立大学の東幸代氏のご教示を得た。

9 関係文献

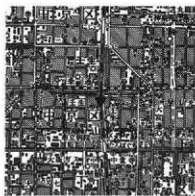
上村和直・小椋山一良『平安京左京三条四坊十町跡』(京都市埋蔵
文化財研究所発掘調査概報二〇〇四―一〇、朝京都市埋蔵文化財研究所、
二〇〇四年)

(小椋山一良)



京都・平安京跡右京五条一坊一四町

- 1 所在地 京都市中京区壬生高橋町・松原町
- 2 調査期間 二〇〇六年（平成）八月～十二月
- 3 発掘機関 御京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 加納敬二・東 洋一・田中利律子・吉村正親
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（京都西北部・京都東北部・京都西南部・京都東南部）

調査は、JR山陰線複線高架工事に伴う発掘調査である。対象地は西高瀬川から松原通までの総延長距離約四五〇mで、現高架下西側の幅三～四mの南北側道である。調査地は平安京右京五条一坊の東端部にあり、東を朱雀大路、西を西坊城小路、北を四条大路、南を五条大路に囲まれる。その中を、東西方向の道路である綾小路・五条坊門小路・高辻小路が通る。

朱雀大路と皇嘉門大路に挟まれた二町城は「坊城の地」とよばれた特別の区域にあり、調査地はその中に含まれる。調査地の北には四条大路から北への東西二町、南北四町に及ぶ広大な敷地をもつ嵯峨上皇の離宮・朱雀院の存在が知られている。近辺では一九九六年の同町の調査で平安時代の池状堆積を検出し、池内から「細工所彫形跡×・大原」と記載された木簡が出土している（本誌第三二号）。今回の調査で五条一坊三町で平安時代前期の洲浜と池を検出した。池内から平安時代前期（八世紀末～九世紀中頃）の土器や瓦、銭貨、木製品などがまとまって出土した。木製品の中に、判読できる木簡が二点認められた。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔道カ〕
 □様文内可行米一斛八斗四升

□料米六斗八升 功銭一貫
 六合人別二夕 體一斗八升 人別六合

(2) 〔統梨□〕
 (156) × 27 × 1.5 069

(1) は上下が折損している。食料・功銭支給に関する記載がある。裏面の米二升は成人男子に対する一日分の標準給食料である。対象者三〇人に一律の条件で一日分の支給を行なったことがわかる。「六合人別二夕」は上部欠だが、支給量が米の百分の一で、塩支給

とみて間違いない。一方、功銭に関する記載は、総額部分の「一貫」の下が欠けているため、内容を確定できない。ただし、対象者三〇人、総額一貫以上二貫未満だから、人別支給額は三四一六六文ということになる。奈良時代の類別と比較して高額であり、インフレーションが進行した九世紀中頃の社会状況を反映している。「體」(コサケ)は安備な甘酒(一夜酒)である。正倉院文書・木簡などには造営・運輸関係の肉體労働者・技術労働者に対する酒・酒糟の支給事例が散見する。この木簡の場合、対象者が三〇人と比較的多数だから、造営事業関連と推測される。表面は解釈が難しいが、「様」が「ためし」製品の見本の意だとすると、裏面の記述を造営事業関連とする推測の傍証になる。

(2)は上端を失らせて下半部は折損している。片面は墨書が剥落している。「延喜式」内膳司雑菓樹条に内膳司の園地に「統梨百株」とみえ、つぎなし(接梨)はつぎ木をした梨の木という。

なお、木簡の釈経にあたっては、京都大学の西山良平氏、奈良女子大学の吉野秋二氏、上野勝之氏のご教示を得た。

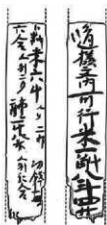
9 関係文獻

財京都市埋蔵文化財研究所「百平安京右京五条一坊一丁四町跡」(平安京跡・御土居跡、二〇〇七年)

(加納敬二)



(1)



(1)



(2)



(2)

三重・志知南浦遺跡

しちみなみうら



(桑名)

志知南浦遺跡は、員弁川右岸の自然堤防上に立地する。周辺に、十王堂などの寺院関連地名が残ることなどから、発掘調査区もしくはごく近隣に寺院があった可能性が高い。遺跡内からは、古代～中世にかけての墨書土器が計四八点出土している。このうち古代のものには「厭」「門」「殊市太」などがあり、中世には「僧」の墨書がある山茶碗、「宗真」「仏」の墨書があ

- 1 所在地 三重県桑名市志知字十王堂ほか
- 2 調査期間 二〇〇二年(平14)七月～二〇〇三年二月
- 3 発掘機関 三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 服部芳人
- 5 遺跡の種類 集落跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代晩期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

る天目茶碗など、仏教関連の墨書が見られる。

木簡は、溝SD六二から二点出土した。SD六二は、長さ二四・二m以上、幅四・八～五・八m、深さ〇・七～一mを測る大溝で、一五世紀～一六世紀前半の屋敷を区画する溝と思われる。同一遺構からは木簡の他、加工痕跡のあるウシの骨が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 風空火水地カ

(260+163)×(30)×3 051

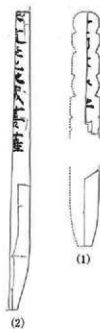
(2) 六通能化地蔵菩薩カ

(631)×(11)×3 051

9 関係文献

三重県埋蔵文化財センター「志知南浦遺跡発掘調査報告」(二〇〇八年)

(竹田豊治)



愛知・**堅三蔵**・通遺跡

たてみつくじどわり

1 所在地 愛知県名古屋市中区栄一丁目

2 調査期間 二〇〇五年(平) 四月～二〇〇六年三月

3 発掘機関 朝日航洋㈱

4 調査担当者 安田幸市・水野聡哉・田中城久

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 旧石器時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

堅三蔵通遺跡は、名古屋市の都心部に近い標高一〇m前後の台地上に位置する。これまでの発掘調査では、旧石器時代から弥生時代



(名古屋北部・名古屋南部)

にかけての遺物や古墳の周溝、古墳時代から奈良時代にかけての住居などが検出された。また、江戸時代には名古屋城下町の武家地にあたり、屋敷地に伴う各種の遺構が多く検出されている。

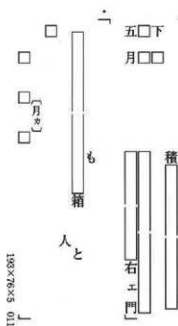
木簡は、江戸時代の庭園

遺構(池)の庭石の抜き取り痕とみられる土坑SK四六(径一・四五m 壁径一・六七m)から一点、一九世紀前半頃の陶器を伴う廃棄土坑SK一六三・七(南北三・一m東西三・九mの長方形)から二点、一九世紀前半頃の陶器を伴う井戸SE一〇(径一・二mの隅丸方形、深さ三・四四m)から二点、計五点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

SK四六

(1) ・



SK一六三七

(2) ・□ 八枚 すき 三本
いかなすき本
十三

〔御用〕
高□□様 川合定工門

156×43×4 011

(3) 「上

。夏目〔笠カ〕十朗様 甚左衛門

□〔捨カ〕□□□□□〔五ヘカ〕

190×49×6 011

SEIO

(4) ・〈 此塚内岡田久八朗〔郎カ〕

86×53×2 022

(5) ・〔。矢取〕

75×53×8 011

(1)は、二―三回重ね書きとされていて判読が困難。(2)(3)(4)は、荷札であろう。(5)は表裏とも同じ文字が書かれている。

9 関係文献

豊田通面御〔聖三藏通遺跡―集合住宅建設工事に伴う発掘調査〕
(二〇〇六年)

(水野裕之〔名古屋市長見晴台発掘資料集〕)



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)

愛知・富士見町遺跡

1 所在地 愛知県名古屋市中区大井町

2 調査期間 二〇〇五年（平17）九月～一〇月

3 発掘機関 名古屋市教育局・名古屋見晴台考古資料館

4 調査担当者 深谷 淳・水野裕之

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 弥生時代～近世・近代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

富士見町遺跡は、名古屋城と熱田神宮をむすぶ南北に細長い台地上に位置する。これまでの調査では、弥生時代から古代、中世にかけての遺構が検出されている。



（名古屋南部）

近世になると、当遺跡付近では真宗大谷派名古屋別院（東別院）が元禄一五年

（一七〇二）に名古屋御坊本御堂を完成させ、享保一

七年（一七三二）に、藩主

徳川宗春の振興策によって

「不二見遊廓」が開設されて以降は、店屋や宿屋などが集まる場所となったと思われる。

今回の調査では、東側の谷に面した斜面堆積層である遺物包含層から、縄文・弥生土器片と中世陶器片が出土したが、当該期の遺構は検出されなかった。

木簡は、土坑SK一から一点出土した。SK一は、明治時代後半以降の陶磁器類を含み、廃棄土坑と思われるが、規模は不明である。

8 木簡の釈文・内容

第117号 水

(1) 「。水」
曲物の柄杓の底板か小型の樽の蓋と思われるものに墨書されている。「水」専用の容器、用具であるとの意味であろう。

9 関係文献

名古屋市教育局「富士見町遺跡第六次発掘調査報告書」(二〇〇六年)

（水野裕之（名古屋見晴台考古資料館）

愛知・平手町遺跡

ひらてちやう



(名古屋北部)

平手町遺跡は、庄内川左岸の自然堤防上に立地する。下層面では弥生時代中期～古墳時代、上層面では中世の時期が中心となる。上層面では区画溝や道路、井戸、柱穴などの居雑状の遺構群を検出している。
木簡は、上層面の土坑SK〇八〇より、瀬戸美濃製の陶器などとともに一点出土した。木簡が埋められた年代は、瀬戸美濃製品の年代から、大甕第一段階(一

- 1 所在地 愛知県名古屋市区平手町二丁目
- 2 調査期間 第四次調査 二〇〇七年(平) 五月～十一月
- 3 発掘機関 名古屋市教育委員会・国際航業㈱
- 4 調査担当者 桐山秀穂・東園千輝男・石田和哉・野澤則幸
- 5 遺跡の種類 集落跡・墓地
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

五世紀末頃)と推測される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「イナ イナ (符籙) (九字) 川布
右」

11111111111111111111

刺書は、変体仮名で「つふふう」と判読できようか。とすれば、古来「歴節風」と呼ばれ、室町時代から「痛風」と俗称された病をさし、本木簡は疾病除けのための呪符木簡である可能性が考えられる。

木簡の釈読にあたっては、小林吉光氏及び名古屋博物館の方々のご教示を得た。

9 関係文献

名古屋健康福祉局「平手町遺跡第四次発掘調査報告書」(二〇〇八年)



木簡

(桐山秀穂・石田和哉・野澤則幸)

愛知・今町遺跡

いまらよう

- 1 所在地 愛知県豊田市今町八丁目
- 2 調査期間 二〇〇六年（平成18）四月～六月
- 3 発掘機関 助愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 宮腰健司・鈴木正貴・岡久雅浩
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 戦国時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（豊田）

今町遺跡は矢作川の中流域にあり、矢作川西岸に近接する碧海台地南東端部に立地する。付近には旧加茂郡・額田郡・碧海郡を分ける矢作川・巴川・大谷川の合流点があり、遺跡は加茂郡の南東端に位置する。遺跡の北側には戦国時代に創建された常行院が所在する。これまでに一九九八年度と二〇〇〇年度

に第二東名高速道路の橋脚建設予定部分（当時）で発掘調査を行った。二〇〇六年度調査は第二東名高速道路の調整池建設に伴う事前調査で、二〇〇〇㎡の面積をA区～C区の三区に分けて発掘した。一九九八年度と二〇〇六年度の調査区域では、戦国時代から江戸時代中期までの屋敷が七区画確認されている。屋敷地は湧で囲まれた一辺が二〇m～三〇mの不整形で、内部に掘立柱建物・井戸・水溜状遺構などが存在する。木簡は、B区の井戸SK三〇〇から一点出土した。共伴の陶磁器などからみて、一七世紀後半のものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□ □□

二月□□日

〔老人□□□□〕

〔二月□□日□□〕

〔□□□□日□□〕

〔28.6〕×〔27〕× 0.19

9 関係文献

日付や数値などが記載されていることから、荷札の可能性がある。
助愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター「今町遺跡Ⅱ」（二〇〇九年刊行予定）

（鈴木正貴）





(静岡)

駿府城内遺跡は、弥生時代中期から江戸時代にかけての複合遺跡で、安倍川が形成した扇状地の扇頂部近くに位置する。この付近は標高二七m前後にあり、平野部で最も安定した地域にあたる。

今回の調査は、静岡地方裁判所の庁舎建替えに伴うものである。検出した主な遺構は、一五世紀頃から一七世紀初頭では、近世駿府城下町の町割り方向に沿う

静岡・駿府城内遺跡

- 1 所在地 静岡市葵区追手町
- 2 調査期間 二〇〇七年(平成)六月―二月
- 3 発掘機関 財団法人歴史文化財調査研究所
- 4 調査担当者 河合 修・大森信宏
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大溝と、これに直交する溝に規制された屋敷地がある。この中には独立柱建物・井戸・かわらけ廃棄土坑などが配置される。一七世紀初頭以降では礎石建物・井戸・廃棄土坑がある。

木簡は、大溝から多量の箸や折敷・漆椀・獸骨・魚骨などに混じって三点(付札一、箸筥二)、一七世紀の廃棄土坑から二点(付札)、計五点が出土した。今回は、保存処理の終了した大溝出土の一点について報告する。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「く寺□米」
 ・「く四斗」

81 X 28 X 24 0.8

スギの板目材を用いる。上端は山形に切り取り、頭部両側に切り込みを入れる。裏面の切り込みを結ぶ位置には幅二mm程の変色部分があり、紐痕とみられる。なお、釈文にあたっては放送大学の本多隆成氏よりご教示を得た。



(河合 修)

「青森県史」資料編古代2 出土文字資料」の刊行

本書は、文献史料を集成した「県史」資料編古代1と「県史叢書」古代1補遺の二冊に次ぐ古代北方史に関する三冊めの資料集である。青森県をはじめ現在の北海道・東北地方・新潟県で出土した三万点を超える文字資料を収録する空前絶後の規模を誇る。

第I部青森県出土文字資料、第II部墨書・刻書土器・文字瓦は遺跡ごとの資料表を主体とし、道県ごとの解説と主要な資料の図版からなる。第III部は木簡と漆紙文書で、遺跡ごとに資料を排列し、それぞれに形状・内容等を注記する。第IV部は金石文で、年紀にしたがって資料を排列し、多くの写真を掲載する。お問い合わせはこちらまで

青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ

電話 〇一七―七三四―九三三九

お求めはこちらまで

青森県図書教育用品株式会社

電話 〇一七―一七―八八二一

A4判 八一六頁 額価五九八五円(税込) 送料四二〇円

東京・汐留遺跡

しほどめ

- 1 所在地 東京都港区東新橋一丁目他
- 2 調査期間 一九九六年(平8)四月～二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 東京都埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 千野裕道・比田井民子・小林博純・福田敏一・小島正裕・小栗一夫・斉藤進・竹花宏之・西澤明・小林裕・西山博章・石崎俊哉
- 5 遺跡の種類 縄文時代遺物包蔵地・大名屋敷跡・鉄道施設跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代早期・近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(東京東北部・東京東南部)

汐留遺跡は、旧国鉄汐留貨物駅跡地にあたり、汐留再開発地区約三〇・七ha(南北約一・一km東西約〇・二七km)に広がる。東京湾沿岸部の低地に立地し、現地表面の標高値は北(銀座方面)より約四・一～二・五mを示す。

遺跡の主体は江戸時代の大名江戸屋敷で、北より播磨国竜野藩脇坂家(寛文二年(一六六二)信濃国飯田藩より転封、五万三千石)、陸奥国仙台藩伊達家(慶長五年(一六〇〇)所領確定、六二万石)、陸奥国会津藩保科家(寛永二〇年(一六四三)出羽国山形藩より転封、二二万石)の屋敷地が並ぶ(屋敷名は、以下「脇坂家屋敷」のように表記)。

以上の屋敷地は、脇坂・伊達両家芝屋敷に認められた初期造成の遺構と考えられる土留め施設(土留め竹欄・土留め板欄・石垣)から判断して、江戸湾沿岸域における沖積地の埋め立てであるいは地盤改良などの大規模な造成により形成されたと想定される。各芝屋敷は、大略表に示したような変遷を辿る。各々外郭域の大きな変化として、明暦三年(一六五七)を定点とする脇坂家芝屋敷拡張に伴う海手側の埋め立て、延宝四年(一六七六)を定点とする伊達家芝屋敷の大規模な船入場の埋め立て、延宝五年を定点とする保科家芝屋敷拡張に伴う海手側の埋め立て、宝永四年(一七〇七)新規道路造成による脇坂・伊達両家芝屋敷の縮小及び寛保三年(一七四三)伊達家芝屋敷の再拡張、を挙げることができる。

近代になると新橋停車場とその関連施設が建設され、その後構内南西部が東京馬車鉄道会社(一八八二年三月開業)の敷地となった。

本遺跡では一九九一年六月より二〇〇一年三月まで調査を行なった(一九九一年より東京都埋蔵文化財センターが調査。調査総面積は約二六・六haである。九二・九三年度調査の出土木簡は本誌一九号で、

九四・九五年度調査の出土木簡は本誌二一号で、それぞれ紹介している。今回は、一九九六年度以降の調査で出土した木簡約七二二点のうち、主要なもの八二点を紹介する。出土遺構は、近世の伊達家芝屋敷に関わるもの、保料家芝屋敷に関わるもの、近代の新橋停車場構内・東京馬車鉄道会社に関わるものに大別される。

近世の木簡は荷札類を中心に紹介するが、他に将棋駒・櫛・桶・曲物・笥・膳・などさまざまな木製品に墨書が認められた。また、刻書・焼印のあるものも多数出土している。上記以外の文字資料では、木桶（墨書、朱書、焼印）、上水樋底板・側板（墨書、焼印）、石垣削木（刻文）に認められる。

一 伊達家芝屋敷

調査地は、伊達家芝屋敷の表向きを主体とする概ね西側半分と東側（海手）汐留川に面する庭園地区にあたる。木簡は、約三〇六点出土した。

出土遺構のうち、五日一六六六遺構・五日一七四三遺構は、屋敷の海手に位置する広大な船入場空間で、木簡はこの空間の埋め立て層から出土した。前者からは、墨書紀年「寛文六年」のある瀬戸・美濃窯筋袖香炉も出土している。これらの遺構は、延宝四年が下限と捉えられるが、紀年銘資料を加味すると船入場空間は上屋敷唱替時にはおよそその埋め立て造成が完了していたとみられる。五日一七二六遺構は、間知石組による護岸を有する池跡で、出土した紀年

銘資料・陶磁器の年代観から下屋敷段階の遺構と判断される。

六日一二六〇遺構は、船入場空間六日一七四三遺構の埋め立て後に構築された土坑で、紀年銘資料から延宝四年を過ぎない時期、一七世紀後半には廃絶したと判断される。六日一二九二遺構は、海手汐留川に開口する船入場空間で、宝水四年の新道造営に伴い廃絶したと考えられる。

二 保料家芝屋敷

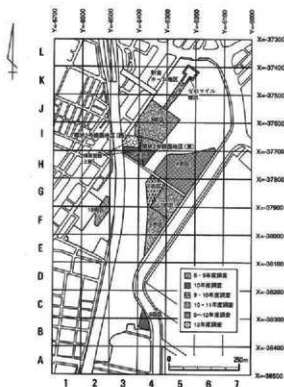
調査地は、屋敷地のうち汐留川に面する範囲である。木簡は、約三八一点出土した。

出土遺構のうち、四日一〇五五遺構・四日一三三五遺構・四日一四四〇遺構・五日一〇九八遺構・五日一三七七遺構は、いずれも中屋敷添地願いによる海手側屋敷拡張域で、土留め施設により区画された埋め立て空間である。五日一〇九八遺構は、海手寄り外郭線に並行する水路状空間であり、木簡はこの埋め立て層から出土した。四日一四四〇遺構は、最も海手寄りの汐留川に面し、拡張後の外郭域を形成する。四日一〇二六・二遺構は、これら埋め立て層の最上層に位置する集石である。以上の遺構から出土した遺物は、上限を拝領年の寛水一六年、下限を延宝五年と捉えることができる。

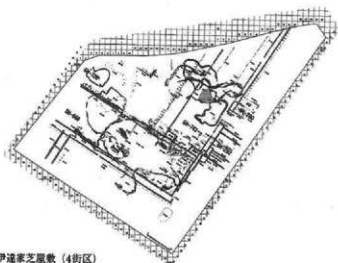
四日一〇八八二遺構は、下屋敷空間に位置する土坑で、出土陶磁器は一七世紀前半代から中頃の様相を示す。四日一〇二六九遺構は、埋め立て拡張後の中屋敷空間の溝で、延宝五年以降の遺構である。

史料に見る各家芝居敷の変遷と主な災害

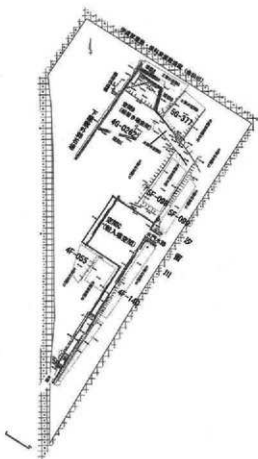
	脇坂家	伊達家	佐科家
寛永9年(1632)以前	下屋敷(拝領)		
寛永16年(1639)			下屋敷(拝領)
寛永18年(1641)	大火被災	下屋敷(拝領)	
明暦3年(1657)	上屋敷へ明替(屋敷拡張)		
明暦3年	大火被災	大火被災	大火被災
万治元年(1658)			中屋敷(唱替)
寛文8年(1668)	(被災か)	大火被災	大火被災
延宝4年(1676)		上屋敷(唱替か)(屋敷拡張)	
延宝5年(1677)			屋敷拡張 御手空地を添地
元禄16年(1703)	大地震被災		
宝永4年(1707)	幕府の道路造営による接取のための屋敷縮小		
享保3年(1718)	大火被災	大火被災	大火被災
享保9年(1724)	大火被災	大火被災	大火被災
享保16年(1731)	(不詳)	大火被災	大火被災
寛保3年(1743)		屋敷拡張	
天明4年(1784)	大火被災	大火被災	(不詳)
寛政6年(1794)	大火被災	大火被災	大火被災
文政7年(1824)	大火被災	大火被災	(不詳)
天保5年(1834)	大火被災	大火被災	(被害少ない)
明治元年(1868)			「明地」
明治3年(1870)	明治新政府による接取		



1996～2000年度調査範囲図



伊達家芝屋敷 (4街区)



保科家芝屋敷 (7-8街区)

五F—〇〇二遺構は土留め竹櫓で、最も海手寄りの外郭域を形成する空間（五F—〇九九）を保持する施設である。年代は、延宝五年を下限とすると考えられる。

三 新橋停車場構内・東京馬車鉄道会社

木間は、約三四点出土した。

新橋停車場に関わる遺構のうち、四G—〇二八二・〇二八五・〇二九三・〇三一一遺構はいずれもゴミ穴で、年代は一九一一年以前の遺構と考えられる。四G—〇三三六・四F—〇一〇遺構もゴミ穴である。

東京馬車鉄道会社に関わる遺構のうち、二F—〇二九遺構は、煉瓦の外壁をもつ車庫、二F—〇六六遺構は埋枿で、年代は煉瓦組遺構二F—〇三一一（車庫二F—〇二九の付帯施設）より新しい。二F—〇七七遺構は、車庫二F—〇二九建設以前の木組溝、覆土より明治以降の陶磁器が出土している。二F—〇九九遺構は、構内を区画する素掘りの溝で、幅は三・八m。断面は逆台形状を呈する。

なお、木間以外の文字資料として、新橋停車場に関わるものでは、鑑札（焼印）、病院の薬札（うち一点には「芝区榮井町 濟民病院」と印刷）、「東京馬車鉄道株式会社」の焼印があるブラシ、「上種水／菱形枠」三／角枠「□製仕入／下総野田早／山下平兵衛／□」（家書体文字）の焼印が捺された銅葉桶などが出土している。

8 木間の釈文・内容

一 伊達家之歴數

五H—六六六遺構

(1) 「納三斗七升二勺□□」

120×14×2 011

(2) 「寛文五年□□□□大院より

「このわた大院數□□□□」

120×21×3 011

五H—七二六遺構

(3) 「寛文四年

御米□九本内 □左衛門

「速田北浦村 久藏

120×24×4 031

五H—七四三遺構

(4) 「拾三戸三百□

「江戸 長三郎」

96×27×6 032

(5) 「四月十二日漬」

76×15×2 032

- (6) ・「粟野助右衛門様」
 ・「濱田新右衛門」
 81×20×2 032
- (7) 「〆御上やしき〆
 大立国与十郎様 本多文左衛門 奉」
 150×26×2 032
- (8) ・「^{〔遠か〕}〆田
 か、み様江 〆二部〆五〆人」
 「〆三月廿二日 松沢」
 108×19×3 032
- (9) ・「〆中塚手籠横河」
 ・「〆安藤長右衛門」
 100×18×4 011
- (10) ・「〆石巻中塚手籠」
 ・「〆安藤勘右衛門」
 111×12×2 011
- (11) ・「〆塩引横河」
 ・「〆安藤長右衛門」
 97×16×3 011
- (12) ・「〆平泉手籠」
 ・「〆檜木金七」
 108×18×6 011
- 013 ・「〆和洞」
 ・「〆小野寺 〆〆」
 111×23×4 022
- 014 ・「〆和洞」
 ・「〆鈴木六兵衛」
 120×22×4 022
- 015 ・「延宝元年分 上伊沢御売米」
 ・「四斗五升入 金ヶ崎町 御米宿 〆〆」
 146×(30)×3 011
- 五H-110E
- 016 ・「貞享元年 〆月廿七日 〆」
 ・「〆〆もの〆〆内〆〆米 〆斗〆升入」
 150×27×4 051
- 六H-126〇遺構
- 017 ・「〆松平陸奥守様中」
 ・「〆七〆之内」
 (148)×20×8 039
- 018 ・「延寶貳年分御前金米 四斗五升」
 ・「吉田六左衛門」
 140×27×7 051

09 ・「延宝貳年分 御供米

四斗五升」

・「 藤田六左衛門」

143×23×7 051

090 ・「○上諸白」

・「○あ□□」

75×17×2 022

六H—二九二遺構

091 ・「○く御ひやうふ六双之内」

・「○く 野村
岩野」

148×23×4 022

092 ・「△高橋清右衛門」

・「△ 吉浜」

92×20×4 022

093 ・「△貞享元年八月十日

・「△夏喰音羽 大和殿より上ル
御□□□」

178×30×8 022

094 ・「○萩塩漬九拾八拾 。

・「^{〔十七〕}人米五□□巨鹽□大。

日三十月六年」

196×90×8 011

095 「○丑六月廿日

志□塩百式持」

202×35×10 011

096 ・「○午ノ十月六日 海老原×

□□

(147)×30×6 019

・「○西沼村 米□表

□□

(147)×30×6 019

097 ・「○松平陸奥守様御屋敷

古内造酒祐方へ御□□□□」

・「○林忠左衛門様 生嶋伯悦」 127×35×10 011

098 ・「△津田民部殿 望月繩殿」

・「△松平陸奥守飛脚 江戸江登」 222×30×3 022

099 ・「△松平陸奥守様中 成田助之丞荷物△」

・「△一子ノ四月廿日

△」
316×35×10 031

荷札の記載内容で、特徴的なものを以下に挙げる。宛名における伊達家屋敷の表記は、(7)「御上やしき」(7)「松平陸奥守様中」(8)「松平陸奥守様御屋敷」などである。人名は、送り主である国元の家臣名、受け取り人である江戸詰の家臣名、名主などの農民、商人などである。(9)「石巻」(8)「遠田」(8)「平泉」(9)「横川(河)」(9)「上伊沢」(9)「金ヶ崎町」(8)「西沼村」はいずれも仙台藩領内の地名。品物は、「米」「塩」「粕」「酒」(8)「上諸白」「御茶」「ほつげ」(2)「このわた」などがみられる。特に「米」は、(3)「御米」「御年貢米」(8)「御亮米」(8)「御前金米」(9)「御供米」など複数の表記が認められる。(8)「中塩手籠」「塩引」、(8)「平泉手籠」、(8)「和潤」は、7―12に挙げた6H―12H「遺構以外の各遺構から出土しており、数量的には5H―7H「遺構」が最も多いが、各遺構の廃絶時期を考える上で示唆的な遺物である。

二 保科家芝屋敷

四F―〇五五遺構

- (1) ・「勝田助之進殿」
木村源右衛門殿
同断〔俵カ〕
「拾斗 岩前町」
170×20×2 033

(2) 「延宝三年分 清兵衛」

「新米 五斗入」
103×33×5 011(3) 「江戸中橋老丁目 大坂今はし武丁目
とりかいや中兵衛 同善兵衛」
216×22×9 011

「愛宕保命酒」

(4) 「延寶三年

尾張町老丁目
正月日」
104×68×10 021

「拾人之内

。火札
長兵衛」

四F―1三五遺構

- (5) ・「江戸三而松平土佐守内」
佐善了雨
「松平土佐守内 片岡弥八郎」
238×10×7 022

四F—四〇遺構

(6) ・「延五四月廿九日

木挽方

・「佐藤次兵衛(焼印)

酒井彦右衛門

86×40×5 021

(7) ・「井伊伯耆守内

清水加右衛門

・「二箇之内

207×40×5 011

四G—〇二六遺構

(8) 「三月廿九日会津令

一柳平左衛門殿

井深茂右衛門

柳瀬三左衛門

230×50×5 011

四G—〇二六遺構

(9) 「。柳瀬三左衛門殿

一柳平左衛門殿

保科十郎右衛門殿

井深茂右衛門

西郷頼母

岡崎惣左衛門

日向三郎右衛門

17×62×4 011

四G—〇八二遺構

(10) 「正保四年

や□□おやなし

久下田村

四月

・「保科肥後守

いろしろ

鳥見小や

み□ね

鷹場

81×69×6 021

五F—〇〇三遺構

(11) 「辰十二月十四日

日用□

杉若丁久兵衛

・「(焼印)

。從籠札 (焼印「廿四番」)

91×51×11 021

- 五F一〇九八遺構
- 02 ・「延寶四年
霜月廿日
売主弥
×
・「當御役所四斗五
三田之 □□×
(100)×30×8 009
- 五G一三七七遺構
- 03 ・「〱梶原左門つゝら
・「〱梶原左門つゝら
117×30×3 002
- 04 ・「〱支
霜月九日
・「〱鶴ノほね
121×30×2 003
- 05 ・「〱奥様御所へ
・「〱お蔵五尺
140×90×11 011
- 06 ・「〱生諸白 わたや
長左衛門
」
・「
〱石沢兵助殿
〱〱太郎右衛門
橋間治兵衛
小川七郎左衛門
175×43×6 011
- 07 ・「(記号) 吉田五兵衛
林四右衛門
」
・「(記号) 榎さげ式拾五本
197×41×6
- 08 ・「あゆ三拾入一指
・「五月十四日漬
182×32×5 011
- 09 ・「〱林四右衛門殿
小川七左衛門
□□×
・「〱春大豆 五斗 × (189)×41×6 019
- 09 ・「〱生諸白 三斗入
・「〱藤沢八郎右衛門
189×28×7 011
- 09 ・「〱会所帳箱
・「〱御臺所荷物
217×27×7 011

23 「。出雲荷物仙台二而入」

・「。寛文六年三月初日 江戸夕」 85×13×3 011

四F—九—10W

23 「(角九曜) 保科筑前守 荷物」

・「箱八拾樽之内 大石弥五兵衛

十二月十三日 鈴木伊兵衛様

古田市郎兵衛様」 207×54×5 011

24 「。水嶋伝之助 長谷川七左衛門」

・「。水嶋伝之助 長谷川七左衛門」

186×73×5 001

25 「御土蔵屋敷」

・「X三分長式寸八分鉄釘番藏」

□ 152×22×2 011

26 「真綿村□□」

・「真綿村□□」 218×27×8 002

四F—15E区

27 「延宝四

。替札 一番

三月十五日

・「。庄次郎」

86×25×5 021

28 「辰三月廿五日

。替札

・「。喜右衛門」

85×27×8 021

荷札の記載内容について、特徴的なものを以下に挙げる。宛名における保科家芝屋敷の表記は、「保科肥後守様」「保科肥後守」「肥後守御屋敷」「保科筑前守様」などがみられる。品物には、(31)「米」(32)「酒」(33)「生諸白」(34)「鮭」(35)「あゆ」(36)「鯉節」などがみられる。なお(3)は同文で形状も同じ木簡がもう一点出土している。その他、伊達家芝屋敷資料同様、送り主である国元の家臣名、受け取り人である江戸詰の家臣名、商人、などの人物に関する表記が多々みられる。(4)(11)(27)は鑑札。

三 新橋停車場構内・東京馬車鉄道会社

四〇二八二

(1) 「北海道根室国 東京市

花咲郡□納所哥

姫治□□附

吉野井殿行

南郷工場

天神町□

百一番地

天羽兵次郎

出」

168×68×7 011

四〇二八五

(2) ・「新橋工務課

池内満平殿」

・「□□源事務所

出」

128×42×6 011

(3) ・「□□工務

〔部カ〕

池内枝手□□」

・「□□屋清□□」

130×42×7 011

(4) 「

兼□記大

元号和

」

130×42×7 011

四〇三一一

(5) ・「遊□」

・「錦楓

□□」

錦楓」

172×100×85 011

四〇三三六

(6) ・「山形県□村山郡□佐藤茂兵衛」

・「廿七年請作納入宮崎徳兵衛」

190×20×3 011

(7) 「廿七年□作□納入 村岡権太郎

〔182〕×22×4 019

四〇三三〇

(8) ・「□□」

・「〔焼印〕」

140×42×9 011

二F一〇二九

(9) ・「式七式四

。千緑

・「式七式四

。千緑

58×33×10 011

00 ・「二、九七二

。高響

・「二、九七二

。高響

・「五三」(側面)

59×32×9 011

01 ・「第九号□所課

・「□引替之証」

89×24×5 011

二F一〇六六

02 「既用」

134×(56)×10 011

二F一〇七七

03 「青毛

。八才七寸五

分」

71×54×10 011

04 ・「。第十六号」

・「。□

九才八寸」

72×(27)×6 011

05 ・「竹内昌雄

・「□置」」

90×17×3 011

06 「佐藤

(59)×16×3 019

二F一〇九九

07 「□圓様

記 □流花講

地藏□」

179×67×9 011

08 「本日」

。□□休馬

184×43×8 011

09 ・「本日」

。□□休馬

180×42×80 011

00 「。休馬報

・「。休馬報」

198×69×12 011

2007年出土の木簡



-(6)



-(7)



-(9)



-(12)



-(13)



-(14)



-(15)



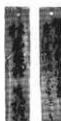
-(18)



-(23)



-(25)



-(27)



-(28)



-(29)



二(1)



二(3)



二(5)



二(8)



二(22)



二(28)



二(11)

21 「。花市鹿毛

一九」

184×43×8 011

22 ・「|、|—〇

。花鞍」

23 ・「|、|—〇

。花鞍」

58×34×9 011

24 ・「。出勤」

・「。出勤」

48×23×6 011

25 「□水

前」(横村)

72×44×7 011

(6)(7)は荷札。09 06は名札。(9)00 03 04 20 22は馬の登録名札である。

なお、木簡の釈読にあたっては、文献資料調査担当(当時)の船橋明宏・穴戸知・田中桂各氏のご教示を得た。

9 関係文献

東京都埋蔵文化財センター『沙留遺跡Ⅲ』(1003年)

同『沙留遺跡Ⅳ』(1006年)

(石崎俊哉)

木簡研究 第二九号

巻頭言―考古資料としての木簡―

山中 章

二〇〇六年出土の木簡

概要 平城京跡(1) 平城京跡(2) 平城京跡(3) 平城京跡・奈良町遺跡
 西大寺食堂院跡 日笠フシダ遺跡 藤原宮跡 藤原京跡 石神遺跡
 新堂遺跡(角田地区) 八条遺跡 上七宮遺跡 大坂城下町跡 花屋敷
 遺跡 茨木遺跡 高畑町遺跡 丁長遺跡 吉田城址 東前遺跡 西河
 原宮ノ内遺跡 長浜城遺跡 松本城下町跡小池町 松本城下町跡伊勢
 町 松本城下町跡本町 東條遺跡 仙台城跡 山王遺跡(八幡地区)
 壇の跡遺跡 志保山遺跡 西川日遺跡 史跡山形城跡 根子克田I遺
 跡 新田(一)遺跡 新城平岡(四)遺跡 木崎遺跡 豊後遺跡 木
 ノ新保遺跡 大町ゴンジヨガリ遺跡 八幡太舟口遺跡 安古遺跡 福
 海寺城跡 富山城跡(城下町) 新堀村下遺跡 駒宮湯遺跡 大福け
 遺跡 関防固府跡 史跡森城跡(外題) 庄・蔵本遺跡 藤原館跡
 高松城跡(野町二丁目地区) 鴻巣館跡 大宰府条坊跡 柿市庵寺
 千堂遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二五)

平城京跡右京一巻一坊一坪 本薬師寺跡

釈文の訂正と追加(一〇)

秋田城跡(第一・八・一二号) 中蔵サワ遺跡(第一三五号)

大宰令施行直後の衛門府木簡群

―藤原京跡左京七条一坊出土木簡の基礎的考察―

九州特別研究会の記録

四海道の古代出土文字資料

大宰府史跡出土木簡

鴻巣館跡出土の木簡・年代・トイレ

元岡・桑原遺跡の概要と出土木簡

中原遺跡出土木簡とその周辺

市 大樹

柴田博子

酒井芳司

大庭康時・松川博一

菅原正人

田中史生

価値 五〇〇〇円 送料六〇〇円

東京・浅草永住町遺跡
あさくさながよちよう

- 1 所在地 東京都台東区元浅草一丁目
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 一月~二月
- 3 発掘機関 台東区文化財調査会
- 4 調査担当者 小俣悟
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の時代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

浅草永住町遺跡は台東区の中央、東京低地西側に立地する。共同住宅建設に伴う調査である。



(東京東北部)

近世に整地されたようであり、当地には切絵図等によれば江戸時代前期より日蓮宗善立寺が所在しており、調査地は境内地南側中央辺りにあたると考えられ、その位置には江戸時代後期頃の境内図では諸坊が見られる。墓域は江戸時代の境内図で

は不明であるが、明治時代前期頃の境内図では敷地西側となる。ちなみに善立寺は徳川家康の江戸入府とともに岡崎より移り、当初神田に所在し、当地には慶安元年(一六四八)に移転して来たようである。

調査は新築工事掘削と同時並行で実施せざるを得ないために墓以外は確認程度にとどめざるを得なかった。本調査の結果、主要な確認面が三面あり、南東側で墓域が二〇〇基以上、溝状遺構一条、性格不明遺構一基、中央部付近で杭が数本検出された。出土遺物は近世期・近代の陶磁器、土器類、金属製品などである。

木簡は一点であり、溝状遺構の壁面に打たれている矢板の一部として検出されている。溝状遺構は平面形は不整形を呈し、掘形の壁面には矢板、中央部には杭が打ち込まれていた。主軸方向は東西南方向で西側は旧建物の影響で確認できなかったが、おそらく敷地外まで延びていたと推測される。機能については溝より南側で墓域が多く検出され、北側ではほとんど確認されていないため、墓域とその他の地域を分ける境界施設とも考えられる。

墓域には一七世紀第四半期~一八世紀第一四半期の紀年銘が多く刻まれており、墓域が一七世紀第四半期頃までには造営されていたと考えられるが、溝の構築時期は不明である。

8 木簡の釈文・内容

(1) [台名] [宗カ]
X 雪 X 白

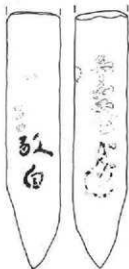
X 敬白

(446) X 9 X 14 059

板塔婆の下部を矢板として転用したものと推定される。板塔婆としては通常より厚めである。全体に風化しており、特に上端が顕著である。側面も磨耗しており、裂けている部分もある。また上端部を中心に炭化している。表面の風化は板塔婆起立中の劣化で、上端部の磨耗や炭化は再利用のための折損部の処理であろう。表面は大半が墨が消失し、痕跡が確認される程度であり、下部のみ墨痕が残る。性格上その上にも文字があった可能性があるが、不明瞭である。裏面では下部に「敬白」とあり、その上に墨痕が見られるようであるがやはり不明瞭である。表面にはおそらく供養対象である被葬者の戒名等が記され、裏面には「敬白」の上に供養者の名前などが記されていたはずである。

なお木間の釈説にあたっては、伊藤宏之氏等からご協力を得た。

(小俣 恒)



滋賀・街道遺跡^{かいどう}



(近江八幡)

より二一―一五世紀頃の屋敷地、鍛冶工房などの遺構が検出され、箸や桶などの木製品が多く出土した。今回の発掘調査は第二七次にあたり、市道拡幅工事に伴うものである。幅三m長さ一八〇mの細長い調査区を設定し、柱列や溝・土

- 1 所在地 滋賀県野洲市大篠原字出口
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 一〇月―二月
- 3 発掘機関 野洲市教育委員会
- 4 調査担当者 杉本源造
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代―戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

街道遺跡は、東山道沿いの中世集落で、東側の山地からの小河川による扇状地性低地に立地する。現在までに二六カ所の発掘調査に

堀・流路などの遺構を検出した。遺物は箸、ツチノコ、組藤輪、絵付け塗小皿、蓋未製品、片材、削り屑、鏡、瓢などが出土しており、木製品加工場の存在が推定される。木簡は、調査区ほぼ中央の幅約五・八m深さ約四七cmの自然流路SD四〇六で、三世紀後半の黒色土器碗・土師皿・木片・獣骨などとともに一点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「符録」

・「 中

(1.6) × 0.5 × 4 0.9

上端部は山形に整形する。下部は欠失。表面には呪符木簡独特の文字が書かれ、裏面には肉眼で「中」と読める文字が確認できる。

9 関係文献

野洲市教育委員会 『平成一八年度 野洲市埋蔵文化財調査概要報告書二』(二〇〇八年) (杉本源造)



滋賀・手原遺跡



(京都東北部・近江八幡)

手原遺跡は、JR草津線手原駅周辺を中心として東西約七〇〇mに広がる遺跡である。これまでの調査により、およそ手原駅の西側が「手原庵寺」の寺域、駅東側が官衙域であることが判明しつつある。

今回の調査は推定官衙域で実施した。調査区は遺跡中央を東西に走る近世東海道を挟んで北側と南側、調査面積は八三五〇㎡である。

調査の結果、北側調査区

- 1 所在地 滋賀県栗東市手原
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)二月～二〇〇八年三月
- 3 発掘機関 助栗東市文化体育振興事業団
- 4 調査担当者 近藤 広・佐伯美樹
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

では奈良時代後半から平安時代初頭と、平安時代後半の掘立柱建物一〇棟以上、区画溝など、南側調査区では奈良時代中頃から平安時代(二世紀)の掘立柱建物九棟(高床倉庫四棟、平屋建物五棟)、井戸、大溝などをそれぞれ検出した。

木簡は、南側調査区の大溝SD六から、木簡二点、墨書のある削屑約二〇〇点が出土した。大溝SD六は、幅約六m深さ一・三m長さ九m分を検出した。庄内式(布留式並行期(三世紀))の河川跡を奈良時代に再掘削し、溝として利用したものである。上層からは奈良時代の土器に混ざり平安時代の灰軸陶器や緑軸陶器などが出土し、中層の粘土層と下層の植物遺体層からは奈良時代(八世紀中頃)の墨書土器をはじめとした須恵器・土師器多数とともに製塩土器(焼塩容器)十数点や帯金具一点、鑊羽口などが出土した。三五点出土の墨書土器には「□□麻呂」の人名が一点あるほかはすべて一文字で、「貴」「山」「十」「大」各一点のほか、「梓」五点(うち一点は線刻)、「進」「乙」各五点、「越」三点などがある。また、円面視二点の甕、須恵器の杯身や杯蓋を視として使用した転用甕が九点出土した。北側調査区においても区画溝などから墨書土器が三六点出土している。「山」もしくは「山」の可能性のある墨書が二三点あり、その他に「鳥」や「十」、「書」などの墨書がある。

大溝SD六の植物遺体層からは木簡のほか、斎串一五点や横溝二点、烏帽子片など有機質の遺物が出土した。なお、溝の検出面に一

一世紀の遺構が存在するので、一世紀には溝が完全に埋まっていたことが判明している。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「坂本麻呂」
144×30×3 051
- (2) ・赤染造遺^{〔塗カ〕}
書^{〔親御カ〕}
□□□□□□
109×38×2 081
- (3) 「古」
□直米一斗五升
□□□□
163×30×5 061
- (4) ・足帯□
・八月六^{〔題職地〕}
□□□□
160×19×3 011*
- (5) □□又同百册八束^{〔他〕}
□□□□
145×21×5 011
- (7) ・「辛国家万呂」
□□□□
(97)×36×3 019*

(8) □□充求[〔]
(70)×20×3 019

(9) ・事 前申要用故今日下
□□已進度来□□□□□□

・ 襄 請人十一月廿四日鹿田進[〔]
(142)×20×5 019*

(00) □夫□我我[〕]
(104)×36×4 019

(01) □□□□□□ □□□□

□□。□。山寺□ □□□□
□□。□□連□ □□□□[〕]
303×33×8 041*

(02) □詔□連左□
091

(03) 乃乃
091

(04) 要□
091

(05) 思思思
091

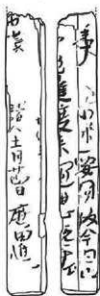
(06) 首首
091

(07) □山大路
091

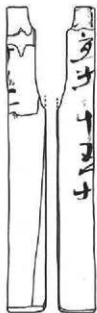
(08) 戴戴
091



(2)



(9)



(4)



(11)



(7)



(10)



(12)



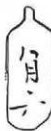
(1)



(6)



(8)



(5)



(14)



(13)

019	男	021
020	思念念	021
210	道山	021
022	集	021

S D六出土木簡の大部分は削屑で、習書が多くみられた。(2)の裏面一文字目は「出」の可能性もある。022の「韶」は、地方官術では希少な例と思われる。(5)は題籤軸であり、手原遺跡において、文書が卷子装で利用・保管されていたことが推測される。軸部を下にみると文字は天地逆になる。011は、短冊型の木簡の下端部左右を削り、羽子板の柄状に作っている。三方所に穿孔がある。同一形態のものが他に一点あり、穿孔位置も同じため、二点で一セットと思われる。手原遺跡は南西約二kmに所在する栗太郎衙岡遺跡の郡衙機能が八世紀後半以降に分散移転した可能性が指摘されてきたが、今回の木簡及び多量の削屑が出土したことにより、地方官術での活動の一端が具体的に明らかになったといえる。

木簡の釈読・内容の検討には、大谷大学の櫻井信也氏、滋賀県立安土城考古博物館の大橋信弥氏、勸学県文化財保護協会の濱修氏・中川正人氏のご教示・ご協力を得た。

(佐伯英樹)

滋賀・塩津港遺跡

- 1 所在地 滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 一〇月—二〇〇八年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会、(財)滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 一 北村圭弘、二 横田洋三
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡(神社跡)
- 6 遺跡の年代 奈良時代—平安時代末期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(教 賀)

塩津港は琵琶湖の最北端に位置し、京都と北陸方面を琵琶湖を介して結ぶ、多くの物資が經由した港である。調査地点は港として利用されていたと想定される大川の河口で、現在「大輪」の字名が残り、かつては河口部の中州であったと考えられる。

今回の調査は河川改修に伴うものである。検出した遺構は平安時代後期から末期にかけての施設で、建物

遺構(竪立柱・礎石・石礎)・堀・神泉(井戸)・門・鳥居などで構成され、約五〇m四方の方形区画をもった神社と考えている。

木簡は建物遺構(神社)周辺から三点、その南側を両する堀の中から二二点が出土した。堀は幅約四・五m深さ六〇cmを測る。断面形状は底が平らで、側面が垂直に立ち上がる箱掘である。堀は施設の中軸線部分で途切れており、ここが入り口となっている。この入口を入った脇で直径五〇cmの木柱を一基検出しており、鳥居の柱と考えている。対となる柱の想定位置は調査区外である。

この鳥居をくぐる手前左側の堀の、一・一mの区間を調査した。堀の地積は大きく二層に分けられる。上層は有機質を多く含んだ粘質土で、時間をかけて堆積し水位の上昇時には琵琶湖と水面を同じくした様子も見られる。下層は砂と粘質土の互層で、堀が掘削された後、時間をあまり置かず流れ込んだ層であることが観察される。

木簡は上下層から出土した。出土点数は破片を含めて二〇〇点を超える。下層の最も早い段階で堆積した層から出土した木簡に保延三年(一一三七)、上層から出土した木簡に保元二年(一一五七)から建久二年(一一九二)までの年紀が認められる。木簡のほとんどは起請文札であり、卒塔婆が数点と告知札かと思われる横木に縦書きした木簡が一点ある。出土状況は雑然と重なり合う様子が観察され、踏み込まれ破砕されたものも見られる。また、堀からは同時に箸・松明・箱・曲物・鍬柄・幣串など多様な遺物が出土している。

(7) 一 維新殿次^{〔月カ〕} 丑^{〔吉日カ〕} 六月十日^{〔良辰〕} 惣日本国中一万三千七百余所大小神祇冥^{〔定カ〕} 一^{〔月カ〕} 仏神冥^{〔十四カ〕}

再拜々々

王城^{〔鎮守カ〕} 当国鎮守山主七

奉^{〔始カ〕}

右一人

白米一斗

支去取^{〔右カ〕}

若件米一

近三日遠七日

歌白

神前

水曆元年十月八日

武次

六太

1692×143×4 051

(8) 「先大梵天王帝尺^{〔吉日カ〕}」

再拜

若件米一

近三日遠七日

歌白

神前

水曆元年十月八日

武次

六太

1692×143×4 051

(9) 「再拜」

若件米一

近三日遠七日

歌白

神前

水曆元年十月八日

武次

六太

1420×98×3 051

(10) 「次^{〔次カ〕}」 建久二年^{〔大成〕} 辛亥^{〔驚申〕} 下八幡大舟^{〔日本カ〕}

野

春日大明神

塩津五所大明神惣

三千七百余

大小之神祇

近三日遠七日

歌白

神前

水曆元年十月八日

武次

六太

4400×922×9 051

(11) 日五^{〔大成〕} 星廿八宿 野 春日大明神 塩津五所大明神惣

三千七百余

大小之神祇

近三日遠七日

歌白

神前

水曆元年十月八日

武次

六太

1340×790×4 051

(12) 主五所若宮 春^{〔地カ〕} 日本国大小神祇冥道 上件驚^{〔武カ〕} 神祇冥道^{〔武カ〕} 次身何^{〔中カ〕} 可^{〔中カ〕} 蒙^{〔中カ〕} 者也仍^{〔中カ〕} 請^{〔中カ〕}

水曆元年十月八日

武次

六太

13002×720×6 051



(5)



(14)



(1)



(3)

誓文の「口表は嘘の意か。盗人の嘘を否定する起請文であろう。起請人は「菅原有貞」ら三名である。最後に保元二年（一一五七）八月六日と記す。

(2)は、上端は折れと切断で、下端部は削る。切断面は鋭利な刃物で斜め上から断ち切られている。ほとんどが「浮上り文字」で墨痕が僅かに残る。後半の誓文部分で仮名文字が多い。誓文の内容は明確ではない。

(3)は、全面削りで、頭部は丸く作る。「浮上り文字」が明瞭である。冒頭の「再拝々々」は多出する。一行は段落を区切らずに干支と年号、誓約者「三川安行」を記す。「維歳次」に始まり「歌白」で終わる文書の書式に則る。「塩津」に続く文字は他例のすべてが「五所」である。「米を盗んでいない」事を誓約し、罰文は「毛口」とする。

(4)は、右辺は切断または削れ、下端部は鋭利な刃物で左右から切断されている。文字は浮き上りで残る。「請申天判」は他に一例ある。神文部分のみが残る。「津明」は「津明神」04であろう。

(5)は、全長二二〇・五cmの木簡で高島市嶋遺跡出土木簡の一六六・五cmを超える。右側面を部分的に二カ所、幅二cmほど欠損するがほぼ完形である。欠損部は斜め上から鋭利な刃物で切り込まれ、左側面にも同様の傷が残る。「奉驚」の類例は「奉驚」07や「驚奉」04「驚申」00がある。当国領守の「山王七社」は日吉神社で他

の木簡でも常に当国の筆頭神である。「武建マ」は01にもあり、現存する近江一ノ宮の建部大社である。兵主・三上・竹生并財天も現存する。第二節目では起請人が「佐□木又安、淨真光、かも是正、藏□次升、□□□□、□□成包」の六人となり、二行目以下の「此六人」と一致する。一行目初め五文字以下は「御庄供米」で「供米」は以下二回出てくる。二行目に二回出てくる「□□太る」の未読文字は同一文字で三行目七文字目も類似する。三行目中段の「盗」は明確ではない。誓約文の大意としては「この六人（運送人）は庄園領主に納すべき供米を一升たりとも盗んでいない」となる。罰文は三日以下欠損するが定型句の「蒙神前六人八万四千毛欠毎近三日遠七日」であろう。

(6)は、全面削りの完形品で、頭部は圭頭形、下端部は羽子板状になる。墨書が残る。下段の一行「買請取」から三行目の「神罰」にかけて横に幅一cmほど変色し、紐か細板などで隠されていた痕跡が残る。年は干支と年号を併記する。「戊午吉日」以下は不明。神文部分の「日月五星・廿八宿」は「炎魔法止」の前に、「四大天王」は後に記す。下段の誓文部分は墨の残りが悪い。

(7)は、右側面が部分的に欠損するが、全面削りの完形品である。文字は浮き上りで残る。一行目「成次」下の「丁丑」は割書する。「丁丑」は保元二年（一一五七）であろう。二段、三行目は「白米二斗」四行目には「件米」など米に関する誓文である。二行目最終

段は年紀が再記されたものか。

(8)は左右両辺割れ、下部は折れている。神文の定題句である大梵天王・帝尺が浮き上がって残る。(9)は左辺割れ、下部は折れている。09は七点の破片中の二点である。左右両辺は割れ、上下両端は折れている。「建久二年」(一一九二)は今回出土木簡の年紀では最も新しい。

(11)は上端は折れ、下端部は一段細くし、さらに両側面を削り込むが尖らずに面をなす。左右両辺は割れる。二個体を接合したもので、墨痕が残る。神文と副文部分で「春日大明神」と「塩津五所大明神」の間は段落の空白になる。下端部の一段細くした「神詞」周辺は幅2cmほど、括られていたためか変色が見られる。

(12)は上端は折れ、下端部は削る。墨痕が残る。誓文部分の残りがよい。「永暦元年」(一一六〇)の年紀は四例ある。最終の「穴太武次」は「武次」をやや上にして割書する。一行目「御庄」は(10)の「御庄供米」の文字と類似する。誓文の「又スソ□ニニ斗」は□を「参」とすると文意が不明瞭であるが「具足・又スソ・ニニ斗」など具体的な物の名称である。

(13)は四周削り。文字は浮き上がりで残る。表面は削り痕の凹凸面が、その上に文字を記しており凹凸は二次調整でなく当初の未調整面を残したと思われる。一行目の「己卯」は平治元年(一一五九)であろう。「七日」の下にも「甲午」の干支を記す。神文部分は誓

文部分に比べ比較的明瞭である。王城鎮守神には「八幡三所・賀茂上下・祇園・稲荷・春日大明神」と連記するが、当国・当郡・当所の諸神は「山王七社・竹生弁才天女・塩津五所」と他例の筆頭神のみを記す。

(14)は羽子板状の完形品である。下部の柄状部分の上下二ヵ所に切り込みが入る。堀一の下層から出土した。墨書文字は明瞭に残り、神文から誓文、副文まで文意が判る。本文は三段落、四行書きであるが一段目は五行、最終文字の「と申」は整形した記載面が無くなり、隣りの三行目の下に記す。全体に右下がりの文字で、右側面下から筆を運んだ痕跡が見られる。一行目の年紀は「保延三年」(一一三七)で日本最古とされる「三春是行起請文」(平安連文二六四四号)の久安四年(一一四八)よりも二年遡る。神文は「上界」と「下界」で区分する。当所鎮守神「若宮三所」は(5)・(12)にも記載例がある。三段目二行からの誓文の起請者は「草部行元」で「負荷」は運搬を請け負った荷物、「魚ヲ一巻」は北陸からのものであろう。草部行元は塩津港を拠点とする湖上水運の運送人と推測される。「取なかけて」の「な」は「に」の可能性もある。副文の「近三日遠七日」「神詞八万四千毛穴如」は定題句である。最終行の「毛口穴」の「口」はやや不明瞭である。「と申」が話し言葉で終わるのは、起請文礼を読み上げていた為か。

(15)は、完形品である。墨痕と浮上りでの判読が可能である。文字

は上半部の神文部分が比較的良く残る。本文は五行書きで細かな字をびっしり記す。簡頭の「再拜」は三行分の横幅を取って大書きする。一行目は「謹言請申□天判事」か。神文の「泰山府君司命司祿」「六十餘州」は初出である。誓文に地名と思われる「敦賀」「塩津」がある。

①6は、墨痕が残る。上端削り、左右両辺割れ、下端は左右から切断される。「三神」は三上神社か。①は、上端は削り、左右両辺は割れ、下端は左側面の斜め上から切断される。年は干支と年号を併記する。武建マ（建部）と兵主は二例目になる。①8は、完形品である。上は丸型の頭部の中央に幅約3cm、高さ約1cmの宝珠状の突起が付く。その部分の劣化は進んでいない。下は右半分は平らに左半分は斜めに削る。上から約1-3cmの中央部に5mmほどの穿孔がある。頭部の突起部を柄穴などに差込み、穿孔部は釘で固定したものである。文字は浮き上がりで残る。本文は三行書きで、中央行の頭に「文治三年」（一一八七）と記す。穿孔は「三」と「年」の間にあり、これまでの起請文木簡と形状や用途、内容が異なる。「海運守護」は琵琶湖湖上交通の安全を祈願したもので、船札か棟札のように使われたものであろう。

(1) ①は起請文木簡である。記載の形式は冒頭に必ず「再拜」や「請申天判」などの神仏を称える語句が記される。本文の形式はすべて神文・誓文・罰文の順に記載され、従来「前書」と呼ばれてい

る誓約文が先になる例はない。本文は長文のため書きやすく、又読みやすくするために二・三段に段落で区切る。一行目は事書形式に年月日や起請者などを一行書きする例(3)(6)(13)(14)もある。年紀は未報告分を含め二二例あり、保延三年から建久二年の五四年間である。月は四月から一〇月に限定され、冬季はない。起請者は一名現れるがいずれも名字を持つ。神文は古代ヒンズー教の神々のうち「梵天・帝釈天」が必ず筆頭に記され、次に中国道教の「炎魔法王・五道大神」などを記す。王城鎮守神は「八幡三所」を筆頭として「賀茂」など平安京や周辺の主要な神々が続く。近江国では「山王七社」が常に筆頭神で、近江一宮である「武建部」は二例あるがいずれも日吉山王社の下位に記される。浅井郡の神はいずれも「竹生島弁才天」である。塩津の当初神は「塩津」五所大明神を筆頭に「稲懸祝山・津明神・若宮三所」に限定される。「祝山」の字名は塩津浜北東隣に現存し、香取五神社が祀られている。

誓文は一行以内で簡単に記す場合がほとんどで、文字の残りも悪く、文意がつかみにくい。日常的な物や行為として「口表・米一升・白米一斗・供米・具足・魚一巻」などを「取不取・盗取・取なかし」(1)(14)などの語句から行為をしないでいないとする内容が中心である。最後に記される罰文も「神罰冥罰及三人身八万四千每毛孔」(3)三日違七日内(1)など古文書にある定型表現が多い。

滋賀・国領遺跡

こくりょう

- 1 所在地 滋賀県彦根市田附町
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15) 四月～二〇〇四年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勸学館文化財保護協議会
- 4 調査担当者 神保忠宏
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代後半・室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(彦根西部)

国領遺跡は琵琶湖東岸にあり、湖岸までは約2kmに位置する。愛知川右岸の自然堤防がやや落ち込む地点にあたり、現在の集落に隣接する水田地帯にある。近くの八幡神社には永仁六年(一一九〇)の銘をもつ七重石塔がある。
今回の調査は県道建設に伴うもので、約三〇〇〇㎡を調査した。調査の結果、平安時代の掘立柱建物三棟・溝・土坑・井戸など、

室町時代の溝などを検出した。

今回報告する植栽は、神崎郡桑里方向とはほぼ同じ方位の溝から出土したもので、この溝は幅約3m深さ約35cmを測り、下層からは平安時代の遺物が出土した。植栽はこの溝の上層で、溝の中心より南側、直径約1mの範囲で出土し、比較的原形をとどめた一〇枚は土圧で押され二つ折になった状態でまともなみづかつた。そのほかは周辺に散乱する状態で出土した。総数は三二六枚あり、うち文字の記載されたものは二〇六枚、接合して出典が判明したものは三六枚である。共存遺物がないため時期は明確ではないが、薄く平滑に仕上げ、経文を片面のみに書写する形態から、一五世紀中期以降の可能性が高い。

8 木簡の釈文・内容

- | | | |
|-----|--------------|----------------------|
| (1) | × 香身毛孔□□ | (128) × 18 × 0.2 081 |
| (2) | × 品囑累於汝我 | (123) × 19 × 0.2 081 |
| (3) | × 広宣流布於閻浮提無 | (120) × 18 × 0.2 081 |
| (4) | × 龍夜叉鳩槃荼等侍 | (118) × 18 × 0.2 081 |
| (5) | × 提人病之良薬若 | (115) × 19 × 0.2 081 |
| (6) | × 病即消滅不老不死宿王 | (120) × 19 × 0.2 081 |

07	×	若見有受持是經者以青蓮華盛滿	(166)×19×0.2	081	21	×	十調御丈	(62)×18×0.2	081
08	×	散其上散已作是念言此人不久必	(170)×19×0.2	081	22	×	菩薩大衆恭	(64)×19×0.2	081
09	×	草坐於道場破諸魔軍当吹法螺擊大	(179)×19×0.2	081	23	×	百蒙光明遍	(54)×19×0.2	081
10	×	度脫一切衆生老病死海是故求仏道	(176)×19×0.2	081	24	×	薩不起于座身不動	(164)×18×0.2	081
11	×	持是經典人應當如是生恭敬心	(158)×19×0.2	081	25	×	普聞龜山去法座	(165)×18×0.2	081
12	〔	說是藥王…品時八万四千菩薩得	(21+06)×19×0.2	019	26	×	蓮華闍浮檀金為	(160)×17×0.2	081
03	〔	解一切衆生語…尼多寶如來於寶塔	(35+104)×19×0.2	019	27	×	鬘瓔叔迦寶以為其蓋	(167)×18×0.2	081
04	×	善哉善哉宿王華	(73)×19×0.2	081	28	×	是蓮華而白佛言	(166)×18×0.2	081
05	×	德乃能問釈迦牟尼佛如	(67)×19×0.2	081	29	×	有若干千萬蓮華	(166)×18×0.2	081
06	×	音菩薩品第二十四	(107)×19×0.2	081	30	×	葉金剛為鬘瓔叔迦	(164)×17×0.2	081
07	×	尼佛放大人相肉髻光明及放	(136)×19×0.2	081	31	×	迦牟尼佛告文殊師利	(163)×18×0.2	081
08	×	光遍照東方百八万億那由他	(127)×19×0.2	081	32	×	從淨華宿王智佛國	(155)×17×0.2	081
09	×	有世界名淨	(62)×19×0.2	081	33	×	而來至此娑婆世界	(161)×17×0.2	081
00	×	智如來應供	(62)×19×0.2	081	04	×	王難苦 臨刑欲善終 念彼觀音力 刀尋段段壞	(152)×18×0.2	081

香身皂乳

(1)

二尾黑髮掛綫

(2)

廣宣云布於阿浮提

(3)

龍夜叉鳩般荼弄得

(4)

得人疾之良藥者

(5)

疾即消滅不老不死帝王

(6)

若凡有愛者是生者應以本月速奉感滿

(7)

敬告云云 作之令令 凡人之心

(8)

本寺東前道坊破損廢棄重當以修繕整齊大

(9)

冥冥一已死生老死海是故年年過

(10)

巧是經典人應常如雲生恭敬

(11)

敬定盛王

如智八下下下下下

(12)

佛可定王

臣多愛如來既尊且

(13)

言哉善哉巧王

(14)

日月能照之天子及佛如

(15)

音王摩訶解者王

(16)

左佛殿大人和肉髻光明友放

(17)

凡通和末五八下使佛中他

(18)

何世界名乎

(19)

何世界名乎

(20)

工調係天

(21)

言薩太流泰

(22)

言言家元相遍

(23)

薩不越座身不動

(24)

目閱囉者法座

(25)

蓮華閻浮檀金為

(26)

頻伽林邊寶以為其臺

(27)

蓮華四百佛言

(28)

百若干千萬蓮華

(29)

要金剛為鑿甄林迦

(30)

牟尼佛老文殊師利

(31)

蓮華宿王智佛國

(32)

莫至此娑婆世界

(33)

手難若臨刑殺壽終念彼觀音乃尋段段壞

(34)

二所說是故

(35)

言是廷

(36)

85) □^{〔記号〕}是故

(150) X 17 X 0.2 081

86) □是注

(118) X 19 X 0.2 081

経文は一枚に一七文字を記す。(1)~(5)は『妙法蓮華経』薬王菩薩本事品第三で、(1)は一四八行目、(2)~(4)は一五〇~一五二行目、(5)~(5)は一五四行~一六四行部分である。(6)~(6)は圭頭状の頭部が残る。(7)は一六一行目であるが中間で四文字「菩薩本事」が欠ける。(8)は一六一行目であるが、中間で三文字「言陀羅」が欠けている。(9)~(9)は『妙法蓮華経』菩薩品第二四で(9)はその巻首である。(10)~(10)は一行目~七行目部分、(11)~(11)は二九行~三八行目部分である。(12)は『妙法蓮華経』観世音菩薩普門品第二五の九七行目である、五文字ごとに関隔を区切って記す。(13)は経文は特定できていない。

9 関係文献

滋賀県教育委員会・勸学館文化財保護協会『国領遺跡』(二〇〇六年)

(神保忠孝)



(京都東南部)

関津遺跡は、滋賀県の南部、琵琶湖から流れ出す瀬田川に信楽谷から流れ出た大戸川が合流する少し下流、瀬田川左岸の低位段丘を中心とする水田地帯に立地する。周辺の田上、瀬田丘陵、南郷などには、飛鳥・奈良時代の製鉄を中心とする生産遺跡群や近江国庁跡、末津頓官跡、保良宮推定地な

滋賀・関津遺跡

せきのつ

- 1 所在地 滋賀県大津市関津一丁目・五丁目
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15) 四月～二〇〇七年三月
- 3 発掘機関 朝滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 大崎哲人・藤崎高志・三宅 弘・吉田秀則・中村智孝
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 後期旧石器時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の年代

どが展開し、勢多橋の存在や東山道が通るなど交通の要衝である。これまでの調査では、縄文時代後期、弥生時代後期、飛鳥時代、奈良時代～平安時代前期、平安時代中期、平安時代後期～鎌倉時代、室町時代～戦国時代の各時期についてまとまった遺構・遺物を検出している。

なかでも、飛鳥時代には溝から七世紀第Ⅱ四半期の墨書土器一点(「平口」あるいは「四十口」)が出土し、奈良時代～平安時代前期では幅一八mの道路跡(『新日本紀』に見える田原道、掘立柱建物群、井戸、鋳鋼遺構などを検出し、墨書土器・円面鏡・形象鏡・風字鏡など多数の官衙の遺物が出土している。平安時代中期では水田の用排水に関わる指示を告示した木簡一点(本誌第二七号)、平安時代後期～鎌倉時代になると掘立柱建物一〇〇棟以上と、多数の大和からの搬入土器や輸入陶磁器、木製農具、呪符木簡一点(本誌第二八号)が出土している。また、江戸時代に膳所藩が代官所を置いて管理した「関津浜」に想定されている場所で室町時代から戦国時代に遡る港湾施設の一部とみられる護岸施設を検出した。

今回報告するのは、二〇〇三年度と二〇〇五年度の調査で出土した二件(各一点)の木簡についてである。

一 二〇〇三年度

県営は場整備事業に伴う調査で、溝S30から一点の木簡が出土した。木簡は遺跡の南東部、住宅地に近接する調査直前まで利用さ

れた用排水路の直下で検出した概ね北東(N49°E)の方位をとって平行して直線的に延びる幅五五―七五cm深さ八―一二cmの二条の溝(S110・S111)のうち、溝S110から一五世紀後半の信楽の播鉢とともに出土した。周辺でも一四―一六世紀の同じ方位をとる遺構が多数認められるため、溝S110はこの時期を中心とする時期に機能していた可能性が高い。しかし、溝S110の敷設位置と重複する用排水のための溝が最近まで維持・利用されていることから、木板は混入品であることも考慮する必要がある。そのため、木板の時期は、一五世紀後半まで遡る要素も否定できないものの、出土地点の状況等から、江戸時代以降の可能性も高く、断定し得ない。

二 二〇〇五年度

国道四二二号道路整備事業に伴う調査で、鎌倉時代の旧河道から一点の木簡が出土した。この旧河道は幅五―六・五m深さ〇・九m程を測る。遺物は縄文―中世のものである。

8 木簡の釈文・内容

一 二〇〇三年度

(1) 「アサヒ」

170×55×14 011

(1)は、平滑に製材されたヒノキの板材。留め釘などの痕跡は認められず、用途は不明である。

二 二〇〇五年度

(1) ・北

方人

物

面

()

・

面

物

人

()

(130)×(60)×9 081

(1)は、マツの板材で、呪符木簡・からすきなどの木製品とともに鎌倉時代の旧河道から出土した。両面に墨で人物の描かれたやや歪な長方形で、上端を欠く。表面や側面の加工は粗雑であり、何らかの部材が転用された可能性が高い。

表面には、ほぼ中央に二人の人物が描かれている。左の人物は、頭に左右と上方に角のような突起を表現している。右の人物も何かを被っているためか、顔には右目と口しか表現されていない。両者とも手は腹の前で組み、袴を身に着け、足は開いている。左の人物はさらに、左の人物の横には「北方」と読める文字が記されている。

裏面には、四人の人物が描かれている。右端の人物の顔は欠損しているが、他の三人の顔には目・鼻・口・耳が表現される。左端の人物の顔は、他の二人の顔の表現とは異なり、目がつり上がっているようにも見える。頭には帽子状のものを被り、手は腹の前で組み、襟がV字状に表現され、腰には袴を身に着け、立った状態を表現している。右三人は足が開いているが、左端の人物の足は横の三人の方向を向いている。裾らしきものも表現されている。側面の切断時の加工は粗雑で、数回の刃物痕が残る。旧河道からの出土であるが、相伴した土器類から一二世紀後半―一三世紀前半の遺物と考えられる。

本資料の使用目的としては、中国の道教思想の影響を受けた何かのまじない、あるいは魔除けに使われた札であった可能性が強いと考えられる。

9 関係文献

滋賀県教育委員会・朝滋賀県文化財保護協会「ほ場整備関係（経営体育成基盤整備）遺跡発掘調査報告書三四―一 関津遺跡Ⅰ」（二〇〇七年）

同「国道四二二号道路改築事業に伴う発掘調査報告書 関津遺跡Ⅱ」（二〇〇八年）

（筆崎高志・吉田秀則）



二(1)

岐阜・蒲畑遺跡

1 所在地 岐阜県可児郡御嵩町上恵土蒲畑

2 調査期間 二〇〇一年(平13)五月～二〇〇三年二月

3 発掘機関 助岐阜県文化財保護センター

4 調査担当 齋藤高男

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 中世～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

蒲畑遺跡は、可児市市街地から北東約2km、木曾川と飛騨川の合流点から東約2kmの平地上に位置する。遺跡の南東には、一六世紀



(美濃加茂)

の城館、上恵土城跡がある。発掘調査は国道バイパス建設に伴うもので、調査の結果、中世から近世にかけての集落跡を確認した。検出した主な遺構は、掘立柱建物・土塼・井戸・溝・多数の土坑などである。

木簡は、調査区中央付近

の区画溝で囲まれた遺構群の中にある井戸E一〇九九から一点出土した。この井戸は、江戸時代後期から幕末のものである。木製品に

は、木簡の他に、曲物や手桶、建築部材がある。調査区全体から墨書土器も出土しており、中世のいわゆる山茶碗、近世の陶器にも見られる。このうち、瀬戸美濃連房(一九世紀)の瓶拵の底部の墨書

「濃州/長谷川氏/申年/振月/□□」は注目される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「字 蒲畑

九百七拾四□□

195 X 26 X 0.5 065

何らかの木製品(報告書では建築部材とするが不詳)から削いだ非常に薄い材に墨書がある。二行目「四□□」は、最後の文字と一文字で「□□」となる可能性もある。

9 関係文献

助岐阜県教育文化財団文化財保護センター「上恵土城跡・蒲畑遺跡」(二〇〇六年)

(近藤大典(岐阜県教育委員会))





(長野)

主な遺構は、古墳時代後期から奈良・平安時代の竪穴住居と掘立柱建物、鎌倉

東條遺跡は、古墳時代後期から戦国時代にかけての複合遺跡で、横捨土石流台地から連なる押し出し地形の北東斜面末端部に立地する。標高は三六六―三八二

- 1 所在地 長野県千曲市大字八幡字東條
- 2 調査期間 二〇〇七年(平19)四月―二月
- 3 発掘機関 長野県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 岡村秀雄・小林秀行・市川桂子
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期―戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

長野・東條遺跡

ひがしよ

時代後期から戦国時代の礎石建物・掘立柱建物・井戸・溝及び四方の壁に二〇―三〇cmの礎をめぐらせた竪穴状遺構などがある。中世の遺構・遺物は「一本松街道」との関連があると考えられる。

木簡は石組の井戸から一点、井戸底から三〇cmほど上で出土した。共伴する遺物から、木簡の年代は一五世紀頃と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「^(パン)逢逢故三×

・「南 無×

(1.6)×(2)×(2.0)

左半分と下部を欠損するが、表面二段目の切り込みに板碑にみられる条線が墨書される。文字は浮き上がりで残る。裏面の「南無」は表面と比べて不明瞭。

(岡村秀雄)



群馬・上郷岡原遺跡

かみこうわかのほら



(草津)

調査の結果、天明三年（一七八三）の浅間山大噴火によって発生した泥流によつて埋没、破損した家屋や畑地などを検出した。家屋跡から出土した大量の建築部材は、当該期の家屋の構造や間取りを知る上で良好な資料である。

1 所在地 群馬県吾妻郡・東吾妻町三馬字上郷・字岡原

2 調査期間 二〇〇二年（平成十四年）四月～二〇〇三年二月

3 発掘機関 群馬県埋蔵文化財調査事業団

4 調査担当者 楢崎修一郎ほか

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 平安時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

上郷岡原遺跡は、群馬県の北西山間部にある吾妻郡のほぼ中央に位置し、利根川支流の吾妻川中流の右岸段丘上に立地している。

調査の結果、天明三年

（一七八三）の浅間山大噴

火によって発生した泥流に

よつて埋没、破損した家屋

や畑地などを検出した。家

屋跡から出土した大量の建

築部材は、当該期の家屋の

構造や間取りを知る上で良

好な資料である。

木簡は、江戸時代中期のⅢ区一面一号建物から出土した墨書のある建築部材二点である。他に井桁を丸で囲んだ記号が焼印で押された部材が一点出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「あはれ くも

又をも へたは

稲の花」

200×200×20

(2) []

200×200×20

(1)は、句を書き付けたもの。(2)は太く大きな墨痕が残るが、字数や内容は全く不明である。いずれも端部に木釘を打った孔が開けられており、何らかの場所もしくは器物に固定されていたと考えられるが、具体的な用途は不明である。なお、木簡の釈読にあたっては、群馬県勢多郡富士見村文化財指導委員の中東彰子氏のご教示を得た。

9 関係文献

〔群馬県埋蔵文化財調査事業団「上郷岡原遺跡(1)」(二〇〇七年)〕

(高島英之)



(1)



(2)

宮城・史跡仙台城跡

せんたいじょう



(仙台)

半に二の丸が造られ、以後明治維新まで二の丸が落政の中心となり、本丸は儀礼の場とされていた。調査地は、三の丸築門跡から本丸への登城路の中間にあたる、清水門跡の南西に位置する。二〇〇三年に発生した地震により中門跡

- 1 所在地 宮城県仙台市青葉区川内
 - 2 調査期間 二〇〇五年(平17)二月—二〇〇六年一月
 - 3 発掘機関 仙台市教育委員会
 - 4 調査担当者 渡部 紀
 - 5 遺跡の種類 城館跡
 - 6 遺跡の年代 近世
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 仙台城は、一七世紀初めに築城された城郭である。築城当初は山の上の本丸と寛の蔵屋敷から構成された山城であったが、一七世紀前半に二の丸が造られ、以後明治維新まで二の丸が落政の中心となり、本丸は儀礼の場とされていた。

及び清水門跡石垣が被災し、二〇〇三年度から二〇〇五年度にかけて復旧事業が行なわれた。

清水門跡石垣では、復旧事業に引き続き石垣背後からの湧水の切り直し工事を行ない、それに伴う発掘調査の過程で木簡が発見された。清水門跡石垣の南西部に位置する沢曲輪石垣の基部より湧水が認められ、湧水部に近接して約八〇cm四方の方形の木枠が発見された。井戸枠の可能性が考えられたが、遺構保存のため内部は掘り下げていない。

木簡は木枠の周辺から一点出土した。

木枠周辺からは、他に材、瓦、ガラスが出土している。陶磁器は共伴しておらず、木枠の所属年代は不明である。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「東」〔泉倉カ〕

・「六月吉日」

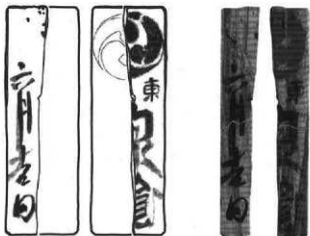
120×31.0×3.0mm

左半を欠き、中央部で折れる。表面は、上部端に朱書きで巴文を描く。裏面の上部にもわずかに朱が散っている。

9 関係文献

仙台市教育委員会「仙台城跡地震災害石垣復旧事業及び史跡整備事業報告書 中門跡・清水門跡」(仙台市文化財調査報告書一九九、二〇〇六年)

(渡部 紀)



木簡研究 第二八号

巻頭言—木簡よみの歴史—

今泉隆雄

二〇〇五年出土の木簡

- 概要 平城京跡(1) 平城京跡(2) 平城京跡(3) 旧大乗院裏園 藤原京跡
 石神遺跡 山田遺跡 飛鳥京跡 下田東遺跡 長岡宮跡 長岡京跡
 成支遺跡 平安京跡 伏見城跡 大坂城跡 大坂城下町跡 長原遺跡
 萱振遺跡 湊遺跡 明石城下町跡跡本町第一・二次地点 雲明寺近世墓群
 坂元遺跡 美賀保駅周辺遺跡跡第三地点 山野里四ヶ日遺跡 田村西和古遺跡
 中屋遺跡 米町遺跡(第一〇地点) 由比ヶ浜南遺跡 高徳院副辺遺跡
 外神田四丁目遺跡 日本橋一丁目遺跡 日本橋二丁目遺跡
 新宿六丁目遺跡 向柳風町遺跡 葛西城址 栗馬遺跡 関津遺跡
 権崎寺跡 下七郎遺跡 壇の越遺跡 柳ヶ岡所跡 毛越寺跡 向中野組遺跡
 高島町尻遺跡 小田島城跡 錦ヶ岡城跡(二)の丸南辺地点) 横山遺跡
 私田橋跡 本堂城跡 高岡(一)遺跡 十三添遺跡 下堤・青草町遺跡
 昭和町遺跡 木ノ新保遺跡 久島寺遺跡 千木ヤシキズ遺跡
 加茂遺跡(1) 加茂遺跡(2) 小出城跡 春日山城跡 米子城跡
 御所遺跡 沈没船(推定いろは丸)埋没地点遺跡 安芸園分寺跡
 萩城跡(外堀地区) 二刀遺跡 観音寺遺跡 徳島惣橋跡 高松城跡(既跡)
 大宰府跡 観世音寺 延岡城跡 一九七七年以前出土の木簡(二一八) 胡桃橋遺跡

参考文献の訂正と追加(九)

- 伏見城跡(第八号) 藤原城跡(第二七号) 辻井遺跡(第五・八号)
 中京遺跡(第二二・二四号) 井上和人 森 公幸
 出土木簡論 七世紀の荷札木簡と税制

領価 五〇〇円 送料六〇〇円

秋田・久保田城跡(中土橋地区)



(秋田)

久保田城跡は、秋田県の沿岸中央部に位置し、秋田平野上に独立丘状を呈する千秋公園台地(久保田神明山)と周辺の低地を含む一帯を遡地している。久保田城は常陸国から転封された佐竹氏が慶長九年(一六〇四)から居城とした平山城である。

発掘調査は、秋田中央道路建設事業に伴うもので、調査地区は、外堀に設けられた中土橋と、その東側に

- 1 所在地 秋田市千秋明徳町
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15)五月～七月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 五十嵐一治
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀初～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

あたる大手門の堀、西側にあたる穴門の堀に及ぶ。調査面積は七十二㎡。

調査の結果、旧中土橋と旧大手門及び旧穴門の堀を検出し、旧中土橋の幅員が一mであることが判明した。また堀の護岸部には、葦のような植物質の織物が細杭で留められていることが確認された。出土遺物には、陶磁器類、かわらけ、瓦などとともに木簡を含む木製品などがある。木製品の中には、齋串、刀形、鳥形、舟形が認められ、中土橋近辺で祭祀が執り行なわれていたと推測される。

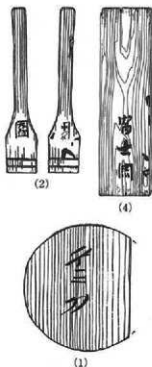
木簡は、大手門地区北端第三層から三点、穴門地区第一層から一点、出土地不明が一点、計五点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

大手門地区(北端) 第三層

- (1) □ □ □ 102×(94)×5 061
- (2) □ □ 123×25×6 061
- (3) □ □ (93)×44×7 061

穴門地区第一層



(4) □ □
富士岡 □ □

303×(65)×8 061

出土地不明

(5) □ □

140×65×7 061

(1)は、曲物容器の底板に三文字の墨書が認められる。(2)は、刷毛の両面に小さな墨書が見られる。表面は、文字を方形の墨線で囲む。(3)は、上下両端が欠損している。(4)は、箱状組物の板材であり、右辺を欠損している。(5)は、寛状に整形されているが、釘孔が見られることから箱状組物から転用した可能性がある。

9 関係文献

秋田県教育委員会「久保田城跡・薄枝明徳館跡」(二〇〇六年)

(高橋 学(秋田県弘田郷跡調査事務所))

木簡研究 第二七号

巻頭言―昔くことと隔ること―

椋山 明

二〇〇四年出土の木簡

概要 平城宮跡 左京三条二坊一坪 平城京跡左京三条五坊十坪 東大寺旧境内 西大寺旧境内 四木樂院遺蹟 下水東方遺跡 藤原宮跡 藤原京跡右京十一条四坊 因委遺跡 石神遺跡 飛鳥京跡 平安京跡右京六条三坊六町 宇治市街遺跡 内八丁遺跡 荻野本町遺跡 鴨上郡街跡 北花田口遺跡 川除 藤ノ木遺跡 板井寺ヶ谷遺跡 福富遺跡 城ヶ瀬遺跡 荻安賀遺跡 下津北山遺跡 濱洲城下町遺跡 大酒村東一遺跡 土橋遺跡 上野遺跡 北条時房 頼時邸跡 下馬周辺遺跡(鎌倉女子院地志) 水師寺跡 水戸海軍川家小石川屋敷跡 飯河小島跡(平家院敷跡・播磨安志寺小笠原家院敷跡(幸三)町遺跡第Ⅲ、Ⅳ地志) 水野原遺跡(新宿区No.1一〇遺跡) 天龍寺遺跡 跡島西地址(1) 葛西城址(2) 北下遺跡(1) 西根遺跡 関津遺跡 市原桑里朝遺跡(実信地区) 小針北遺跡(1) 長須賀桑里朝遺跡 市原崎寺跡 泉慶寺跡(陸奥国行方郡) 若林城跡 市川朝遺跡 一本柳遺跡 物之御所跡(1) 藤川谷地遺跡 花立二遺跡 沓江遺跡 手藏田一〇遺跡 鶴ヶ岡城跡 藤川谷地遺跡 東根小原町遺跡 鹽本城跡 高岡(一)遺跡 本町一丁目遺跡 森本C遺跡 梅原胡麻堂遺跡 小出城跡 弓庄城跡 三角田遺跡 松葉遺跡 上田遺跡 清水水遺跡 内試掘調査地点 築地館東遺跡 西川内北遺跡 中野清水遺跡 草戸千軒町遺跡 城土居屋敷跡 高松城跡(松平上屋敷跡) 草戸島城下町遺跡(中徳島町一丁目地志) 常三島遺跡 新蔵遺跡 博多遺跡群 本遺跡群

一九七七年以前出土の木簡(二七)

椋山 明

平城宮跡

駅文の訂正と追加(八)

椋山 明

堅田日遺跡(第二〇・二一・二三号) 豊島城下町跡(第二三号)

シノボジウム「中国簡牘研究の現状」の記録

廣州地区出土戦国簡牘

江陵張家山二四七号墓出土竹簡とくに「二年律令」に關して―

史料群としての長沙呉簡・試論

「中国簡牘研究の現状」シノボジウム私見

新刊紹介 賈谷至著「木簡・竹簡の語る中国古代―書記の文化史」

椋山 明

編者 五〇〇円 送料六〇〇円

秋田・久保田城跡

1 所在地 秋田市千秋明徳町

2 調査期間 二〇〇二年(平14) 一月

3 発掘機関 秋田市教育委員会

4 調査担当者 小松正夫・安田忠市・伊藤武士・神田和彦

5 遺跡の種類 城郭跡

6 遺跡の年代 近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(秋田)

調査地は、佐竹氏の居城・久保田城の二の丸と城下町を分ける外堀内側の旧下中城町に位置する。この地域は、久保田城の丘陵直下に廻らされた内堀と外堀との間に位置し、佐竹義宣の家老梅津主馬の屋敷にあたと考えられる。調査は、学校建設工事に伴う事前発掘調査で、内堀跡の一部や、築城以前の沢状の落ち込みを検出した。落ち込みには堀土が二層、

堆積土が二層確認され、岸部付近では黒褐色土の混じる植物遺体層を中心に、江戸時代前期の陶磁器や漆器柄・下駄・箸・折敷などの木製品が出土した。

木簡は、落ち込み堆積土の黒褐色土の混じる植物遺体層から二点出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) []

24.8×24×1.0 011

(2) 御屋扇

(1.86)×28×4 081

(1)は文字か絵か判断としない。原形は折敷である。縁辺に竹釘を打ち込んだ小孔が認められる。裏面には線状の細かな刻み痕跡が認められる。(2)は薄い板材。檜扇の一部とも考えられるが、不明である。小孔などは認められない。

9 関係文献

秋田市教育委員会「市内遺跡確認調査報告書」(二〇〇三年)

(四谷 隆)



(2)



(本 荘)

沿岸東北自動車道建設事業に伴い、二〇〇三・〇四年に発掘調査が行なわれた。館跡の範囲は、南北五八〇m東西三〇〇mと推定され、西側は採石などにより大部分が失われている。調査では空堀や土塁のは

秋田・岩倉館跡

いわくらだて

- 1 所在地 秋田県由利本荘市福山字岩倉
- 2 調査期間 二〇〇四年(平16)五月〜一〇月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 栗澤光男・藤田賢哉ほか
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 一四世紀〜一六世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

岩倉館跡は、日本海まで約四・五kmの出羽丘陵西端部に立地する。標高は七〇m前後。岩倉館は、由利十二頭の一である内越左近の

居城と伝えられる。日本海

9 関係文献

秋田県教育委員会『岩倉館跡』(二〇〇七年)

(藤田賢哉)



(1) ・×大雲迫善供養□大菩提□



1029 X121 X9 031

か、丘陵の傾斜部に造成された一〇面の郭(I郭〜X郭)が見つかった。各郭からは、掘立柱建物、堅穴状遺構、土坑、溝、柱列などが検出された。出土遺物は、中国産の青磁・青白磁・白磁・染付や国産の珠洲系・越前・瀬戸美濃の陶器類の他、五輪塔の一部などがある。時期的には一四世紀から一六世紀前半までの幅をもつ。木簡は、二〇〇四年度調査において、SE一七二〇から一点出土した。SE一七二〇はⅢ郭面の東側で確認された井戸で、径一・五m前後、深さ約一・九mを測る。木簡は、廃絶時に拳大の礫七点とともに埋められた卒塔婆と思われる。

8 木簡の釈文・内容

上下両端及び、左辺の一部を欠損する。下部は尖らせる。スギ材。



(秋 田)

主佐竹氏の居城・久保田城下の内町にあたる。藩校明德館は、寛政二年(一七九〇)に「学館」の名称で開学し、寛政五年に「明道館」、寛政七年に「明德館」と改称され、明治維新まで存続した。本遺跡は二〇〇一年、秋田市教育委員

秋田・藩校明德館跡

はんこうめいとくかん

- 1 所在地 秋田市中通二丁目
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15)七月～八月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 五十嵐一治
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀前半～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

藩校明德館跡は、日本海沿線から東に約五・三kmの秋田低地上に立地し、標高は約六m。JR秋田駅の西約六五〇mにあり、秋田藩

会による発掘調査が行なわれ、四点の木簡などが出土した。(本誌第二五号)

今回の発掘調査は、秋田中央道路建設事業に伴うもので、調査面積は二〇〇㎡。調査区は、秋田市教委による発掘成果や「久保田城下絵図」などから、藩校敷地の北西側外で、上級家臣である小場家の屋敷地にあたる。調査の結果、土坑五基・溝九条・柱穴(列)などを検出し、多くの陶磁器類や木製品などが出土した。

木簡は、不整楕円状の土坑SK三三から一点出土した。共存遺物には、一七世紀前半の灰釉丸皿や溝縁皿などの陶器類が多く認められた。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□

(80×16×4 016)

下端のみ欠損。墨痕は鮮明であるが、判読できない。

9 関係文献

秋田県教育委員会「久保田城跡・藩校明德館跡」(二〇〇六年)

(高橋学(秋田県弘田権隆調査事務所))



石川・森ガツコウ遺跡

- 1 所在地 石川県かほく市森
- 2 調査期間 第一次調査 二〇〇四年(平16)九月～十一月
- 3 発掘機関 財団法人石川県歴史文化財センター
- 4 調査担当者 本田秀生・金山哲哉
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(津 城)

森ガツコウ遺跡は、かほく市森集落の北二〇〇mの沖積平野に位置する、奈良・平安時代～中世の集落跡である。第一次調査はパイプラインと排水路部分の調査で、調査面積は八二〇㎡である。調査の結果、一辺九〇cmの方形柱穴をもつ二間×三～五間の掘立柱建物一棟のほか、複数の規模不明の建物、集落の東限を示すとみられる奈良・平安時代の幅約五mの水路(四二

号溝)などの遺構を検出した。

木簡は、この四二号溝から一点出土した。同水路からは、多量の須恵器・土師器のほか、「石山」「仁」「千」「田中」「正」(あるいは「千一」と書かれた墨書土器や斎串も出土している)。

なお、二〇〇五年に行なわれた第二次調査でも、主軸を東西・南北に揃えた古代の掘立柱建物六棟以上と区画溝、中世の井戸三基などの遺構を検出し、墨書土器「田中」や転用硯などの遺物が出土した。

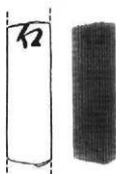
- 8 木簡の釈文・内容

(1) 石

(760)×23×3 981

表裏両面及び左右両辺はケズリ調整が施され、上下両端は二次的なキリオリ。椀目材。付札木簡と考えられる。

(金山哲哉)



(2)は符録に続けて教文字が記されているが、墨痕が薄く判読できない。呪符と考えられる。

なお、木簡の釈読にあたっては、新潟大学の矢田俊文氏、上越市公文書館準備室の福原圭一氏、新潟県立歴史博物館の前嶋敏氏のご教示を得た。

(1) 7 遠藤基雄、8 相沢央(新潟市歴史文化課)



(2) 赤外



(1) 赤外



(高田東部)

- 1 所在地 新潟県上越市大字下野田字延命寺
- 2 調査期間 二〇〇六年(平成18) 四月～十一月、二〇〇七年五月～一〇月
- 3 発掘機関 新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 山崎忠良
- 5 遺跡の種類 築落跡・官衙関連遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～中期、飛鳥時代・奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

延命寺遺跡は高田平野のほぼ中央、飯田川左岸の沖積地に立地し、標高は約九・一～九・八mを測る。遺跡内は南東から北西方向に舌状に微高地が形成され、主要な遺構はこの上に位置する。八世紀前葉前後の遺構には、掘立柱建物・溝・畑跡・水田跡・土坑などがある。

木簡は、P六一〇から一

新潟・延命寺遺跡

えんめいじ

- 点、SD一〇六五・SE一四〇七から各一点、SD一七〇〇・SK一六九八から各七点、包含層から二点、計二点が出土した。
- P六一〇は、長さ〇・七m幅〇・六三m深さ〇・二三mの土坑で、木簡の他に大量の自然木が出土した。SD一〇六五は、八世紀前半の掘立柱建物の周りをめぐる、長さ一五m幅四m深さ〇・四mの溝。SE一四〇七は、長さ一・二三m幅一・一一m深さ〇・七mの井戸で、木簡の他に多数の木製品が出土した。溝SD一七〇〇(長さ一八・六m幅五・五m深さ〇・一五m)土坑SK一六九八(長さ四・四六m幅三・五二m深さ〇・五二m)は、ともに八世紀前半の掘立柱建物の周辺に位置し、木簡の他に土器・木製品が出土した。
- 8 木簡の积文・内容

P六一〇

(1) □五

44×20×4.061

SD一〇六五

(2) [部麻カ]

51×19×4.061

(3) ・[廿日]□□百長□□

□□□□

504×10×4.061

②

物部郷□□里戸主物マ多理丸

物マ鳥丸野田村奈良田三段又中家田六×
□人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗

田沾人多理丸戸人 物マ比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万

456×9×6.011

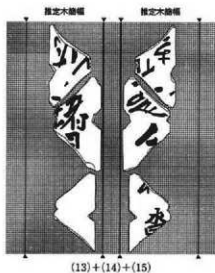
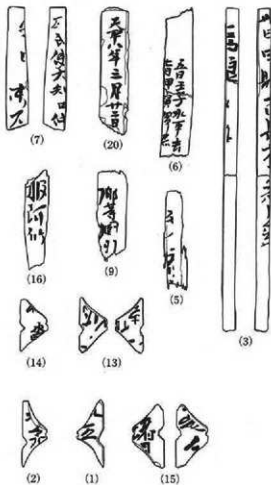
(1)(2)は琴柱に転用された木簡で、二点は同一の木材と思われる。表面の調整もよく残る。墨痕の残りも良好だが、転用時に切断され、判読できない部分がある。(3)は三片が接続する。左辺と上端は原形をとどめる。

(4)は左上端部を隅丸に加工する。右上端部が垂直になっており、下に行くほど文字の右側が欠失することから、右辺は縦に削られていると考えられる。下端も欠損する。「道智」は「温泉寺縁起」に奈良時代の人物として登場する。「野田村」は、遺跡周辺の大字上野田・下野田にその名が残っている。船木氏は伊勢や畿内、能登では確認できるが、越後・佐渡関係の史料では初見である。「大藏」も氏族名と解される。「稲在所」とあるので、「四百斤」は稲の量。本木簡は稲の運搬などに関わるものと考えられる。

(5)は削層で、上端部は木簡の原形を保っている可能性がある。文字はすべて右半分が削られ、判読できない。(6)は具注暦の断片。上下両端ともに折られている。左右両辺は二次的整形に伴う調整痕を残す。日付と干支、出土土器の年代などから天平八年八月の具注暦

とわかる。(7)は右辺は削り、下端は切断。裏面の「四」と「東」の間には刃物で抉られた痕跡があり、わずかに墨痕が残る。(8)の上端は丸みがあり、元の形状を残す。下端は折損、左右両辺は削られたままである。(9)は墨痕が比較的明瞭で、一文字目の上に空白部分がある。(10)は下端を二次的に尖らせている。(11)は、木目などからみて、本来は同一の木簡であったが、切断されて三点の琴柱に転用されたものである。(12)は、左辺が下端に向かって幅を狭めることから、荷札や付札の断片と考えられる。表面には調整痕が残る。(13)は、上端は整形され、下端は切断、左右両辺は削られたか、整形されたか判然としない。転用により小木片となったものである。(14)の上端は円頭状で損傷はなく、下端は切断されている。左辺は原形を保つが、右辺は整形した痕跡が確認できない。墨痕の残りは比較的良好。天平八年は七三六年。遺構の年代を決定する資料の一つである。

②は下端部右隅が一部損傷するが、ほぼ完形である。「物部郷」は「和名抄」越後国頸城郡に見え、現在の上越市清里区大字武士(モノノフ郷)一帯に比定される。大字武士に近い大字南田中には



(13) + (14) + (15)



(21) 赤外

新潟・五反田遺跡

1 所在地 新潟県上越市板倉区米増字横田ほか

2 調査期間 二〇〇五年（平成17）四月～八月

3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団

4 調査担当者 渡邊裕之

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 古代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

五反田遺跡は古代から近世にかけての複合遺跡で、東頸城丘陵から流れ出る大熊川によって形成された扇状地の扇尖部付近、標高四



(高田東部)

四～五1mの緩斜面上に立地する。調査は二〇〇四年から二カ年にわたって実施した。遺跡の主体は八世紀前半～一〇世紀後半で、掘立柱建物二五棟を検出した。大型建物を中心に整然と配置された掘立柱建物群や着修品である白磁碗、多数の

緑釉・灰釉陶器の出土などから、一般集落とは異なる性格が推測されている。

木簡は、二〇〇五年調査において、近世以降の包含層であるII層から一点出土した。

8 木簡の积文・内容

(1) [源五斗カ]

□□□□

150×80×60

長方形の材の一端を細く加工して尖らせる。表面を削った際の加工痕が表裏面に認められるが、劣化のため木目の一部が浮き出ている。墨痕は不鮮明で肉眼での判読が難しい。なお、釈読にあたっては田中一穂氏のご教示を得た。赤外線写真も同氏の撮影による。

9 関係文献

新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団「北陸新幹線関係発掘調査報告書Ⅲ 台の上遺跡・峪ノ上遺跡・五反田遺跡」(新潟県埋蔵文化財調査報告書二三八、二〇〇五年)

(渡邊裕之)



赤外線



(糸魚川)

前波南遺跡は、前川右岸の海岸砂丘と丘陵間の沖積低地に立地し、標高約4m。古墳時代と古代を主体とする溝、ピット、杭、旧流路などを検出した。居住の痕跡は検出できなかったが、古墳時代や古代における陸地や河川の利用方法の一端が窺える。

木簡は各年度一点ずつ出土した。二〇〇六年度調査

新潟・前波南遺跡

ぜんなみなみ

- 1 所在地 新潟県糸魚川市大和川字前波
- 2 調査期間 一 二〇〇六年(平18) 四月～八月、
二 二〇〇七年四月～八月
- 3 発掘機関 新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 一 春日真実、二 石川智紀
- 5 遺跡の種類 一 集落跡、二 散布地
- 6 遺跡の年代 縄文時代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

において、弥生時代から中世にわたって形成された旧流路から一点、二〇〇七年度調査において、溝(SD)が調査区中央の旧流路と合流する付近から一点、計二点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 二〇〇六年度調査

(1) [出雲□□]

(106)×23×2 069

上端は山形で、下端は欠損する。八世紀後半～九世紀の土器とともに出土した。

二 二〇〇七年度調査

(1) [出雲真山]

172×84×2 061

スギ材を板目取りしたもので、長方形の材の左右を削り、下端を鋭角に尖らせる。「出雲真山」は人名か。「出雲」の字体は、福井県越前町田中遺跡出土墨書土器(九世紀前半)の「出雲」に似る。当木簡も平安時代の所産か。伴出した木材の放射性炭素年代測定の結果からも古代に帰属すると考えられる。

釈読にあたっては、田中一徳氏、高根県立古代出雲歴史博物館の森田喜久男氏のご教示を得た。

9 関係文献

新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団「一般国道8号 糸魚川東バイパス関係発掘調査報告書Ⅲ 六反田南遺跡 前液南遺跡」(新潟県埋蔵文化財調査報告書二〇二、二〇〇八年)

(春日真実・石川智紀)



木簡研究 第二六号

巻頭言「全国木簡出土遺跡・報告責任」刊行に寄せて 小林昌二
二〇〇三年出土の木簡

概要 平城京跡左京三条三坊十一坪 平城京跡石京北辺 平城京跡石
宮四条二坊一坪 法華寺 旧大倉院跡 藤原京跡 石神遺跡 飛鳥
寺南方遺跡 鳥羽遺跡 色羽能宮跡 東福寺常陸姫塚墓 中世佛殿寺
城跡 難波宮跡(1)難波宮跡(2)大泉城跡跡 王澤田中遺跡 奈良井遺跡
玉穂遺跡 久宝寺遺跡 兵庫法遺跡 明石城武家墓跡 封中遺跡 北行院寺 有岡
城跡 伊丹城町遺跡 大毛河遺跡 土橋遺跡 北条家時・時頼宮跡 永福寺
跡 佐助ヶ谷遺跡 水口藩跡川家小石川屋敷跡(春日町遺跡跡) 貫地
点(1) 旗本岩瀬家屋敷跡(新藤跡町遺跡) 南泉寺町遺跡 台東区
No.88遺跡 馬場下町遺跡 元町丁目遺跡 神明寺跡 北島遺跡(第
一九九地点) 松本城下町跡六九 松本城下町跡片町町 権崎寺跡 荒
田日桑里町遺跡 門田桑里町跡 東高久遺跡 荒井御田遺跡 河段城
跡 仙台城跡(一)の丸地区 竹ノ内遺跡 市川橋遺跡 長尾寺遺跡
跡 古志田東遺跡 大在家遺跡 山形城跡 新谷地遺跡 龍門寺茶坊
目遺跡 観音堂遺跡 新田(一)遺跡 津軽氏城跡 弘前城跡 本町一丁
流通書局跡No.20遺跡 中名V遺跡 任海宮田遺跡 關海寺城跡 水
橋金丘・中馬場遺跡 小出城跡 才ノ崎遺跡 道徳遺跡 寺田遺跡
米子城跡21遺跡 米子城跡 才ノ崎遺跡 青木遺跡 腹田遺跡 尾道
遺跡(KGO七地点) 徳島城下町跡 観音寺遺跡 敷地遺跡 高松城跡(1)(東
の丸地区) 高松城跡(2)丸ノ内地区 高松城跡(3)松平大願家(東
原敷跡) 兩省遺跡跡 小倉城跡 在百西ノ後遺跡 半田口遺跡 伊
船町遺跡(長崎奉行所立山役所跡) 北島北遺跡 平城宮跡 弘田橋跡
一九七七年以前出土の木簡(二六) 平城宮跡 弘田橋跡
聖文の訂正と追加(七)
山田寺跡(第五・二一・一三三) 宮内里田遺跡(第一二二)
弥勒寺西遺跡(第二五五号) 安曇園分寺跡(第一四四)
中央アジア出土のチベット語木簡—その特徴と再利用—
木に記された暦—石神遺跡出土具注暦木簡をめぐって— 館野和己・武内紹人
文字の形と語の識別「参」の二つの字形 竹内 亮
書評 平川南著『古代地方木簡の研究』 桑原祐子
新刊紹介 木簡学会編『日本古代木簡集』 徳江安之
五五〇〇円 送料六〇〇円 武田和成

新潟・大角地遺跡 (1)

- 1 所在地 新潟県糸魚川市大字田海字田海
- 2 調査期間 二〇〇五年(平17)九月―十一月
- 3 発掘機関 新潟潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 加藤 学
- 5 遺跡の種類 遺物包含地
- 6 遺跡の年代 縄文時代・古墳時代・古代・中世・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(糸魚川)

大角地遺跡は、新潟県最西端の糸魚川市に所在する。北を日本海、南を日本アルプスに挟まれた狭小な糸魚川平野には、縄文時代―中世の遺跡が密集する。遺跡は懸川左岸の青海地区に位置し、海岸線から五〇〇m内陸の舌状台地先端部(標高約五m)に立地する。糸魚川は、古代では越後国頸城郡沼川郷に所属した。陸路・海路の要衝であり、北陸道と信州に抜ける松本街道の交点にあたる。「尾喜式」に見える北陸道「湊海駅」は、本遺跡が所在する青海地区に比定されている。

遺跡からは、縄文時代・古墳時代・古代(九世紀)・中世(一五世紀)の遺構・遺物を検出した。特に、縄文時代早期末葉―前期前葉に球状耳飾・玉・磨製石斧が大量生産されたことで注目されている。木簡は、台地裾の低地(三区)に堆積するIIb層から、一八一―九世紀の肥前系陶磁器などとともに一点出土した。報告書には掲載されていない資料である。

なお、他に川跡S X 一〇(二区)の洪水堆積物(砂礫層)から、九世紀の須恵器・緑釉陶器とともに荷札状木製品が一点出土している。スギ材で、片面がより平滑に削られている。上流から流れ着いたものと判断される。緑釉陶器は優品であり、近隣に有力な古代の遺跡が存在することを示唆している。

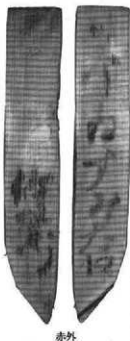
8 木簡の釈文・内容

(1) ・「みすみた」(様々)

・「

153×28×6 051

下層付近で右辺から切り込んで尖らせる。木簡と同じ層からは、古代―近世の遺物が出土しているが、木簡の成形が粗雑であることなどから、近世以降の木簡と考えられる。



(田中一穂・加藤 学)

表面の冒頭部分だけ特に墨痕が薄く文字数も不明。他の墨痕は残存具合もよく、「みすみ」は肉眼でも墨痕を確認できる。最後の文字は若干墨痕が薄い、赤外線写真では明瞭。裏面は下端部付近に墨痕が確認される。一文字目が人偏と思われるが、二文字目以降は文字数も確定できない。ただし、裏の下端に向けて長く垂れ下がる字形は、「某兵衛」の可能性が高いと推測される。

「みすみた」を人名と考え、何らかの物品などに付けられて送られ、裏面にはその差出人が記載されたと推測する。ただし、管見の限りでは近隣の近世村落に関する人名で「みすみた」を名乗る人物は見出せていない。

9 関係文献

新潟県教育委員会・新潟県埋蔵文化財調査事業団「北陸新幹線関係発掘調査報告書Ⅴ 大角地遺跡」(新潟県埋蔵文化財調査報告書一

七三 100六年)

新潟・窪田遺跡 くぼた

- 1 所在地 新潟県村上市南田中字窪田
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 四月～十二月
- 3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団・国際航業(株)
- 4 調査担当者 前川雅夫
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 八世紀・一二世紀～一四世紀・一七世紀～一八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(中条・村上)

窪田遺跡は越後平野の北部、荒川右岸の沖積微高地に立地する。調査の結果、一七世紀～一八世紀を中心とする河川護岸施設や漁撈施設、一二世紀後半～一四世紀前半の集落、八世紀を中心とする集落をそれぞれ検出した。木簡は、中世から近世にかけて存在した河川SR一から五点、中世の井戸(S

E五二二から二点、計七点出土した。SR一は最大幅二七m深さ一・四m(標高マイナス二・二m)を測り、調査区内で長さ六二mにわたって検出した。河川内では一六〇本の杭を用いた護岸を大きく三条確認した。川上にあたる調査区東側には杭列を狭くし、川底(五×一〇mの範囲)に石を敷き詰めたとこがあり、その中心には四つ手網やコドなどの漁撈施設に伴う杭(エビス杭)二本も検出されている。SR一から出土した木簡(1)~(5)の内、(1)(2)(5)は漁撈施設内の埋土からの出土である。SE五二二は長径六九cm深さ一七四cmの素掘りの井戸で、埋土中位から(6)が表を上、(7)が立てられた状態で出土した。なお、SE五二二からは漆器棹椀や田下駄なども出土している。

8 木簡の釈文・内容

SR一

- (1) 奉 大日如来秘密供諸願成就 [著カ]
- 世行 [著カ]
- 瓊海敬 [白カ]
- 445×87×8 011
- (2) [バン)(カー)
- (78)×21×2 019
- (3) [松]
- 180×75×23 061

(4) 「銀符」

85×82×11 90

(5) 「久」

82×72×11 90

SE五二二

(6) 「こ、の□□ひい

なりこれは□□かり

たらひと□□あるへく候

七月六日

〔花押〕 310×90×4 90

(7) 「こ、の□□ひいハ

り

□□

七月□□

〔花押〕 310×100×4 90

(1)は折願札である。上端は山形に作り、下端に向けて狭まる。表面下半にわずかではあるが墨痕部分の盛り上がりを確認できる。このことから折願札がそれほど長い期間でないにせよ一定期間風雨や雪に曝されやすい状況にあったと推測される。一文字目の梵字は真(ア)の可能性が高い。スギ材。

(2)は寛状の板材に梵字二字が墨書されていることから呪符と考え

られる。スギ材。

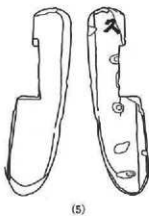
(3)は裏面に墨書がある舟形で、底面から軸先にかけて漆が削り込まれている。スギ材。(4)は将棋の駒。材はニシキギ属。(5)は鉄の欠損品で、裏面に墨書がある。

(6)と(7)は本来、同一個体の折敷の底板であった。片面のみ調整し、もう一面はワリ/ママ。(6)はワリ/ママの面の一部を平滑に調整し、(7)は調整すみの面に墨書された。(6)の六カ所の穿孔、(7)の五カ所の穿孔と一カ所の浅彫じ皮は転用前の痕跡である。スギ材。

9 関係文献

新潟県教育委員会・新潟県埋蔵文化財調査事業団「日本海沿岸
東北自動車道関係発掘調査報告書XⅢ 窪田遺跡Ⅰ」(新潟県埋蔵
文化財報告書一七六、二〇〇七年)

(木村雄司)



(5)



(1)



(6)



(7)



(2)



(3)



(4)

新湯・堅木遺跡

- 1 所在地 新潟県南魚沼市大字野田字堅木
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18)九月～二月
- 3 発掘機関 新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 藤巻正信
- 5 遺跡の種類 集落跡

- 6 遺跡の年代 古代～近世以降
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は魚沼丘陵から魚野川に注ぐ小規模河川、庄之又川左岸の扇頂部の狭い河岸段丘に立地する。




(十日町)

調査は二〇〇六年から二カ年にわたって実施し、古代・中世中心の複合遺跡であることが判明したが、近世以降の耕地整理によって、中世の遺構は壊滅していた。遺跡の主体は九世紀末～一〇世紀初頭で、平安時代の土師器・須恵器少量と、

如四基・溝状遺構多数を検出した。溝状遺構は耕作に関わるものかと思われたが、理科学分析からはその確証が得られなかった。木簡は、二〇〇六年の調査において、近世以降の耕作土であるⅢ層から四点出土した。

8 木簡の釈文・内容

- (1)  「めき」
98×25 0.9
- (2) 「小豆四斗入のだ八左エ門」
100×40 0.81

- (3)  「りき」
118×46 0.85

- (4)  「まき」
157×29 0.9

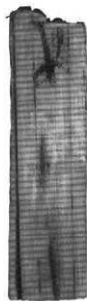
厚さはいずれも未計測。(1)は墨痕が鮮明で肉眼での判読が容易である。「ぬ」の可能性もある。(2)は長方形の材の一端を加工して粗く尖らせる。墨痕は鮮明で肉眼での判読が容易である。「のだ」は当遺跡の所在する大字野田と考えられ、屋号「八左エ門」は野田集落内に現在も存在しているという。(3)は上下両端が折損、右辺は割れて原形は不明。墨痕は鮮明で肉眼での判読が容易である。(4)は長方形の材が折れて五片が残っている。墨痕はかすれ、肉眼での判読は難しい。

釈読については、田中一穂氏のご教示を得た。木簡の赤外線写真も同氏の撮影による。

9 関係文献

新潟県埋蔵文化財調査事業団「新潟県埋蔵文化財調査事業団年報 平成一八年度」(二〇〇七年)

(巻末正信)



(1) 赤外



(2) 赤外



(3) 赤外



(4) 赤外

新潟・近世新潟町跡
きんせいいがたまち
 広小路堀地点
ひろこうじぼり

1 所在地 新潟市中央区上大川前通十番町、本町通十番町、

東堀前通九番町

2 調査期間 一 二〇〇四年(平成16)七月

二 二〇〇六年六月—一〇月

3 発掘機関 新潟県埋蔵文化財調査事業団

4 調査担当者 佐藤友子

5 遺跡の種類 港町跡

6 遺跡の年代 近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(新潟)

近世新潟町跡は、明暦元年(一六五五)に現在地に移転したとされる日本海側有数の港湾都市である。遺跡は信濃川河口近くの左岸に立地し、標高は〇・五m。複数の町屋の屋敷地にまたがるトレンチ調査を行ない、屋敷境の溝、礎石、礎

板、柱根、土坑、杭などを検出した。遺物は、一七世紀～一九世紀の肥前系陶磁器を中心に、京焼、信楽焼、瀬戸・美濃、中国製磁器（彩彩など）、硯、石臼、鏡、小柄などが出土した。

木簡は、二〇〇四年の試掘調査において第一〇トレンチ排土一括から一点、二〇〇六年の本発掘調査において第二トレンチ一三層から一点、計二点出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 試掘調査

(1) ・「二久□播磨屋

堀

さか河や

与太兵衛

六右衛門殿

・「皆かけ 拾五□六百□^{【真カ】} 小村上^{【目カ】}

160x80x4 011

長方形の板の四隅を切り落としている。内容から荷札木簡であろう。「二久」は荷主を表す荷印、荷のあて先が「播磨屋六右衛門」、「さか河や与太兵衛」が差出人で、船積みされた地の問屋名であると考えられる。「皆かけ」は計量法の一種で、「拾五□六百□」が荷の重量である。

二一 本発掘調査

(1)

・ ^{【わか】}
かさや 

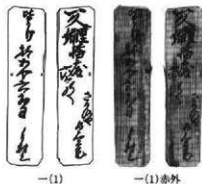
140x40x3 019

表面の一字目は荷印とみられるが、以下の文字は不明。荷札とすれば、商品名と数量・単位などが記されると推測される。調査地点の町屋が「わかさや」（若狭屋）である可能性が高まった。

9 関係文献

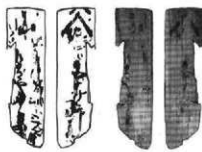
新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団「一般国道七号 万代橋下流橋関係発掘調査報告書 近世新潟町跡（広小路埋蔵地点）」（新潟県埋蔵文化財調査報告書一八七 二〇〇八年）

（佐藤友子）



一(1)

一(1) 赤外



二(1)

二(1) 赤外

鳥根・山持遺跡 (Ⅱ・Ⅲ区)

- 1 所在地 出雲市西林木町
- 2 調査期間 二〇〇三年(平15)五月―二月、二〇〇四年五月―一月
- 3 発掘機関 鳥根県教育庁埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 池澤俊一
- 5 遺跡の種類 集落跡・自然流路・水田跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代―江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(今市)

山持遺跡は出雲平野の北麓に位置し、奈良時代の神社建物などが検出され著名となった青木遺跡の西約2kmに位置する。遺跡は東西21km南北500mの範囲に及んでいる。今回検出した主な遺構としては、弥生時代の自然河道・棚列・溝・土坑、奈良時代の畠状遺構・道路状遺構、中世後期の自然河道な

供養を行なった人物（僧か）に該当しよう。(4)は下端を欠く中型石品。
梵字一字のみが確認できたが判読できない。

9 関係文献

鳥根県教育委員会「山持遺跡Ⅱ・Ⅲ区」(国道四三一号道路改築事業(東林木バイパス)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ、二〇〇七年)

(池田俊一・平石 光)



(3)部分



(4)部分



(2)部分



(4)



(1)



(1)

島根・山持遺跡 ざんもち

- 1 所在地 島根県出雲市西林木町
- 2 調査期間 二〇〇六年度調査（二〇〇六年（平18）五月～一月）
- 3 発掘機関 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 原田敏照
- 5 遺跡の種類 集落跡ほか
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(今市)

山持遺跡は、出雲平野の北辺、北山系の南麓に位置し、北山から南に流れていた伊勢谷川により形成された小扇状地及びその縁辺部に位置する、弥生時代から江戸時代にかけての複合遺跡である。国道四三二号線改築事業に伴い、二〇〇〇年から発掘調査を実施している。

二〇〇六年度調査で検出

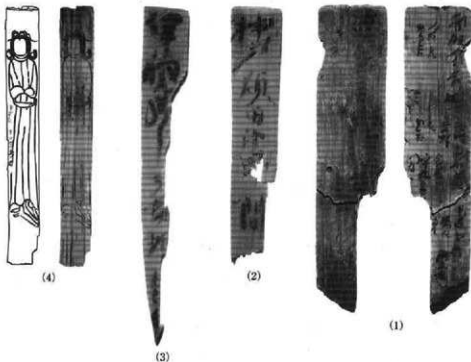
の管理に関係する役職名と思われる。何らかの労務管理に関わる木簡と考えられる。

(2)は上端が不明瞭であるが切り折り調整により方頭状にし、下端は欠損のため不明である。ヒノキ亜科の板目材を加工したものであり、表裏両面ともに明瞭な調整痕は認められない。地名と人名が記されているものと考えられる。(3)は上端を削り調整により方頭状に加工し、下端は付札状に尖る。下端部の文字が書かれた後に二次的に付札状に加工されているものである。ヒノキ亜科の板目材を加工したものであり、表面は削り調整、裏面は上部に削り調整が見られる。(2)の「神戸」と(3)の「伊努郷」は、遺跡が所在する出雲郡内の郷名である。遺跡は古代の伊努郷に所在し、神戸郷はその東側の郷名である。

(4)はスギの板目材で、表裏両面とも削りによる調整が認められる。墨画は髪を結び袍を身に纏った女性を描いたものである。文字は女性像の右腰あたりから記されている。裏面は中程の左右両辺付近が薄く削られており、その部分に表面とは天地逆に文字が記されている。

なお、木簡の釈読にあたっては、東京大学の佐藤信氏、奈良大学の東野治之氏、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

(原田敬昭)





(今市)

島根・築山遺跡

- 1 所在地 島根県出雲市上塩治町
- 2 調査期間 二〇〇五年(平17)一〇月～二〇〇六年三月
- 3 発掘機関 出雲市教育委員会
- 4 調査担当者 三原一将

- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 中世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

築山遺跡は、出雲市街の南西を流れる神戸川東岸、標高九・三mの沖積地上に位置する。県道改良事業などに伴い、二〇〇三年から発掘調査を実施している。

今回の調査では、溝・井戸・土坑・柱穴群などの遺構を検出した。出土遺物は一三世紀～一五世紀の土師質土器や龍泉窯系青磁・白磁・備前焼・楽系系陶器などであり、多くの遺構は中世のものである。中世、本

調査区周辺には塩治(神東)八幡宮が所在したと推定され、その様相を記述する『富家文書』に、大宮・若宮・神宮寺・舞殿・供御所などの八幡宮の施設のほか、別当・神主・供僧らの屋敷の名称が見える。出土遺物に龍泉窯系青磁の酒会壺や白磁の四耳壺などの威信財があり、正方位を指向する方形区画溝が集中することから、遺構は上述の八幡宮に関わる施設の一部である可能性が高いと考えられる。

木簡は、調査区の北側に位置する長径約二・四m短径約一・三m深さ約一mを測る素掘りの不整形土坑から一点出土した。相当量の湧水が認められることから、井戸・水溜の可能性があるが、正確な機能は不明。木簡は、竹筒とともに真北に面し立てかけられたような状況で出土した。共存遺物が細片で量も少なく、年代決定は難しいが、土坑上面を壊す溝から一五世紀後半の土師質土器が出土しており、土坑年代の下限はその時期と考えられる。

8 木簡の积文・内容

- (1) 〇□ 南無牛頭天王 九々八十一
- 〇□ [天] [形カ] 星11

(771)×(73)×10 019

板目材で、下端は切断、左右両辺は表裏から細かく面取りし整形する。形状は人形に似るが、上端折損のため原形は不明。「南無」:

星」のあたりに最大幅をとり、「^ア頭」字の六^{cm}上が最も細くなる。

「^カ鼻」と並べて書かれた文字は「^キ兼」に似るが、意味は不明。「牛頭」は、「牛」と「頭」の草書体とが一体として書かれたものと判断した。「天」字は、「天王」と「天形」とで筆跡が異なり、本木簡は複数の書き手による可能性がある。

内容としては、「牛頭天王」と「天形星」とを同一とする思想が「^カ墓内伝」(二四世紀末成立)に見えることや、「九々八十一」が陰陽道の呪句とみられることから、陰陽道の色彩が強い呪符木簡と考えられる。冒頭には、胎藏界大日如来真言(アビラウケン)を記すが、牛頭天王信仰の成立には密教が介在したとする指摘もあり、本木簡作成の背景を窺う上で興味深い。遺構が中世塩治八幡宮に関連する想定されることから、本木簡は八幡宮の供僧によるものである可能性が考えられる。

本木簡の形状は、新潟県下沖北遺跡出土の蘇民将来木簡(本誌第

二五号)に類似する。同木簡には「蘇民将来」の呪句の表面に五芒星を象る墨点が見られ、陰陽道の影響を想起させる。本木簡の内容も陰陽道の色彩が強く、形状自体が陰陽道の思想に基づく可能性を指摘しておきたい。また、本木簡は呪符木簡としては長大なものであり、木簡の機能的な側面を更に考察する必要がある。

「牛頭天王」と記す木簡は、蘇民将来符に比して全體的に類例が少なく、「天形星」と併記する例は管見の限りでは見られない。本木簡は、中世における牛頭天王信仰の地域での広がりを考える上で、貴重な資料となるだろう。

なお、木簡の釈読にあたっては、大阪工業大学の井上寛司氏、大谷大学の豊島修氏、島根県教育庁埋蔵文化財センターの平石充氏からご教示を得た。

(高橋 剛)



福岡・室町遺跡
ひろまち

- 1 所在地 福岡県北九州市小倉北区室町三丁目
- 2 調査期間 一九九九年(平11)十一月～十二月、二〇〇〇年四月、二〇〇三年八月～一〇月
- 3 発掘機関 財団法人福岡県文化振興財団埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 一 宇野慎敏、二 柴尾俊介
- 5 遺跡の種類 城下町跡・船入り跡
- 6 遺跡の年代 近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(小倉)

室町遺跡は、小倉城東側を北流する紫川の河口に位置する。江戸時代は、船溜りとして栄えたところである。木簡は、第三地点から七点、第六地点から二点、いずれも船溜り埋土から出土した。第三地点は船溜りの南部分に、第六地点はその北に接し船溜りの北部分にあたる。幕末期に、この船

溜りは埋め立てられ、より北側に船溜りが移動した。

8 木簡の釈文・内容

一 第三地点

- (1) <木下村利右。衛門〕 (127)×24×5 033
 - (2) [南原村 栄助] 133×18×5 031
 - (3) ・。小倉井上政吉。] 271×42×8 011
 - (4) 志井村七右衛門分] (100)×20×3 029
 - (5) 庄や 菊右衛門] (79)×24×5 029
 - (6) [か、さか] 74×24×5 011
 - (7) ・。<米五斗五升入] 209×13×5 033
 - ・。<国東郡櫛来村新屋]
- (1)は長方形の材の下端を尖らせ、上端に左右の切り込みをいれたもの。切り込みより上部は欠損。中央やや下端寄りに凹形の穿孔が見られる。(2)の表面は、カンナによる粗ケズリ、先端は鋭い刃物により尖らす。(3)は長方形の材で、四隅を隅切りにする。上下両端中

中央に凹形の釘孔がある。(4)は長方形の材で、下端を台形状に左右隅切る。上端は折損。(5)は長方形の材で、下端を台形状に左右隅切る。上端は折損。(6)は短い長方形の材で、小口はともに方頭を呈する。(7)は長方形の材で、下端を台形状に細長く隅切り、上端は、左右の切り込みを入れたもの。

二 第六地点

(1)



(182) X 19 X 15 081

(2) 「山本村

(63) X 19 X 2.5 081

(1)は直方体の材で、上端に長さ一・六cmの孔を穿ち、それに直交するように径三mmの凹形の孔を二個穿つ。下端は折損。(2)は長方形の材で、上端は方頭、下端は折損する。

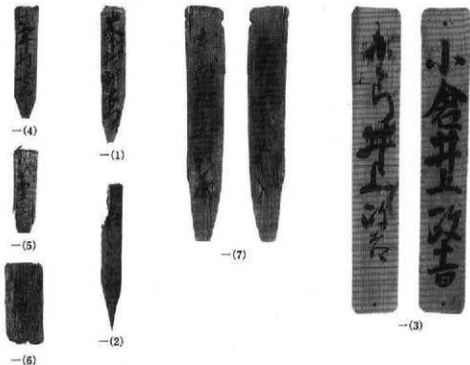
第三地点・第六地点出土木簡はいずれも、船溜りで大船から小船に移しかえる時に荷札などが落ちたものか、廃棄されたものと考えられる。江戸時代後期から幕末にかけてのものであろう。

9 関係文献

勸北九州市芸術文化振興財団「室町遺跡第三次」(北九州市埋蔵文化財調査報告書二八一、二〇〇二年)

同「室町遺跡第六地点」(北九州市埋蔵文化財調査報告書三五七、二〇〇六年)

(一) 宇野慎敏、二 柴尾俊介



福岡・小倉城跡

- 1 所在地 福岡県北九州市小倉北区内
- 2 調査期間 一九九八年(平10)九月―二〇〇一年七月
- 3 発掘機関 昭北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室
- 4 調査担当者 山手誠治・中村利至久・川上秀秋・梅崎恵司
- 5 遺跡の種類 城郭跡・軍事施設跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代―近現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(小倉)

小倉城は、中世後半から近世までの城郭で、北流する紫川と板橋川に挟まれた河口に位置する。紫川の西岸の木町台地に西郭が、東岸に東郭が築かれ、広さは、東西約1km南北約1・5km。慶長七年(一六〇二)以降の城主は細川氏、寛永九年(一六三三)以降は小笠原氏である。

今回の調査地は、本丸南側約二五〇mの代米御蔵跡と御普請所跡である。検出

した遺構は、門米蔵、排水溝、井戸、土塁、石垣、堀、櫓などである。

木簡は、代米御蔵の堀から出土した。堀は一八七五年以降のものである。時期は文獻を基礎に絵図なども参考にしながら、出土した肥前陶磁器の年代幅により決定した。堀年は大橋康二氏による。

- 8 木簡の釈文・内容

代米御蔵跡

- (1) ・「小倉歩兵第十四聯隊御中」

・「富高村役場」

171×98×5 011

- (2) ・「朝倉郡久喜宮口村役場出

小倉歩兵第十四聯隊

御中行」

・「大連

看護卒

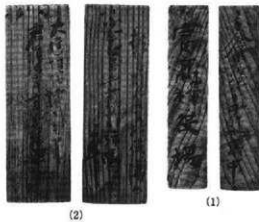
高倉□四郎

183×80×10 011

- 9 関係文献
- なお、釈文は北九州市立自然史・歴史博物館の水尾正嗣氏による。

昭北九州市芸術文化振興財団「小倉城代米御蔵Ⅳ」(北九州市埋蔵文化財調査報告書三三三、二〇〇四年)

(梅崎恵司・中村利至久)



福岡・大門遺跡^{だいもん}

- 1 所在地 福岡県北九州市小倉北区大門二丁目
- 2 調査期間 二〇〇四年(平16)六月―七月
- 3 発掘機関 財北九州市芸術文化振興財団
- 4 調査担当者 山口信義・山手誠治
- 5 遺跡の種類 町屋跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代―明治時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



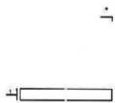
(小倉)

大門遺跡は、小倉城二ノ丸の北側に堀を隔てた町屋の埋立造成地にあたる。今回の調査は地方法主要道の拡幅工事に伴うもので、調査区の北端は長崎街道跡と大門跡に接する。調査の結果、室町と大門町との間を南北に通る堀と石垣を検出した。石垣は上部が削平されており、高さ三m分のみが残存していた。

木簡は、堀内の砂泥層から、大量の陶磁器・瓦とともに一点が出土した。石垣は明治時代に修復を受けており、近代のものである可能性もある。共存遺物の中には、人工コバルト釉型紙刷りの陶磁器片がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「
可相取
相相族有之族
緊令停止申若
つふて打掛魚取事
此廻らりあへた」
五月
日



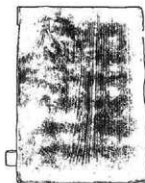
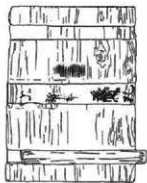
310×430×20 011

积読は、北九州市立自然史・歴史博物館の水尾正剛氏による。

9 関係文献

助北九州市芸術文化振興財団「小倉城桜町口門跡・大門遺跡」
(北九州市埋蔵文化財調査報告書三七〇、二〇〇七年)

(山口信義)





(小倉)

た土橋から桜町口門への通路、及び櫓の礎石、井戸二基が検出された。
木簡は、第一面B区の井戸から一点出土した。井戸は楕形の径3m内径80cm、深さ4m以上を測り、壁面は礫積みである。安全確保のため、掘り下げは標高マ

福岡・小倉城 桜町口門跡

1 所在地 福岡県北九州市小倉北区大門一丁目

2 調査期間 二〇〇三年(平15)九月～二〇〇四年一月

3 発掘機関 財北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室

4 調査担当者 山口信義・田村和裕・下田智隆

5 遺跡の種類 城郭跡(二ノ丸)

6 遺跡の年代 中世末期～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は地方主要道の拡幅工事に伴うものである。調査の結果、小倉城二ノ丸の北西隅部、三ノ丸との間の堀、及び堀に架かった土橋から桜町口門への通路、及び櫓の礎石、井戸二

イナス一・三mまで行なって中止した。

井戸内覆土からは、陶磁器、瓦、獣骨が出土した。陶磁器には幕末～明治時代以降の人工コバルト釉紙刷りの文様の破片があり、瓦には槎瓦を含む。

8 木簡の釈文・内容

(1) 

200×160×3 861

上下両端は丸味を帯びる。左辺は折損している。

9 関係文献

財北九州市芸術文化振興財団「小倉城桜町口門跡・大門遺跡」(北九州市埋蔵文化財調査報告書三七〇、二〇〇七年)

(山口信義)



福岡・大手町遺跡（小倉城外堀跡）

- 1 所在地 福岡県北九州市小倉北区大手町
- 2 調査期間 二〇〇四年（平成16）四月1—10月
- 3 発掘機関 朝北九州市芸術文化振興財団
- 4 調査担当者 前田義人・梅崎恵司
- 5 遺跡の種類 城郭跡・堀跡
- 6 遺跡の年代 近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（小倉）

大手町遺跡（小倉城外堀跡）は、響灘に注ぐ紫川の左岸、勝山丘陵上に位置し、標高11mに立地する。細川忠興により慶長七年（1602）に築かれた豊前小倉城の南端外堀にあたる。調査区は清水口門と篠崎口門に通じる堀である。正保四年（1647）の絵図によると、堀は「幅八間深七尺」の規模

をもち、内側に「土居」をめぐらし、隅角部に瓦葺きの櫓が記され、さらに内側は空地となり侍町が続く。

調査の結果、堀床に岩盤を削り残した障子が検出された。障子堀が確認されたのは九州では初めてである。木簡は、障子が埋め戻された後に、堀外壁に堆積した赤褐色粘質土から、陶磁器類とともに一点が出土した。共存遺物は一七世紀後半から一八世紀にかけてのものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「ちはや村」

・□□□

※×55×6 81

上端は面取りされ完形。荷札として利用されたのか下端が尖っている。表面の「ちはや村」の詳細は不明。表面には二カ所に墨痕が認められるが、判読できない。

9 関係文献

朝北九州市芸術文化振興財団「大手町遺跡（小倉城外堀跡）」（朝北九州市埋蔵文化財調査報告書三七、二〇〇七年）
（前田義人）



木簡研究 第二五号

巻頭言—木簡を語る—

二〇〇—平出土の木簡

平川 南

- 概要 平城宮跡 平城京跡右五・五条三坊三坪 西大寺田境内 興徳寺
 一乘院跡 藤原宮跡 藤原京跡左京七条一坊 藤原京跡右京一条一坊
 藤原京跡右京六・七条四坊 飛鳥京跡若狹遺跡 酒船石遺跡 坂田寺
 跡 長岡京跡 平安京跡右五二条一切六町 東寺(教王護国寺) 旧境
 内 中之高六丁目所在遺跡 長原遺跡 西ノ江遺跡 鬼虎川遺跡 中
 野遺跡 讚良部条里遺跡 三原石田遺跡 中林・中津遺跡 貞業院遺
 跡 上橋下遺跡 中村遺跡 箱根田遺跡 五合興遺跡(仏法寺跡)
 下宅部遺跡 鴨西城跡 鴨西城武家屋敷跡 大慈恵寺遺跡 羽黒遺跡
 野路岡田遺跡 西河原遺跡 西河原宮ノ内遺跡 三堂遺跡 殊勲寺西
 遺跡 松本城下町跡中町 蓮園遺跡 佐野城(春日岡城)跡 泉樂寺
 跡 仙台城跡(一)の九北方武家屋敷跡(区) 大百町遺跡 市川橋遺跡
 志羅山遺跡 中尊寺境内大池跡 善校明徳院跡 新城平岡(四)遺跡
 石盛遺跡 畷田・寺中遺跡 中瀬サワ遺跡 南新保北遺跡 下沖北遺
 跡 浦廻遺跡 草野遺跡 屋敷遺跡 青木遺跡 黄檗一号遺跡 延行
 衆里遺跡 浜ノ町遺跡 新蔵町三丁目遺跡 常三島遺跡 守護町跡
 遺跡 南江戸關目遺跡 別府遺跡 朽網南坂遺跡 下月隈C遺跡群
 高畑遺跡 元岡・桑原遺跡群
- 一九七七年以前出土の木簡(一五) 坂田寺跡
- 本文の訂正と通知(二)
- 志賀公園遺跡(第二四号) 元岡・桑原遺跡群(第三号)
- 中世木札文書研究の現状と課題 田良島 哲
 長登彌山遺跡出土の銅竹札木簡に関する一試論 畑中 彰子
 古代袴札木簡の平面形態に関する考察 友田那々美
 書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』 高村 武幸

領価 五〇〇〇円 送料六〇〇円

木簡研究 第二四号

東野由之

巻頭言―情報化と松と楠―
二〇〇一年出土の木簡

概要 平城京東市跡推定地 薬師寺旧境内 旧大乗院庭園 東大寺
 藤原宮跡 藤原京跡(左京一帯二坊 藤原京跡(左京六条二坊七・八・九・
 石持遺跡 飛鳥池遺跡 長岡京跡 平安京跡(右京六条三坊七・八・九・
 十町 佐山遺跡(B2地区) 大坂城跡 東心斎橋一丁目所在遺跡
 広島藩大坂城屋敷跡 鬼瓦川遺跡 上津島遺跡 上町東遺跡 六条遺
 跡 明石城武家屋敷跡 湊之口遺跡 赤穂城跡二の丸 志賀公園遺跡
 下鴨遺跡 仁田館遺跡 史跡徳長寺境内 宮町遺跡 柳遺跡 八角堂
 遺跡 柿田遺跡 八幡遺跡(社宮)遺跡 荒田目桑里遺跡構・砂畑遺
 跡 泉慶寺跡(陸奥国行方郡街) 中野高柳遺跡 市川橋遺跡 仙人
 西遺跡 十二柱B遺跡 観音寺跡 本莊城跡 北遺跡 磐石白道
 跡 高間(六)遺跡 福井城跡 鉄田・寺中遺跡 北中条遺跡 池江
 B遺跡 四柳白山下遺跡 寺地遺跡 岩倉遺跡 六日町余川地内試掘
 調査地点 北小徳遺跡 浦廻遺跡 船戸依田遺跡 船戸川崎遺跡 出
 雲国府跡 川入・中瀬川遺跡 安芸国分寺跡 南南川町一丁目遺跡
 南斎院土層北遺跡 高知城伝下屋敷遺跡 中原遺跡 京田遺跡
 一九七七年以前出土の木簡(二四) 平城宮跡
 聖文の訂正と追加(五)

荒田目桑里遺跡(一七号) 飯塚遺跡(二二号)

都城出土漆器文書の実態

但馬特別研究会の記録

古尾谷知浩

日高町の古代遺跡と出土木簡：加賀見者一、出石町の古代遺跡と木簡

…小寺誠、杵枝道雄出土木簡と但馬国豊岡盆地の条果：山本崇、九世

紀の園部支配と但馬国木簡：吉川貞司、文書と園部統(報告要旨)：

杉本一樹、討論のまとめ：館野和己、今津遺跡記

衆報

価値 五〇〇〇円 送料六〇〇円

一九七七年以前出土の木簡(三〇)

奈良・平城宮跡

(へいじょうきゅう)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
 - 2 調査期間 第九七次調査 一九七六年(昭5) 四月―七月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 鈴木嘉吉(代表)
 - 5 遺跡の種類 都城跡
 - 6 遺跡の年代 古代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 調査区は、平城宮跡の中央区朝堂院地区の東北隅にあたる。主な
検出遺構は、朝堂東第一堂、中央区朝堂院の東を限る南北榭・築地、
基幹排水路などで、宮遺構以前を含め、四時期の遺構を確認した。
木簡は、基幹排水路SD三七一五から二〇点(うち前期八点)、これ
に設けられた現状遺構SX八四一一から三八点(うち前期三四点、
SD三七一五に東から注ぐ東西溝SD八四一九から五点(うち前期
二点)、計一六三点(うち前期四四点)出土した。今回は、代表的な

もの一三点(うち前期一点)を紹介する。

SD三七一五は、平城宮の第一次大極殿院、中央区朝堂院の東方
を南北に流れる基幹排水路で、本調査では南北約三〇m分検出した。
これまでに、第四一次・第一〇二次・第一一一一次・第一三六次・第
一四〇次・第一五七次・第一五七次補足・第一七一次の各調査でも、
木簡が出土している(本誌第一・四・五・七・八・一〇号、第一〇二次
は本誌未報告)。奈良時代前半以降奈良時代を通じて存続するが、二
回の改修が行なわれ、埋土は上層・中層・下層に大別される。下層
の出土木簡には神龜年間から天平初年までの年紀があり、上層の出
土土器には、奈良時代末から平安時代初頭までのものが含まれる。

SX八四一一は、溝に付設する一辺約四mの不整形を呈する環状
遺構で、枕列やそれに落ち込んだ板材の一部とともに、木簡が出土
した。SX八四一一下層には、溝SD三七一五下層の暗灰色粘土が
堆積しており、両者から出土した木簡は、出土層位や内容的にみて、
一連の木簡と判断できる。

SD八四一九は、SD三七一五に東から流入する東西溝で、SD
三七一五上層の時期以前に廃絶する。

SD三七一五・SX八四一

(1) 進上瓦三百七十枚 女瓦百六十枚 宇瓦百卅八枚 功曹七人 十六人各十枚 廿三人各六枚
 鐘瓦七十二枚 九人各八枚

付葦屋石敷 神龜六年四月十日穴太
 主典下道朝臣 向司家

266 × 23 × 2 011

(2) 式部省召 中務省 陰陽寮 右大舍人寮 内藤司 右省

閏三月十六日

198 × 25 × 4 081

(5) 西高殿四人

□ □

(137) × 11 × 6 081

(6) 申木屋司御前

091

(3) □ □

里工作高殿料短枚桁二枚

□ (261) × (23) × 4 081

(7) 村 [引坐カ] 麻呂小斗四村 □ 引坐

(269) × (9) × 3 081

(4) 〔造東高殿飛脚工□□

(121) × (33) × 3 081

(8) 神龜三年四月六日土師宿祿 [老]

(161) × (20) × 3 081

(9) × 敷郡青郷 庸米六斗 秦
川辺里 庸米六斗 秦

・ 天平二年十一月

(112) × 29 × 0.81

(10) ・ 「上総三 能登一人
相模十八人 常陸一人」
「合廿三人」

1.83 × 14 × 0.11

(11) 郷赤搗米六斗

(28.6) × 21 × 0.29

(12) 〔合廿三人〕



・ 「天平^{〔五カ〕}年三月十六日

(28.6) × (10) × 0.81

SD八四一九

(13) ・ □ □ □ □
・ 元年正月

(7.2) × 12 × 0.81

(1) は瓦三七〇枚を進上した際の送り状。女瓦は平瓦、字瓦は軒平瓦、鍔瓦は軒丸瓦を指す。他にも「進上女瓦」^{〔字カ〕}「瓦葺枚」^{〔字カ〕}「車一両」^{〔字カ〕}（『平城木簡概観』一一）など、瓦の進上にかかわる木簡が出土している。(2) は中務省などの官司に宛てた式部省の召文。閏三月は当該期に四回あるが、相伴する遺物からすると、天平五年（七三三）の可能性が高い。(3) - (5) にみえる「高殿」「東高殿」「西高殿」は、第一次大板殿院南面築地回廊に付設された東西棟と考えられ、出土した造宮関連木簡もこれと関わるものか。(6) は「某御前」の書式をとる木屋司宛の上申文書の削層。木屋司は泉木津に置かれた材木の集積管理所。(7) は建築部材の調達に関わる木簡。(8) は若狭国遠敷郡青郷（和名抄）の若狭国大銀部阿達郷からの庸米の荷札。(9) は上総など四方面からの人夫の数を記した木簡。(10) は赤搗米の木簡。なお、第九七次調査においてSD三七一五から出土した紀年木簡は、神龜三年（七二六）から天平五年までであり、この頃、高殿（東西棟）が付設されたことを示すと思われる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概観」一一（一九七七年）

同「奈良国立文化財研究所年報一九七七」（一九七七年）

同「昭和五十一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」（一九七七年）

（山本 崇）

静岡・伊場遺跡（第一号）

- 1 所在地 静岡県浜松市中区東伊場二丁目・南区東若林町
- 2 調査期間 一九六八年（昭三）一月～一九八一年三月
- 3 発掘機関 浜松市教育委員会
- 4 調査担当者 斎藤 忠・向坂綱二・川江秀孝・八木勝行・辰巳 均・湊畑 敏・佐野一夫ほか
- 5 遺跡の種類 官衙跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～平安時代
- 7 木簡の釈文・内容

伊場遺跡は、一九四九年に市立西部中学校の生徒によって発見された遺跡で、発掘調査は同年國學院大学が実施したのが最初である。その後、浜松駅周辺高架化計画に伴い、遺跡周辺の貨物駅移転計画のため、一九六八年に遺跡の広がりを確認するための調査を実施したところ、遺跡が広範囲に展開し、奈良・平安時代の遺構・遺物の存在が明らかになった。以後一九八一年まで断続的に発掘調査が行なわれ、用地外の地区は伊場遺跡公園として整備されるに至っている。

木簡は、遺跡の中央部を一〇〇m以上にわたり蛇行して流れる伊場大溝と称する埋没河川と、これに注ぎ込む枝溝から、多量の墨書

土器とともに、計一一一点出土した。大溝は七世紀前半まではかなり水量があったが、七世紀後半以降はごく緩やかな流れに変わり、鎌倉時代には完全に泥炭層となって川としての機能を停止したとみられる。木簡が投棄された七世紀から一〇世紀までの時期には、基本的に木簡が流れるような状況にはなかった可能性が高い。

伊場遺跡の発掘調査報告書は、二〇〇七年までに一一冊刊行し、木簡については第一冊木簡編（一九七六年）に七七点、第四冊遺物編二（一九八〇年）に三二点の報告を行ない、合わせて木簡編収録木簡の釈文を補訂した。その後、一九九〇年代に木簡の科学的保存処理を実施し、二〇〇二年三月には木簡と墨書土器が合わせて静岡県指定有形文化財に指定されることになった。一方、周辺の発掘調査によって、伊場遺跡は城山・梶子・梶子北・中村・九反田・鳥居松などの周辺の遺跡と密接な関連をもちつつ展開し、伊場遺跡群として捉えるべき様相を呈することが明らかになってきた。

こうした状況のもと、伊場遺跡群出土木簡の全文字資料について再検討を行なってその資料的価値を確定し、公開活用を図ろうという気運が高まり、二〇〇四年～〇六年にわたり、奈良文化財研究所と共同で「伊場遺跡群他出土木簡等再解説」を実施した。その成果は、二〇〇八年三月に、『伊場遺跡群総括編（文字資料・時代別総括）』（伊場遺跡群発掘調査報告書第二冊）として刊行した。伊場遺跡群出土木簡は、本誌では一部を創刊号で紹介したに過ぎない。そこで、

(7)

□一

委尔マ足結屋一

若倭マ小人屋一

語マ支□屋一

□□椽二□双□

肥人マ牛麻呂椽一

若倭マ八百椽一

同小麻呂椽一屋一

委尔マ長椽二

五十戸造麻久□椽二 委尔マ干支鞆椽一

□部衣〔籠カ〕□屋

語マ山麻呂椽一

宗尔マ□□屋一

委尔マ酒人椽一屋一

駅評人

輕マ輕マ足石椽一屋一

蘇可マ虎男椽一屋一

語マ三山椽一

語マ小衣屋一椽一

□竹□語マ比古椽一

加〔毛江カ〕□□五十戸人

語マ小君椽一

□□男椽二□□

□□□〔屋カ〕

□□□□□

□□□□〔人マカ〕□〔椽カ〕

宗可マ□椽一

□マ□□椽一今□□〔作カ〕

間人マ

同マ□□屋

日下マ部□木椽二今作

□□マ〔豆カ〕□女屋一

□〔石カ〕部龍椽一

石マ国□椽

宗何マ□□椽一

□□□

同□椽一

大〔伴カ〕□部足石椽一

宗□□□□□椽一

宗何マ□□椽一

散石部角椽一

□□

加毛□□椽一

□□□□

□□□□

神人□□□

宗何マ伊□□椽

□□□□〔丈カ〕

□□□□

□木マ□椽一

□□□□

□□□□

□□□□椽〔屋カ〕

□□□□

09



□六又

□□八又六十八五石八斗

五十五□石□□十二□□□□
〔又念十四カ〕
〔石カ〕
〔右側面〕

(326) × (23) × (2) 281 第二号

06



(401) × (16) × 6 281 第十七号

07



〔美カ〕
老五年□大豆四斗散者司商量不令□莫
〔取カ〕

(338) × 52 × 9 019 第二十一号

08



〔榎万カ〕
一 駅家玉作マ□□×
(96) × 28 × 2.5 019 第十七号

09



× 駅家 宮地駅家 山豆奈駅家 鳥取駅家
(326) × 30 × 12 019 第三十号

〔柴江里人〕
(157) × 20 × 4 051 第十七号

69

□□□□海
□保長神

(73)×24×3 081 第四四号

戸主若倭マ石山六

廣麻呂九東

戸主若倭マ足嶋九東

□知麻呂卅東

戸主^{〔九カ〕}尔マ刀良

マ飯依

馬主^{〔和カ〕}戸^{〔和カ〕}尔マ吉麻呂甘東^{〔前カ〕}

□依戸口同マ色夫知四東

合^{〔册カ〕}五東代黒毛牡馬^{〔鳥カ〕}

得万呂

馬主^{〔鳥カ〕}戸主宗宜マ依^{〔鳥カ〕}東

戸主若倭マ足嶋□

232×102×13 011 第五一号

68

□□.....十・四

戸主

戸人□□□□
戸人□麻呂八
戸人九人十
戸人字□呂八
戸人西万四

戸主

敢石マ麻□□□
戸人三□呂十
戸□□□□
戸人□□□□
戸人忍勝六

...人□□□□
...人□□六^{〔主カ〕}
戸□□語部乎□□六^{〔悪カ〕}
戸人首子十
戸人万呂四
戸人奴須真□八

□□ (裏面刻書) 48×33×5 011 第八六号1(6)

敢石マ寅
 又唐分
 若倭マ
 麻呂一斤
 五百嶋
 石道一斤
 宗宜マ
 三一斤
 麻呂一斤

又唐分
 麻呂一斤
 知麻呂一斤
 若麻呂一斤
 麻呂一斤
 石麻呂一斤
 廣麻呂一斤
 百足一斤
 丸尔マ首麻呂一斤
 石道一斤
 〔乞司カ〕

403×10×5.2 081 第九五号一(8)

〔奉カ〕人
 奉奉奉
 我
 男

若倭部龍草良臣大初
 我神人部
 若愚忍
 大奉
 和
 若倭
 名
 早

(509)×59×8 041 第二号

百咩咒符百々咩宣受不解和西恠
 宣天罡直符佐无当不佐
 急々如律令
 〔三カ〕
 〔宜カ〕

弓 龍神

(龍の絵)

人山 龍 急急如律令

人山 龍

・

戊戌 蛇子
 弓ヨヨヨ弓 急々如律令

322×67×4 032 第三九号

65

・ ×帝百鬼神南方赤帝百万神
 ×帝百万鬼神北方黑帝百万神
 ×帝百万 神急々如律令 天 ×

□□□□□□□□□□ 龍 (148) × 52 × 23 × 8 第 八 九 号

49

□□□□□□□□□□ 天罡天正 (213) × 17 × 8 019 第 一 〇 一 号

48

・ 「(人面墨書)
 數 □ (85) × 23 × 1.5 061 第 一 〇 九 号

54

・ 「 □□□□□□□□□□ 門田 二 □ □ □ □ □ (段方) 百八十歩

・ 「 □□□□□□□□□□ 上中 (338) × (26) × 8 081 第 六 三 号

東部地区枝溝

69 〔三カ〕
 ・ 「己亥年 □ 月 十九日 測評竹田里人若倭マ連老末呂上為」

・ 「持物者馬 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 中 評史川前連 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

69

〔足方〕
 往 121-128 × 厚 8 051 第 一 〇 〇 号

60

〔太 拘〕
 内径 15.5 × 外径 17.9 × 厚 4 051 第 一 二 号

枝溝

61 〔符方〕
 □ 竹田郷長里正等大都 × (285) × 49 × 10 019 第 一 八 号

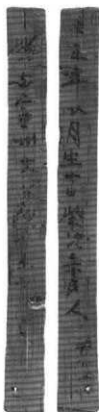
62 〔浜津郷 石 野辺 龍方呂 天平七年〕
 (241) × 27 × 5.5 051 第 一 九 号

63 〔野辺 龍方呂 天平七年〕
 265 × 28 × 2 051 第 三 号

305 × 39 × 4 031 第 一 〇 八 号



(51)



(1)



(19)



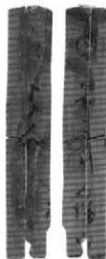
(8)



(52)



(33)



(34)

(すべて赤外)



(45)



(25)

(1) (9) 65は、七世紀と判断される木簡。(1)は伊場遺跡最古の年紀をもつ。干支年十月日+某五十戸+人名+額稲数量の記載からなり、公出挙の返納に関わるものとみられる。(2) (4)も同種の木簡の可能性がある。(7)はいわゆる屋樫木簡。駅がそれを支える人間集団とともに評として把握され、その行政機能を近隣の評に依存していた様子が窺える。西河原森ノ内遺跡出土木簡にみえる「馬評」も同様の理解が可能で、こうした形態をとる駅評が広く存在していたとみられる(市大樹「西河原木簡群の世界」滋賀県立安土城考古博物館「古代地方木簡の世紀」二〇〇八年所収)。69は伊場大津左岸に合流する枝溝の上流地点から出土した木簡。敷智が七世紀には河と表記されていたことを示す。過所風の内容で、評を越えた交通を想起させるが、切り込みをもつ形状や、別の国に属する評が国名を冠せず併記されることなど課題も残る。(8)は丈部某(天末呂か)が作成した文書木簡。御調の納入に関わる上申を行なう内容で、宛先は測評家か。七世紀の木簡は、これらを含めて計一三三点あり、額稲出挙をキーワードとして、内容的に一括性を読み取ることが可能になった。

64 (54)は八世紀の木簡。伊場遺跡は七世紀の木簡が初めてまともな出土した遺跡として著名であるが、点数的には八世紀の木簡が最も多く、里制下のものが一九点(後掲報告書で一八点とした箇所があるが、第七八号木簡を里制以降の時期に含めてしまったもので、一九点が多い)、郷里制以降の時期のものが六九点(同様に七〇点とした

箇所は誤り)、計八八点に及ぶ。

(2)は里制下の木簡で、敷智郡の表記を取る最古の事例。50は竹田郷長里正宛の部符木簡。13 14 17も部符に準じて理解できる内容である。しかも、城山遺跡第一九号木簡や梶子北遺跡第一号木簡のように、竹田郷以外の郷に関わるものも含まれ、複数の郷に関わる機能を読み取ることができるから、伊場遺跡群が敷智郡の郷家の遺跡であることがほぼ確定した。68は召文の封緘という類例のない木簡。刻線をもつ人名列記の木簡64、里名を列記して里ごとに整理する帳簿状の木簡69なども、敷智郡の行政拠点としての伊場遺跡の機能を示す。前者は六本の刻線によって書き出しを五段に書き分ける記載が、少なくとも三段分残る。裏面に駅名を列記する過所風の木簡64表面の割書部分は、従来直上の人名の本貫地などの註記とみられてきたが、二名の人名列記の可能性が高くなった。68は大豆の徴収に関わる文書木簡で、養老五年(七二二)の年紀が確認できた。但し、年紀は地の文章中のもので、木簡の年代はこれよりも降る。

64 (54) 69はサト名十八名の記載をもつとみられる木簡。(2) 64も同類の木簡とみられる。これらと同じタイプの木簡は伊場遺跡群全体に広く分布し、全部で二九点確認できる。形状は〇五一型式のものも多く、欠損するものも原形は〇五一型式であったとみて矛盾はない。サト名のうち、駅家・浜津・鉦田・赤坂・小文・竹田は、いずれも「和名抄」の敷智郡に該当する郷名がある。また、敷智郡

所在の駅は栗原駅であるから、㊦の栗原は駅家郷の別名であろう。

これらの木簡の機能は、記載が簡略なため判然としない。ただ、㊦の末尾の「十六〇」は、伊場遺跡群の西約5kmに位置する東前遺跡出土木簡（本誌第「九号」を参照すると、「十六東」とみるのが自然で、頭桶の数量と考えられる。郡家に関わる頭桶として最も一般的なものは正税出挙桶であろう。数量を書くのが例外的である理由は明確にし得ないが、正税出挙に関わる何らかの札と理解しておきたい。なお、同じタイプの木簡は七世紀にも作成されていた可能性がある（第九号木簡）。七世紀には、(1) (3)のような頭桶の数量を具体的に記した木簡も作成されており、サト名十人名の木簡が具体的な数量を書いた木簡と併用された可能性を考慮すべきかも知れない。出挙に関わる木簡は他にも多い。(7)屋椽帳の木簡は、出挙桶の取納場所としての倉庫に関わる帳簿であるし、馬主が見え注目される傾も、人ごとに少量の頭桶を書き上げる点では、出挙の管理帳簿といつてよい。(8)や(9)も単位はないが出挙桶の数量の可能性がある。また(10)も人ごとに束数を列記する。このように出挙桶の管理という機能は、伊場木簡において大きな比重を占めており、大規模な倉庫群は未確認ながら、伊場遺跡群の地が、潤評・敷智郡の中心施設として、七世紀以降桶の管理を担い続けた様子を窺うことができよう。この他、田租のみえる(6)、類例のない調布の荷札とみられる第四〇号木簡、歳役の庸の徴発事例の可能性ある「丁分」の記載を含む

み、庸の徴収の実態に迫る(12)もあり、基本的な租税負担の全てにわたる徴収実態を示す史料が含まれる点は重要で、伊場遺跡群が、敷智郡の文書行政の拠点としてだけでなく、租税収取の拠点として機能していたことを如実に示しているといつてよい。

(6)は百位呪符。(10)は五行思想に基づく龍王呪符で、水除けの呪符か。(11)は天罡呪符。他に、眼病除けとみられる第六一号木簡がある。郡家の遺跡では近隣の溝などから祭祀遺物が出土することが多く、伊場遺跡群でも、律令制祭祀が大々的に行われていた様子が明らかになった。

九世紀以降の木簡は一〇点あり、最新は延暦二年（九二四）の年紀をもつ題籤軸である（第七七号木簡）が、釈文の変更はない。

個々の木簡の新たな意義付けは措くとして、今回の再釈読の最大の成果は、伊場遺跡群として周辺の遺跡を有機的に捉える視点から、木簡群を捉え直した点にある。伊場遺跡（群）出土木簡が、律令制形成期から衰退期まで、足かけ四世紀にわたる律令国家の地方支配の推移を、敷智郡家（潤評系）という一つの遺跡において継続的に捉え得る稀有の資料群であることが明らかになった意義は大きい。

8 関係文献

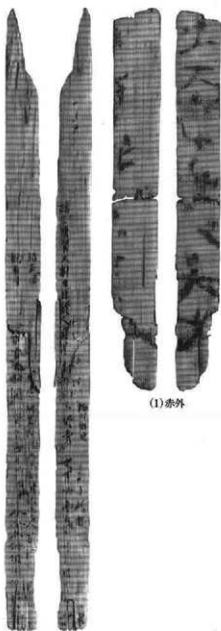
浜松市教育委員会『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』（伊場遺跡発掘調査報告書二）、二〇〇八年

（鈴木敏則、渡辺晃宏（奈良文化財研究所））

(1)は、左辺は原形をとどめるが、上下両端及び右辺は欠損している。表面は「大」を繰り返して記した習書。裏面は表面と天地を逆にして文字が書かれるが、欠損のため判読できない。

(2)は、上端を左側から削り鋭く尖らせている。厚さは右辺で二mm、左辺で五mmで、断面は不定形である。何らかの部材に文字を記しているようである。また、木簡の中ほどで折れている。

「諸王臣資人」や「資」「領」などの文字を繰り返し書いており、習書木簡と考えられる。資人に関する何らかの文書の下書きであろう。



(1)赤外

(2)赤外

うか。養老軍防令48條内条では、総後国からの資人の任用は禁止されていた。しかし、『続日本紀』神龜五年(七二八)三月甲子条では、総後国は位分資人の任用禁止地域とされておらず、早い段階から資人の任用が行なわれていたようである。裏面一行目の「大納言阿倍大夫殿」は、伴出した土器の年代観(9世紀後半)から、安倍朝臣安仁(天安元年(八五七)四月任、貞觀元年(八五九)四月薨)をさすと考えられる。

(相沢央(新潟市歴史文化課))

大分・飯塚遺跡（第三・二四号）

- 1 所在地 大分県国東市（旧東国東郡国東町）大字鶴川字キリウ
- 2 調査期間 一九九九年（平11）一月～九月
- 3 発掘機関 国東町教育委員会
- 4 調査担当者 永松みゆき・藤本啓一
- 5 遺跡の種類 集落跡・泥湿地
- 6 遺跡の年代 八世紀後半～一〇世紀
- 7 木簡の釈文・内容
飯塚遺跡は、九州地方では大宰府跡に次ぐ木簡出土点数を誇る遺跡である。当初遺跡の性格が判然としなかったが、寺米日記井上返抄国解人 上返抄者郡大と書かれた木簡（本誌第一二四号①）の出土を契機として、宇佐八幡宮及びその神宮寺である

(1) ・。以四月廿一日作人十三 少子三 太十

和田九段

下上
上板田六段 下
[神カ] 人上吉

・。伎佐本阿作 工人田阿作六段

弥勒寺の経営に関わる可能性が高いことがわかってきた。そして、出土した木簡群は、宇佐八幡宮と国家機構を結ぶ結節点に位置する封戸経営体の運営に関わるもので、しかも文献史料との総合的検討が可能であるという、地方木簡としては類稀な資料であることが明らかになった。二〇〇二年には、発掘調査報告を刊行し、その中で飯塚遺跡出土木簡には、①田地の耕作者の人数とその内訳を記す木簡、②イネの収納や出納、その出挙に関わる木簡、③手工業生産に関わる木簡、④信仰・宗教に関わる木簡、⑤歴名の木簡など、以上大きく五種類の資料から構成されることを明らかにした。

このような資料としての重要性に鑑みて、木簡を後世に確実に保存すべく、科学的な保存処理を実施したところ、これまでは明確でなかった墨痕が鮮明になった部分があるため、改めて釈読の検討を行なった。その結果、新たに文字を読み取れる部分が多々あり、しかもこれまでに明らかでなかった重要な文字を確認することができた。そこで、再釈読の成果と未報告の木簡について報告する。

(2) 以六月四日作人廿十六人 殿子七人

少十九人

〔合廿六人 勘申水宰〕

320×33× 0.1 22 (3)

(3) 以承和 〔九方〕 春息米 斗 升 以十月十日加納春息米十三石 斗 升

以十月十四日 米四石五斗 池作

以十月 〔米方〕

以十月十日 米

〔十方〕

十一月一日 一石五斗

以十月九日 依真廣申 池作

以十月廿二日加納春息米一石七斗三升 依真丸申 勘取池作

以十月十八日加納春息米四石五斗七升五合

以十月廿三日加納 斗 升 十一月 日米七石 斗九升 勘池作

以十月十九日加納春息三石七斗八升 依真丸 池作

以十月廿四日 米 三石七斗 升

以十月廿日加納春息米五石五升

以十一月 二石 斗

以十月廿一日加納 五斗五升 勘作

十一月 二石 斗

(4) 雜所 〔物方 食方〕

〔五方〕 〔四方〕

〔四方〕

〔五方〕

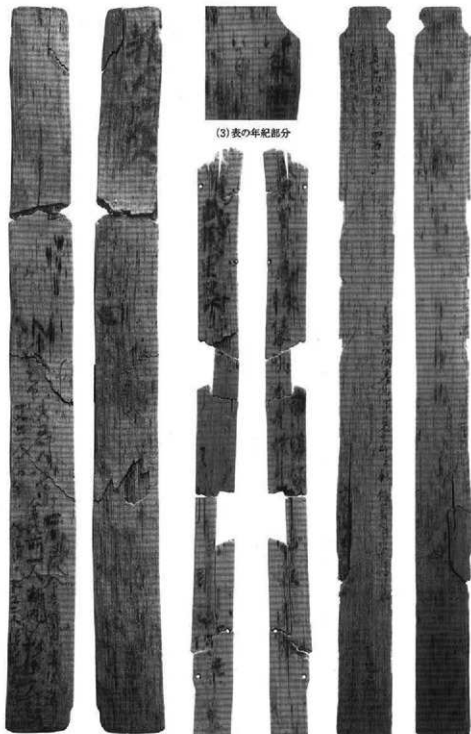
木工所三人今丸 丸 丸

八人之中

夫五人者 洗所一人 柳丸 松切一人 飯

工三人者 金工一人 丸 木工二人 多丸美佐久丸

320×49× 0.1 22 (3)



(8)

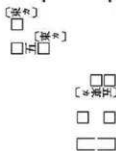
(16)
(すべて赤外)

(3)



(2) 90 × 90 × 3 081 21 (5)

(3)



(3) 100 × 100 × 7 081

再検証の成果のうち、特に重要なのは以下の三点である。

① 承和二年（八三五）の年紀を確認できたこと。飯塚遺跡出土木簡にはこれまで年紀を確認できるものがなく、木簡群の内容的な重要性にもかかわらず、その資料的価値を最終的に決定できないという側面があった。今回(3)の倉札木簡表面一行目に、「承和二」の文字を確認することができ、この木簡が九世紀前半の八三五年一〇月から一一月にかけての春米（息米）を利息としての米と解釈すれば出挙の利息としてのコメ）の納入記録であることがわかった。従来木簡の内容から、八世紀よりは降り、九世紀から一〇世紀半ばにかけて

のもの、特に九世紀の可能性が高いと推定されてきたが、ほぼこの推定が裏付けられた。木簡群が時間軸に定点を得た意義はまことに大きく、これにより個々の木簡の解釈、木簡群としての位置付け、ひいては飯塚遺跡そのものの歴史的意義付けに対しても限りなく大きな影響を及ぼすものと思われる。飯塚遺跡については、木簡資料の時期の確定によって、今新たに本格的議論のスタートに立ったということができるだろう。なお、(3)ではコメの納入が、日ごとに真磨（丸）と池作の二人によってなされていることもわかった。このうち池作は収納責任者だが、真磨の役割は不詳。

② 経営体を構成する組織の実態がより鮮明になったこと。(4)に手工業生産に関わる「木工所」「金洗所」などの生産組織と工人としての「金工」、(2)に経営体の中核と思われる「政所」という組織名を新たに確認でき、従来明らかになっていた「雑物所」「造所」以外にも、多くの「所」からなる現業部門の経営体が組織されていたことがわかった。

③ 宇佐八幡宮の封戸の所在地である豊後国国埼郡武蔵郷のサトオサに関わる木簡を確認したこと。習書の可能性はあるが、(2)に「武蔵里長」としての勤務実績（仕奉状・仕え奉る状（つかえまつるさま））を申告する内容がみえる。「里長」は本来国・郡・里制下（七〇一七―七）の表記だが、これは九世紀前半の木簡との共件からみても、「サトオサ」の音に引きずられた表記とみてよいだろう。

郡司の任命に際し、これまでの官人としての勤務実績を申告する同様の内容の文書や木簡の類例は知られていないが（代表的なのは、正倉院文書の他田日部郡直神風の解など）、サトオサの勤務を挙げる事例は初めてである。しかもそれが宇佐八幡宮の封戸の所在地である武蔵郷に関わるのは偶然ではないだろう。サトの責任者である里長が封戸経営に果たした役割を考えさせる木簡で、飯塚遺跡と宇佐八幡宮との密接な関わりを再認識させる内容である。

今回の科学的保存処理後の木簡の再釈読によって、飯塚遺跡出土木簡と飯塚遺跡そのものの歴史的重要性は一層高まることになった。ことに木簡群が九世紀前半の遺物であることが明らかになったことにより、飯塚遺跡が宇佐八幡宮とその封戸・国崎津・大宰府を結ぶ結節点に位置する遺跡であることがより鮮明になり、またその経営実態についても新たな知見を得ることができた。

但し、なお大きな課題も残されている。それは、「寺米日記」と「返抄国解」が並んで登場すること（本誌第14号①）に顕著に象徴されている。すなわち、宇佐八幡宮に納められる封戸からの米の管理と、その受取証を大宰府に送るための豊後国の解がなぜ同一木簡に登場するのか、端的に言えば、飯塚遺跡の経営主体の問題に収斂する。僧の関与から宇佐八幡宮がその経営に深く関与しているのは間違いないが、それが全く国家機構から独立しているといっているのかどうか、また九世紀前半という時期を考慮すると、木簡からは

窺えない国崎郡司の関与は本当になかったのか（「寺米日記」の木簡の二行目末尾の「大口」が「大口」である可能性を全く否定できない）など、飯塚遺跡の性格の根本に関わる課題といえる。木簡から窺えるのは、郡司の関与の問題はともかくとして、それらが厳密には分離できない形で共存している実態であり、残されているのはそれをどう解釈するかの問題であろう。今回の新釈文の公開では、ひとまず事実の提示に止めておくこととした。

なお、今回報告する再釈読は、二〇〇七年五月から八月にかけて、奈良文化財研究所史料研究室において、奈良女子大学の館野和己氏とともに行った検討会の成果である。

（永松みゆき、渡辺真宏（奈良文化財研究所））

歌木簡の実態とその機能

榮原 永遠 男

一 はじめに

さきにわたくしは、美夫君志会の全国大会において、「木簡として見た歌木簡」と題して報告を行う機会にめぐまれた（以下、前報告）。その内容は、加筆修正の上、『美夫君志』七五号に同名で掲載された（以下、前稿）。

これらにおけるわたくしの基本的立場は、つぎの二点であった。第一に、歌らしきものが書かれている木簡をそのものとして観察すべきである。その上で、木簡という材に搭載されている文字とその記載内容について検討すべきである。そのことによつて、木簡に歌やその一部が書かれることの意味も見えてくるであろう。従来の研究では、これらの観点からする検討が不十分であった。

第二に、木簡に書かれた歌やその一部を、機械的に習書・落書とすべきではない。こうしたことは、第一点と連動して、従来の研究に顕著な傾向であった。しかし、これは、木簡上の歌やその一部を

無前提に性格規定してしまうことにほかならず、研究に暗黙のプレーキをかけてきたと考える。

以上の立場から、各地で出土している木簡を实物について観察してきたが、前報告と前稿では、そのうち、都城やその周辺で出土したものにかざつて取りあげた。つぎの七点である。

- 1 はるくさ木簡（前期難波宮跡内）
- 2 なにはつ木簡（石神遺跡）
- 3 なにはつ木簡（藤原京跡）
- 4 たたなづく木簡（藤原京跡）
- 5 両面なにはつ木簡（平城宮跡）
- 6 玉に有れば木簡（平城宮跡）
- 7 ものさし転用木簡（平城宮東張出部）

前報告と前稿では、これらの木簡の实物に即した観察結果と、それにもとづく考察をふまえて、従来単純に習書・墨書としてあつかわれてきた歌が書かれた木簡を、荷札木簡や文書木簡などと並んで、歌を書くための「歌木簡」という木簡の一類型としてとらえるべき

であることを主張した。

また、前稿では、「歌木簡」の属性を明らかにすることに努めた。その要点は、

a 「歌木簡」は、原則として表裏とも何も書かれていない材を使用した。

b 二尺あるいは二尺半に及ぶ大きな材が用意されることが多かった。

c 歌は片面のみに一行で書かれた。

d 「歌木簡」はある種の典礼の場で使用された。

e 出席官人が官司に持ち帰り、そこで二次利用された。大型のゆえに二次利用される可能性が高く、そのため原形のまま残る確率が低かった。

f 「なにはつの歌」は、寿歌として、典礼の場で唱和されたのではないか。

g 「歌木簡」には、推察をへた歌が書かれた。このような歌の群れが広く存在し、「万葉集」に取められているような歌の裾野を形成していた。

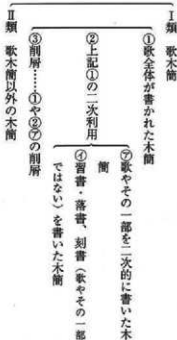
h 「歌木簡」と、歌の一部らしきものが書かれた木簡とは、区別すべきである。

などである。

このうち h については、「歌木簡」について定義し、その性格・

機能を考え、議論が混乱をきたさないようにすることを意図している。そのために、関係木簡を以下のように分類したい。なお、前稿では、木簡に書かれた歌やその一部その他の文字に注目して分類したが、本稿では、木簡そのものに即して分類した。

その場合、留意すべきことは、出土した木簡は、当初の木簡の断片にすぎないことが多いことである。人為的な切断や廃棄後発見されるまでの間の偶然的なワレやオレなどの結果として生じた断片や、それに書かれている文字のみを対象にして分類しても、正確な分類にはならない。切断・ワレ・オレの前の状態を念頭に置いて分類する必要がある。そのためにも、出土した断片をよく観察して、当初の姿を復原する必要がある。



④歌の一部を習書・落書した木簡

⑤本来の墨書（歌々その一部ではない）の余白や裏面に歌の

一部を書いた木簡

⑥上記④の余白や裏面に歌の一部を書いた木簡

⑦上記④⑥や⑤の歌の一部の部分の削屑

以上のすべての場合において、完形で出土するとは限らない。現実には、切断されたり折れたり割れたりして、もとの木簡の一部分しか出土しないのが通例である。

この分類に関連して、私見を述べておきたい。

第一に、私がある存在を主張している「歌木簡」とは、初めから歌を書くことを意図して材を用意し、実際に歌を書き込んだ木簡のことである。この分類では、厳密にはⅠ類①のみが該当する。

しかし、Ⅰ類については、Ⅰ類①がそのまま完形または完形に近い形で出土した事例は、現在までのところない。みなⅠ類①が二次利用されたⅠ類②のどれかの状態で出土している。つまり、本来の用途に使用されたままの状態でも出土した事例はこれまでになく、すべて二次利用された後の状態で出土しているのである。そこで、私は、Ⅰ類②も、「歌木簡」の姿をとどめているという意味で、「歌木簡」と称することとしている。

Ⅰ類②の木簡を詳細に観察することによって、その二次利用の

状況からⅠ類①の姿を復原し、その作業を通じて、「歌木簡」の性格・機能を明らかにすることができると思われる。

第二に、木簡に書かれた歌の一部の中には、Ⅱ類のようにあきらかに習書・落書と見られるものがある。これらは、Ⅰ類とは機能・性格が異なるであろう。この両者を弁別することが、木簡に書かれた歌やその一部の性格・機能を、全体として認識する上で重要である。

第三に、木簡に歌の一部が書かれているだけで、それらをすべて「歌木簡」とすることは、議論を混乱させる。それが書かれている木簡の断片は、一瞥しただけでは、Ⅰ類の断片なのかⅡ類の断片なのかはわからない。その断片をよく観察してもとの姿を復原し、その上でどの類型に属するかを判断し、その次に、書かれている歌の一部の性格を検討するのが手順であろう。

私は、美夫君志会の前報告をうけて、二〇〇七年二月一日の木簡学会大会において、「歌木簡の実態とその機能」と題して報告した。そこでは、Ⅰ類のうち、前稿で取りあげなかった畿外出土の「歌木簡」の検討、Ⅱ類の歌の一部が書かれた木簡の検討の二点を課題とした。本稿は、その後の知見を加えて、この報告と前報告・前稿をふまえて、あらためて「歌木簡」の分類、性格、機能などについて再考することを目的としている。

なお、掲載写真は、それぞれの関係機関の了解のもとに提供を

受けたものである。対象木簡のa面、b面は、先に書かれた一次面、後から書かれた二次面という意味ではなく、原則として各報告書・概報類が右側に提示している写真・釈文をa面、左側のものをb面としている。また、左右を示す場合は、すべてa面を基準としている。

二 畿外出土の歌木簡

前稿では、上述のように、都城やその周辺で出土した七点の「歌木簡」を取りあげ、その観察結果とそれにもとづく考察を述べた。これを受けて、本節では、畿外で出土した「歌木簡」を、七道の順に取りあげる。

(1) あさかやま木簡(宮町遺跡)

この木簡は、滋賀県甲賀市信楽町の宮町遺跡第22次発掘調査において、一九九七年(平成九)に、紫香楽宮の基幹排水路とされている西大溝SD二二二一三から出土した。その後、紫香楽宮跡調査委員会のもとに設けられている木簡検討小委員会⁽³⁾における検討をふまえて、岩宮隆司氏⁽⁴⁾によって「木簡研究」第三号(二〇〇〇年・平成二二年一月)に報告された。

奈波波ツ尔 ②

□□夜古 ③

この二点については、「木質や墨痕より同一木簡の削屑と考えられる」と説明され、型式番号が示すように、当時は削屑と認識されていた。この二点は、その後さらに「宮町遺跡出土木簡概報2」⁽⁵⁾において報告された。それには、写真とともに、次のように一つまとめた釈文が掲載されている。この時点でも、削屑という認識は変わっていない。

奈波波ツ尔…□□夜古 ②

その後、二〇〇七年(平成一九)二月一〇日に、甲賀市教育委員会の鈴木良章氏とともに、黄瀬文化財作業所において、赤外線テレビを用いてこの木簡を熟覧することができた。その結果、「奈波波ツ尔」とある断片の裏面に、肉眼で「阿佐可」の三文字があることを認め、赤外線テレビでさらに「夜」の文字を確認した。その後、奈良文化財研究所の史料研究室による検討・釈読、甲賀市教育委員会による内部的な検討会をへて、次のように釈文を確定するにいたつた。(図1)

a・奈波波ツ尔…^(父)夜^(母)□□能波□□由□□X^(母)
b・阿佐可夜…^(父)夜^(母)□□能波□□由□□X^(母)

(271.03・13・1・08)

西大溝については、これまで第一九、二〇、二二―二五次調査が実施され、木簡二〇〇点、削屑五八九八点(うち第三次調査分は、

木簡五片、削解二三〇点）が出土している。このうち年紀のある木簡は一四片中、いずれも天平十五〜十六年（七四三〜七四四）のものである。その中に、つぎのような天平十六年の隠岐国の調集荷札が出土している。

「< 隠伎国役道部 調集六斤、天平十六年 >

（原・坂。三）

賦役令集解3調庸物条古記所引民部省式によると、当時隠岐国は遠国であり、養老賦役令3調庸物条では、調庸の納入期限は、遠国は二月三〇日であった。天平後半のこのころは、まだ調庸違反は表面化していないので、この納入期限はほぼ守られていたと見て差し支えあるまい。これによると、この木簡が付された隠岐国の調集は天平一六年末以前に納入され、中身の使用にあたって、荷札ともども包装材が廃棄されたと見られる。

一方、西大溝は、焼けた太い枝や根が大量に投棄されて埋め立てられている。その西岸では、溝の方位に一致する掘立柱建物が検出されているので、埋め立て後も造営工事が行われていたと推定できる。造営工事は、天平一七年五月に聖武天皇が平城京へ移るまで続けられたと見られるので、埋め立てはそれ以前ということになる。したがって、さきの隠岐国の調集荷札が堆積したのは、さらにそれ以前の西大溝が機能していた時期ということになる。その時期は厳密に確定することはできないが、およそ天平一六年末から一七年初と

推定されよう。そうすると、本木簡が埋没した下限も、同様に考えることができる。

観察の所見は次の通りである。

- (1) 現状では上下二片に分かれている（以下、上片、下片）。
- (2) この二片は、木目、色調、材質、洗いによる取りあげ時のガラスプレート上の配置などから見て、同一木簡の別断片である。
- (3) 上端はオレている。
- (4) 下端は焼損している。
- (5) 左右両辺ともワレている。
- (6) 材の厚さは1ミリ以下と、かなり薄い。
- (7) 上片のa面二文字目にはシンニユウがあり、下片四文字目は「能」字を使用している。また、現状で下片の下から2文字目の「己」の3面目で墨継ぎをしている。
- (8) 下片のb面の一番下の文字は、その下半分が焼損しているが、第五画目のヨコボウ部分が残っているため、「古」ではなく「真」で確かである。同じく下から三文字目は、サンズイの文字であり、「流」である。
- (9) a b両面の文字の書き出しの位置は、a面の方がやや高い。
- (10) a b両面の文字の同筆・別筆関係については、両面に共通する「夜」について比較すると、似ている感がある。しかし、その他の文字については、筆遣い、文字の大きさ、雰囲気等を異に

しており、上述の検討会では別筆とする意見が強かった。
以上の所見から、次の諸点を導くことができる。

第一に、表裏に文字が書かれているので、従来の閉層とする理解をあらためて、木簡としなくてはならない。

第二に、a面に書かれている歌は「なにはつゝの歌」として問題ない。

第三に、b面の文字は、上片が「阿佐可夜」、下片の下三文字は、(8)のように「流夜真」であるので、「あさかやまかけさへみゆるやまのゐのあさきころをわがおもはなくに」(万葉集 卷一六―三八〇七)の「あさかや」「るやま」に対応する。この点から見て、b面には「あさかやまの歌」が書かれているとみてよい。

第四に、第二、第三から、同一木簡の表裏に、「なにはつゝの歌」と「あさかやまの歌」が書かれていたことになる。

第五に、原寸大の赤外線写真上で、もとの長さを比例計算した⁽⁸⁾。その場合、分離している上下二片の本来の間隔は不明であるので、同一断片上で、しかも文字全体が残っている部分について計測する必要がある。これによると、a面では、上片の「奈」は上半を欠くので除外し、「流波ツル」の四文字部分で計測すると六〇ミリである。「なにはつゝの歌」の全体三二文字を書くためには、比例計算によると四六五ミリを要することになる。また、下片の「夜己能波」□「由己」の部分の八文字で一〇七ミリであるので、同様に四一五ミ

リを要することになる。

第六に、同様にb面では、「阿佐可夜」の部分の四文字で六六ミリであるので、「あさかやまの歌」三三文字を書くためには五二八ミリを要する計算となる。また、下片の「真」は下半を欠くが、「流夜」の二文字で三四ミリであるので、同じく五四四ミリを要する計算となる。

第七に、(3)のように、上端はオレているので、本来の材の上端部からのa b両面それぞれの書き出しの位置は、正確には不明である。しかし、(9)のように、書き出し位置の高いa面において、本来の材の上端から若干の間隔を置いて書き始めたことと、そのことは、b面においては、本来の材の上端から書き出しの位置までの間隔(すなわち余白)が、a面よりも大きいことを意味する。b面には「あさかやまの歌」がバランスよく書かれていたであろうから、上端部の余白に相応する下端部の余白が存在したと見てよからう。第五、第六の比例計算の結果は、文字部分についてのみの数値であるから、本来の材の長さは、これに余白部分を加えて考える必要がある。そうすると、第六のように、「あさかやまの歌」全体を書くためには五三―四センチ程度を要する計算となるから、これに相応の余白を加えると、本来の材の全長は約二尺と推定されることになる。

第八に、a b両面の先後関係を、木簡それ自体から決めることは、現在のところ私にはできない。また、用字、書風についても検討し

たが、同様であった。そこで、歌そのものを手がかりとしたい。「なにはつの歌」は、「古今和歌集」仮名序によると歌の父とされ、公の場で歌われるのにふさわしい歌であるのに対して、「あさかやまの歌」は歌の母とされ、私の場にふさわしい歌である。また、「なにはつの歌」を当初は片面のみに書いた「歌木簡」は、他にも出土している。これらの点から、a面の「なにはつの歌」が先に書かれたと推定しておきたい。

第九に、厚さ一ミリ以下という材の薄さについて、もとの材の長さを二尺と推定した場合、その長さを維持しうるのか疑問であった。しかし、桑原和夫氏のご協力によって、厚さ一ミリ、長さ六〇センチ、幅三センチの榿材を造っていただいた。それによると、わたくしにとつても意外なほどしつかりしており、儀式や歌宴の場で手に持って詠うという所作を想定しても、十分にその用を果たしうることが確認できた。

第一〇に、古代において長さ二尺、幅一寸、厚さ一ミリの材を造りうるかという技術的な問題がある。これについては、奈良文化財研究所で榿を用いて試作した板材を拝見することができた。厳密な検討が必要であるが、榿を使用することで可能であると思われるとの見通しを、とりあえずは持つことができた。

これらからすると、この木簡は、次のような経緯をたどって現状に至ったと考えられる。

- 1 まず長さ約二尺、幅約一寸、厚さ一ミリ程度の材が用意された。
 - 2 その片面に「なにはつの歌」が書かれた。
 - 3 官人はそれを持参して儀式・歌宴に参列した。
 - 4 官人は、「歌木簡」を手に持って「なにはつの歌」を朗詠した。
 - 5 儀式・歌宴が終わると、官人は「歌木簡」を持ち帰った。
 - 6 「歌木簡」は持ち帰り先で再利用され、裏面に「あさかやまの歌」が書かれた。
 - 7 「あさかやまの歌」の面が別の場で利用された後、廃棄され焼却された。
 - 8 灰や燃え残り部分は棄てられたが、何らかの事情で流れだし、西大溝に入り堆積した。
- 以上によると、この木簡はI類②Aに分類される「歌木簡」であるとみることができると考えられる。また、表裏の歌で享受の場が異なると思われることは、「歌木簡」の機能を理解する上で重要である。この点は、第五節で再度取りあげたい。

(2) なにはつ木簡（西河原宮ノ内遺跡）

この木簡は、滋賀県野洲市西河原（旧野洲郡中主町西河原）において、一般県道荒見上野近江八幡線単独道路改良工事にもなつて平

成八年度（一九九〇）に行われた調査で、第二面の漆S₁₁₂から多量の木片とともに出土した。出土地点については「木工生産が周辺で行われていた可能性が指摘できる」とされている。⁽¹²⁾ 釈文と分量（長さ・幅）は、次の通りである（図2）。また、木簡の時期は、奈良時代後半とされている。

奈良波都尔佐

五・四三

この木簡については、二〇〇七年八月二日に安土城考古博物館において、同所の大橋信弥氏とともに拝見することができた。その所見は以下の通りである。

- (1) 削層である。上方が厚く下方が薄く、下方から上端に向かって刃物を入れてはぎ取っている。
- (2) 「奈良波」の三文字が書かれた部分は一つの破片であるが、「都尔佐」の部分は、これとは分離した上でいくつかの破片に分かれている。したがって、確実な計測値がえられるのは前者の部分である。
- (3) 後者のなかには、わずかに色調が異なるものがあるが、木目の状況はよく似ており、別の木簡の削層とするまでの積極的根拠はない。
- (4) 「奈良波」が書かれた破片は、「波」の字の左下部分で材が下方につづいている。その部分の表面は剝離しているのので、この剝離部分に「都尔佐」の部分を重ねる可能性がある。

- (5) 上端は斜めに切られている。
- (6) 右側面は、一部にもとの木簡の右側面が保存されているように見えるが、確証はない。

(7) 左側面では、もとの木簡の左側面は保存されていない。以上から、次の諸点が考えられる。

第一に、この削層の上端部は、(5)のように斜めに切られているが、削層をわざわざ切断するのは不自然であるから、もとの木簡の上端部が保存されていると考えられる。したがって、「なにはつの歌」は、もとの木簡の材の上端部から書き始められていたことになる。

第二に、このもとの木簡については、「歌木簡」と見る場合とそうでないと見る場合とに分けて検討する必要がある（図3）。

④もとの木簡が「歌木簡」である場合

歌の書かれ方は不明だが、他の「歌木簡」の例からおして、片面に一行で書かれていた可能性が高い。そうすると、「奈良波」の三文字は約七二・七四ミリの間に書かれているので、比例計算すると、三二文字では、文字の書かれている部分は約七四・七七センチとなる。これによると、もとの木簡は約二尺半ほどの大きな材に歌を書いた「歌木簡」であったと推定できることになる。「歌木簡」が用途を果たしたあと、二次利用されるにあたって、歌の墨書が削り取られたのである。その場合、この削層はI類③に分類されることになる。

⑤もとの木簡が「歌木簡」ではない場合

この簡層は、別の用途で作成された木簡の余白に書き込まれた歌の習書・落書(Ⅱ類④)の一部であることになる(Ⅱ類④)。

⑥。

以上のいずれの場合が妥当か、にわかに決めがたい。しかし、もとの木簡の上端部から「都尔佐」の部分まで含めると、約一四センチにわたって「なにはつの歌」が書かれていたことは確かである。そうすると、⑥の場合では、「奈尔波都尔佐」の文字は余白に書かれたと想定するのであるから、もとの木簡の本来の墨書(歌以外)は、上端から約一四センチもの範囲には書かれていなかったことになる。これはやや不自然である。

この点から見てもとの木簡は、③の場合、すなわち「歌木簡」であった可能性があるのではなからうか。

(3) はるなれば木簡(秋田城跡)

秋田市寺内の秋田城跡で、平成元年(一九八九)四月から同二年二月まで行われた第五四次調査において、この木簡は外郭東門跡の外側で検出された大規模な土取り穴SG-1031の埋土中から出土した。伴出した年紀木簡の年紀は、延暦二〇年(七九二)～同四年の間に集中している。この木簡は年紀を欠くが、この時期のものとも見られている。

秋田城跡調査事務所による現在の釈文は、次の通りである。⁽¹⁴⁾

a. □
波流奈礼波伊万志 □□□□□□□□□□

b. 由米余伊母波夜久伊□□□□□□□□□□ 止利阿波志□□□□□□□□□□

この新釈文については、次のように指摘されている。

(イ) a面七字目は、従来は「河」としていたが、残画が少ないので「万」に近い。

(ロ) a面九字目は、従来は「波」としてきたが、不詳。

(ハ) a面一〇字目は「河」でもよい。

(ニ) b面二目目は、従来は「始」としてきたが「奴」である。

(ホ) b面一〇字目は、従来は「和」としたが、ツクリは「□」ではない。

(ヘ) b面一六文字目は、従来は「河」としたが「阿」に近い。

この木簡については、二度にわたって秋田城跡調査事務所において、赤外線テレビ装置を使って美見することができた(図4)。一回目は二〇〇七年六月一日に同所の伊藤武士氏と秋田大学教授渡部育子氏に、二回目は同年一〇月三日にふたたび伊藤武士氏にご同席いただいた。その所見は、以下の通りである。

(1) 上端は、b面側から刃物を入れてキリオリしている。

(2) 下端はオレている。

(3) 左側面の上端から下方に約四センチまでの部分は、整形面が

残っている。その下方約三分の二部分の左側部分は、三段にわたって欠損している。

- (4) 左側面の整形部分には、現時点では釈読できないが、四文字程度の墨痕がある。その一番上の墨痕は、木簡の上端近くにある。木簡の左側面の最上端部分は摩滅していて、この墨痕が(1)のキリオリによって切られているのかどうかは、確かめられなかった。また、これらの墨痕の少なくとも左側(b面側)は切れている。

(5) 現状では、a b両面とも材の整形度は高い。

- (6) a面の右端の「波」「流」の間付近、第九字目と第一〇字目の間、上端から約一三センチの部分の三カ所のそれぞれ右側に墨痕がある。^(E)

(7) 右側面はワレている。ただし、そのワレ面は比較的なめらかで、(3)で述べた左側面の欠損部分のワレ面が凹凸に富んでいるのとは、状況が異なっている。

- (8) a b両面で共通する文字は「波」「伊」「志」の三文字である。これらと比較すると、詳細は後述するが、書き方が異なり、異筆であると判断される。

(9) a面の文字は、下に行くにつれて小さくなっているが、それでもb面の文字の方が小さい印象を受ける。

以上から、次の諸点を指摘することができる。

第一に、(4)のように、左側面に墨痕があり、それが切れているということとは、木簡の材を作り出したもの材木(以下、原材という)の表面に文字が書かれており、そこからおそらく複数の板材を割り取ったと考えられる。

第二に、(1)のように、上端がキリオリされているから、原材から割り取られた板材は、その時点では、現状の木簡のさらに上方に続いていたことになる。

第三に、下端は折れているが、その箇所はb面では文字の中ほどにあたる。したがって、板材は、さらに下方につづいていたことになる。

第四に、a面右端部分の三カ所の墨痕は、ケズリ残りで見られるすなわち、現在みられる歌が書かれる前に、a面には何らかの別の墨書があったことになる。それを不十分ながら削り取って再使用したのである。ケズリ残りは右側の端近くにあり、右側はワレているので、削られる前の文字は、さらに右方向につながっていたと見られる。最初の段階の板材は、さらに右に広がっていたことは確かである。

第五に、右側面はワレているので、板材がもとはどれほどの幅であったのか明らかでない。幅が大きい場合には、板材をタテワリにして木簡用の材を作った可能性がある。しかし、幅がもともと木簡用の材一本分であったとすると、原材の幅も同じであったことになる。このいずれであったのかは明らかではない。

第六に、上記第一四や、後述するように、木簡のもの同様の大きさは大きなものであったと推測される。そうすると、そのような材を割取った原材は、かなり大きなものであったと考えられる。たとえば、番付や記号などの書かれた柱の部材や、三面もしくは四面を利用した大型の分厚い木簡などが想定できる。

第七に、上端は原形を保っているから、a b両面とも、上端から歌が書き始められたことになる。

第八に、(7)からすると、左側面のワレと右側面のワレは、同時ではない可能性を考える必要がある。

第九に、a面では、現状でも左寄りであるが、もとは幅が現状より右側に広がったから、さらに左に寄せて書かれたことになる。しかし、左側面の一部に原形が残っているのだから、さらに左側にもう一行書く余裕はない。したがって、a面の歌は、材の左辺近くに行で書かれたことになる。

第一〇に、b面では、左側にさらに広がる材の右に寄せて歌が書かれたことになる。したがって、左側にもう一行以上書きうる余地があることになるが、そこには墨痕はない。したがって、b面の歌も一行で書かれていたことになる。

第一二に、(8)で指摘した文字の書き方の違いとは、次のような点である。

- ① a面の第一字と第五字の「波」は、いずれもサンズイの第一

画を斜め左上から右下方向にいれた後に、第二画と第三画を続けて書いている。このサンズイの書き方は、a面第二字「流」の場合にも共通している。これに対して、b面第六字目と第七字目の「波」のサンズイは、第一三画がいつしょになってタテボウのみになっている。

- ② 「伊」の字でa b両面を比較すると、a面第六字目のニンベンの第一画は、斜め左上方向から筆を入れたあと、左下方向にカーブさせて書いている。これに対して、b面の第四字目と第九字目では、右上方向から筆を入れ、左下方向に書いている。

- ③ a面第八字目とb面第一八字目の「志」を比較すると、後者では第二画のタテボウが第三画のヨコボウを突き抜けているのに対して、前者ではそのようなことはない。

これらの点からすると、a b面の文字は異筆と見るのがよい。(9)に指摘した文字の大きさのちがいが、これと関係があるのであろう。これによると、a面の歌とb面の歌とは、時間差をもって書かれたということになる。

第一二に、a面の冒頭五文字で約五七ミリであるので、比例計算すると、三二文字では約三五センチほどになる。b面では、上から六文字で約五八ミリであるので、比例計算では約三〇センチを要することとなる。

- 第一三に、これまで指摘したところでは、a b両面のいずれが

先に書かれたのかは、まだ明らかになっていないので、この点を検討したい。

④先にb面の歌が書かれたと仮定する場合

b面の歌を書くために材を用意する場合、上記のように、約一尺の長さでよい。しかしこの長さでは、a面の文字の大きさでは、a面の歌は書ききれない。約一尺の長さの材にa面の歌が書けるためには、b面の文字と同じ程度か、それより小さい文字でなければならぬ。ところが、a面の文字はb面の文字より大きい。それでも歌がa面に書けたのは、b面において、歌を書いた部分の下部に余白があったと考えることによって説明できる。すなわち、先にb面が書かれても、その下部に余白のある材が用意されたと想定すれば、後になってもa面には十分に歌が書けたはずである。

⑤先にa面が書かれたと仮定する場合

a面からの推定の方が長いので後でb面の歌は問題なく書ける。以上の検討によると、結局、a b面のいずれが先に書かれたのかは、木簡の現状からは決められないことになる。しかし、a面の文字の方が緊張度が高いとみられることからすると、a面が先に書かれた可能性がある。

また、これまでに知られている「歌木簡」は、管見のかぎりで五点である。それに最初に書かれた歌は、八点が「なにはつの歌」、

この木簡を含めて七点がその他の歌である。「なにはつの歌」が春をこほぐ歌であり、前期難波宮跡から出土した「はるくさ木簡」も春に関わる歌であることを重視すると、この木簡のa面の歌が春に関わる歌であることは見すごせない。この点からも、a面が先に書かれたと見ておきたい。

第一五に、a b面が異筆であるとする、(5)で指摘した両面の整形は、これを一連の作業と見る必要はかならずしもない。a面の整形は、その面に文字を書く際のものであるが、その時点でb面に文字が書かれるかどうかは決まっていなかったはずである。したがって、b面の整形は、b面に文字を書くに当たってなされたと推定しておきたい。

以上によると、この木簡が現状に至った経緯は、確定できない部分が残っているが、次のように整理することができる(図5)。

- 1 墨書のある原材から、板材が削り取られた。この板材は、いま検討の対象としている歌の書かれた木簡よりも、上方・下方と右方にさらに続く大きなものであった。
- 2 この板材を、キリオリなどによって分割して木簡用の材を作った。板材の幅が不明であるので、タテワリして木簡用の材を作ったかどうかは不明である。

- 3 板材の段階で表面を平滑に整形したか、それをキリオリなどして木簡用の材を作ってから表面を平滑にしたのか、明らかで

ない。いずれにせよ、現状よりも左右幅が広い木簡用の材に最初の墨書がなされた。

4 a面の左に寄せて歌が一行で書かれた。その時、b面も平滑に整形されたかどうかは、明らかでない。

5 b面の右側に寄せて、a面とは別人によって歌が書かれた。

それにあたってb面を平滑に整形する作業が行われた可能性はある。

6 左側面が一部を残して削れ、下端が折れた。

以上から、この木簡のa面に歌が書かれた段階では、b面も含めて、それ以外になにも書かれていなかったことになる。その後b面に歌が書かれたのである。したがって、この木簡は、I類②⑦の「歌木簡」ということができる。

a b両面の歌は、それぞれ別の契機で書かれた。このことは、「歌木簡」の機能を考える上で重要であるので、第五節で検討する。

(4) はるべと木簡（東木津遺跡）

この木簡は、富山県高岡市木津・佐野の都市計画道路下伏間江福田線の道路工事にもなっており、一九九五年（平成七）五月に実施された発掘調査で検出された溝SD六〇（旧SD二〇五）の第一層から出土したものである（図）。木簡の年代は「九世紀後半から一〇世紀前半の間と考えられる」とされている。

当初報告された歌文は、その後川崎晃氏の指摘により保存処理後に再釈読され、その結果が次のように公表されている。

はるま止左くや古乃は

この木簡は、二〇〇七年七月三日に、高岡市教育委員会文化財課二上分室にて、山口辰一氏とともに実見することができた。赤外線写真（図6）と比べつつ検討した結果、次のような所見をうることができた。

(1) 上端部はa面から刃物を入れてキリオリにしている。

(2) 下端は、腐食のために十分に確認できないが、断面が不規則ではなく、直線的に残っているため、ケズリが施されていたと見てよい。

(3) 右側面はケズリ整形されているが、第一字目の末尾部分、第一〇字目の末尾部分が切れているので、二次的な整形である。

(4) 右側面はほぼ木目に沿っているが、左側面は上方に進むにつれて幅が狭くなっており、木目に沿っていない。上端幅は三三ミリ、下端幅は三四ミリである。

(5) 左側面はケズリ整形されている。ただし、この整形がなされた時期は明かでない。

(6) 保存処理後であるので見にくくなっているが、b面には、報告書の見取り図にもあるように、上部にスプーン状のケズリ痕跡が認められる。また、それより下の部分にも整形の稜線が部

分的に認められる。a面の保存状態が悪いので明白しにくい、b面のほうが整形度が低いと見られる。

(7) a面の上部部右寄り部分に墨痕らしきものがある。

(8) b面には墨痕は認められない。

(9) a b両面とも、下端から約三分の一（九センチ）の部分までの範囲で腐食が進んでいるが、その部分には両面ともに墨痕は認められない。

以上の所見から、次の諸点が考えられる。

第一に、右側面は二次的整形であるので、もとの木簡の幅は現状より大きかったことになる。現状では、文字は材の右側に寄っているが、もとは現状よりは中央側に位置していたことになる。右側面の二次整形に対応して、左側面も二次整形である可能性がある。

第二に、現存文字は、「なにはつ歌」の第四句の途中から書かれている。これより上の部分もとは書かれていたとすると、材はかつてはさらに上方に伸びていたことになる。先端部がキリオリ処理であることは、二次的に切断されたとして理解しやすい。また(7)のように、先端部にわずかに墨痕が残っているとすると、これも、もとの木簡がさらに上方に伸びていた可能性を示すことになる。

第三に、現状では、下部約九センチは空白で、その上約一六センチの範囲に一一文字が書かれている。a面に「なにはつ歌」の全体が書かれていたとすると、比例計算で約四五センチを要すること

になる。これに空き部分九センチを加えると、もとの木簡は約五四センチの長さであったことになる。材全体のバランスを考えて上部にもほどよいスペースをおいて書き始めたと考えると、全体として二尺前後の材が想定されることになる。

第四に、現存の材は、第二で指摘したように、もとの材を上下に二片以上に切断した後の、もつとも下部に位置する一片であったと考えられる。

第五に、(6)のようなb面の現状の整形がいつなされたか明かでない。まず、材の切断後になされたとすると、もとの木簡全体のb面は、現状よりさらに整形度が低かったが、整形の結果現状のようになったことになる。反対に、切断前の整形であるとなると、もとの木簡のb面は、現状程度の整形であったことになる。いずれにせよ、もとの木簡のb面の整形度は、現状程度かそれ以下であったと考えられる。

第六に、現存部分では文字はa面のみに書かれている。もとの木簡の全体についても同様であったかどうかは明かでない。しかし、もとの木簡のb面の整形度は右のようであったはずであるので、「なにはつ歌」はa面のみに書かれていた可能性が高い。

これらからすると、この木簡は、次のような経緯をたどって現状に至ったと考えられる(図7)。

1 二尺前後の材が用意された。

2 a面のみに一行で「なにはつの歌」が書かれた。
 3 もとの木簡が一片以上に切断された。出土した木簡は、もとの木簡の下部に位置する断片で、その上端でもとの木簡からキリオリされた。

4 現存材の右側面に二次整形がなされた。左側面にも二次整形がなされた可能性がある。

以上によると、この木簡の最初の姿は、二尺前後の材の片面に「なにはつの歌」を一行で書いたものであったことになる。この木簡の上方に位置していた部分がどのような状態であったか不明であるが、現状の木簡には、歌以外の墨書はない。この点からすると、この木簡は、I類①の「歌木簡」が切断され二次利用された後の断片であると考えられる。

(5) なにはつ木簡（辻井遺跡）

この木簡は、姫路市辻井の市道安室バイパス建設工事に伴う発掘調査で、すでに一九八五年（昭和六〇）に出土していたものである。その木簡を、保存処理後の二〇〇四年度に再釈読した結果、次のような釈文が公表された（図8）。

- a. □□□□^(成ツ) 久佐久□□^(孫己) 夫□□^(伊) 母利□□^(伊)
 b. □□^(成ツ) 知知屋 屋屋 屋屋 屋屋 屋屋

(34)・34・3・018

それにとりなつて、以下の語点も指摘された。⁽²⁸⁾

(イ) a面末尾の文字は「伊」の残画で、折損部分に第四句「いまははるべと」が読いた可能性が高い。

(ロ) 二句目と三句目の間に一文字程度の空きがある。

(ハ) b面は「己カ一知一屋」の習書が書かれている。

この木簡が出土したのは、旧夢前川河川跡で、七世紀初頭から八世紀にかけての大量の木製品が伴出した。これらの木製品のなかには、素串、付札状木製品、人形、木偶、舟形、馬形、琴柱形などの祭祀用のものが含まれ、石製双孔円板、鳥形土製品、琴柱形土製品などの祭祀具も出土した。これらは、古代の水辺祭祀との関わりが濃厚であるという。⁽²⁹⁾

この木簡については、二〇〇七年（平成一九）七月二五日に姫路市埋蔵文化財センターにて、大谷輝彦氏のはからいで実見することができた。その結果、次のような所見を得ることができた。

(1) 上端、左右側面はケズリ整形されている。

(2) 左側面の上端から約二四センチのところ、a面の左側面から斜め右下方向に刃物で切つてから折つている。刃物の痕跡がa面右側面側のワレ残り部分に残っている。

(3) このキリオリにより、a b両面とも文字が切られている。

(4) 下端はa面から刃物で切つてから折つている。

(5) 左側面下端から約三センチの部分は、側面からえぐるように

ケズリ込まれている。このため、材の巾が次第に細くなっている。

(6) a面の最後の文字「伊」のさらに下には、もう一文字書ける余裕がある。しかし、この部分の表面はわずかに腐食しており、現状では墨の痕跡は認められない。

(7) b面末尾の文字は、下端のキリオリ部分のすぐ上に書かれている。

以上の所見から、以下の諸点が導き出される。

第一に、上端部は原形をとどめているが、b面の上端部以下には「なにはつの歌」は書かれておらず、a面から読んでいる。したがって、この歌はa面に書かれていたのであろう。a面には、現状でこの歌が一行で書かれている。左右両側面ともに、下方をのぞいて大部分もとの姿をとどめているので、左側にもう一行書く余裕はない。以上によると、この木簡には、最初は「なにはつの歌」がa面のみに一行で書かれていたことになる。

第二に、a面の墨はかなり薄れているので、正確な計測はできない。このため、もとの木簡の長さを推測することは難しいが、おおよその検討をつけることは可能である。下端部は、(6)のように、墨は残っていないが、一文字書かれていた可能性が高い。そうすると、a面には全体で一九文字書かれていたとみられる。これに第一句と第三句の間の一文字分の空白を加えると、二〇字分となる。上端部

の書き出しの位置をおさえることはできないので、どの程度の余白があったのか明らかでないが、この点は一応捨象して、おおよその数値として二〇文字で現存長三四ミリを要したとすると、比例計算では三文字では約五五センチとなる。余白や誤差などを考慮すると、もとは約二尺の材であったと推定することができる。

第三に、(2)のキリオリと下端のキリオリとは一連の行為であったであろう。(3)のように、これらによってa b両面とも文字が切られているから、a b面に文字が書かれたのは、これらのキリオリよりも前であったことがわかる。

第四に、下端部左側面からのケズリ込みが下端のキリオリの後とすると、少しかケズリ込む意図が理解しにくい。もとの木簡に左側面からのケズリ込みがほどこされた後に下端のキリオリがなされたと見るべきであろう。そうすると、もとの木簡が約二尺の長大なものであったとすると、その途中の側面にケズリ込みが施されたことになり、不自然である。したがって、長大な材がいくつかに分断されたあと、その中の一断片について、おそらく先を尖らせるために側面がケズリ込まれたが、そのケズリ始めの部分までしか現存していないと考えれば、現状をよく説明できる。右側面側からのケズリ込みがあったかどうかは明らかでない。

第五に、b面に習書・落書が書かれた時期と、もとの長大な材を切断した時期との前後関係は、判断が難しい。しかし、材の切断と

左側面からのケズリ込みとは一連の作業と見るべきである。切断しておそらく先を失らせたのは、齧串として用いたなどの可能性が高い。齧串状に整形してからb面に習書・落書するとは考えがたいから、材の切断と左側面からのケズリ込みの前に習書・落書がなされたと推定できる。

以上を整理すると、この木簡は、次のようにして現状に至ったと考えられることになる(図9)。

- 1 約二尺の長大な材が用意された。
 - 2 a面に一行で「なにはつの歌」が書かれた。
 - 3 b面に習書・落書が書かれた。
 - 4 材が二片以上に切断分離された。
 - 5 そのうちの一片の少なくとも左側面からケズリ込みが施された。おそらく齧串状に先を失らせたであろう。⁽⁸⁾
 - 6 5の一片に対して二箇所できりオリがなされ廃棄された。そのうちの尖らせた下端部分が失われ、他の部分が残った。
- 以上によると、この木簡の最初の姿は、約二尺に及ぶ長大な材の片面に、「なにはつの歌」を一行で書いたものであったことになる。その後、習書・落書が書かれ、何片かに切断されて二次利用された。すなわち、この木簡も私のいうI類②の「歌木簡」の断片であったのである。

- (6) なにはつ木簡(観音寺遺跡)

この木簡は、徳島市国府町観音寺の一般国道一九二号徳島南環状道路に関わる発掘調査で検出された自然流路SR100-1のV層から出土した。この層から出土した一六六の木簡のなかには「五十戸税」と記すものがあり、七世紀後半の須恵器・土師器もこの層から出土している。県教育委員会による釈文は、次のようである。⁽⁹⁾

「奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈」⁽¹⁰⁾

(C 201. a. 1. 10)

この木簡は、二〇〇七年六月二七日に、徳島県埋蔵文化財センターにて和田翠氏とともに発見することができた(図10)。その所見は、以下の通りである。⁽¹¹⁾

- (1) 上端はケズリ整形されているが、それほど丁寧には行われていない。
- (2) 右側面は材の一部がめくれあがっているが、その部分までケズリ整形面が残っている。それ以下の部分はワレている。
- (3) 左側面はワレている。
- (4) 下端はオレている。
- (5) 材の断面は、左側が厚く、右側に行くにしたがって薄くなっている。
- (6) a面には、報告書によると、右側に「奈尔」「己」「矢己」などの文字がかすかに認められる。
- (7) b面の整形度は低い。左側に三・四文字程度の墨痕がある。

以上にもとづいて考えると、(6)から、a面右側には、現状ではごくかすかになっていて、「なにはつゝの歌」が書かれていた可能性がある。同一木簡に「なにはつゝの歌」が二首書かれていた事例としては、表裏に書かれた場合であるが、前稿5両面なにはつゝ木簡(平城宮出土)がある。

もしそうだとすると、左右両行の「なにはつゝの歌」の前後関係は、にわかには決められないのではないか。現状では、右列の文字はかすかで左列が濃いので、左列を中心に考えてしまいがちであるが、その保証はかならずしもないので、なかならうか。両行のどちらを先と見るかで、考え方が変わってくる。

① 右列が先に書かれた場合

右列の歌は、材の右側に寄せて書かれている。左列はかえって二次的に書かれたと理解することもできる。また、左列の歌が書けるスペースが空いていたのであるから、右側の歌は二行で書かれていたのではなかった。すなわち、右列は一行で書かれたことになる。その場合、九文字で約一四〇ミリであるので、比例計算では約四八センチとなる。左列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

② 左列が先に書かれた場合

左側面の材のワレの度合いに応じて、さらに二つの場合に分けて考えられることになる。

① ワレの程度はそれほどではない場合

もとの木簡の幅は、現状よりそれほど広いものではなかったと見ることになる。この場合、「なにはつゝの歌」は、材の左に寄せて書かれたことになる。左側にはそれほど余裕がないので、一行で書かれたであろう。この場合、一二文字で約一四〇ミリであるので、もとは約三六センチほどの範囲に三文字が書かれていたことになる。上端に約一・五センチの余白があるので、下端にも余白を想定することも可能である。その後、右側の余白に「なにはつゝの歌」がさらに書き込まれた。右列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

② 大きくワレたと見る場合

これは、もとの木簡の幅を広く推定することである。この場合、左側に余裕があったことになるから、二行で書かれていた可能性を考えてみる必要がある。その場合、もとの木簡はこれより短いものを推定することになる。しかし、この推定では、右列の歌は一行では書けないことになる。左列と右列の間にもう一行書ける余地はないから、右列の歌は途中までしか書かれなかったと考えるしかないことになる。これは、理屈としては成り立ちうるが、いかにも不自然の感をまぬがれないので、左列も一行で書かれていたとみる方がよいと判断する。この場合、左行は、もとの木簡の中央近くに書かれ

ていたことになり、長さは第一の場合と同じ推定となる。その後、右行の歌が一行で書かれたのである。この場合も、右列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

以上の④、⑤①、⑥②のいずれの場合が妥当であるか、それを決める材料は、私には今のところ見つけられなかった。しかし、いずれの場合であっても、この木簡の最初の姿は、一尺強あるいは一尺半強の材の片面に「なにはつゝの歌」を一行で書いたものであったと推定されることとなった。他の「歌木簡」に比べると、幅がやや広く長さがやや短い形が想定されることになるが、その後さらに「なにはつゝの歌」が書かれたのである。したがって、これもⅠ類②③の「歌木簡」の断片と見なすことができよう。

三 畿内出土の歌木簡（追加）

前稿で取りあげた七点の「歌木簡」は、いずれも畿内出土のものであった。その後検討を続けた結果、つぎの二点も畿内出土の「歌木簡」としてよいと判断するに到ったので、前稿の追加として、ここで取りあげたい。

(7) とくとさだめて木簡（飛鳥池遺跡）

飛鳥池遺跡の北辺および飛鳥寺の南の区画施設の状況を把握する

ために、一九九七年一月～一月に行われた飛鳥藤原第八次調査において、南北溝SD〇一から出土した大量の木簡のうちの一点に、つぎの木簡があった。この溝の下限は持統朝ごろと考えられている。釈文は、以下の通りである。

a. □止求止佐田目手□□^(和)
 (第一行)
 □□
 (第二行)
 b. □
 (第一行)
 □
 (第二行)
 □^(和)久於母閉皮
 (第三行)

この木簡は、二〇〇七年六月二十五日と同一一月二日に、奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）において、同所の市大樹・竹本晃氏とともに赤外線テレビを用いて観察することができた。その所見は以下の通りである（図11）。

- (1) 現状では五片に割れているが、みな接続する。上からイ片～ホ片とする。
- (2) 上端（イ片上端）はオレている。
- (3) 下端（ホ片下端）は刃物で切られている。これにより、a面第一行の末尾の文字が切られている。
- (4) 右側面は口片～二片で整形面が残っていると見られる。
- (5) 左側面はワレかケズリか確定しにくい。少なくとも自然のワレではない。

- (6) a面の左側、b面の右側に文字の一部がある（a面第二行、b面第一行）。これらの文字の一部と各面の中央部分に書かれている文字列（a面第一行、b面第二行）とは、a、b両面とも、墨色、筆致その他にちがいは認められない。
- (7) a、b面は同筆である可能性が高い。ただし、b面の方が文字の緊張感がやや低下している。
- (8) a面第一行の「止求止」の行は、下に行くにつれて左方向に寄って行く傾向がある。これをうけて、a面第二行も同様の傾向が認められる。このため、同行は上部のみに墨痕が残る結果となっている。
- (9) a面のイロ片では、ロ片の右辺付近に墨痕があるので、第一行「止求止」のうえにもう一文字あることが確認できる。これに対して、イロ片の他の部分は表面が剝離しているので、第一行目については右の一文字のさらに上に、第二行目では八片の墨痕の上に、さらに文字が書かれていたかどうかは確かめられない。
- (10) a面八片にある第二行目の文字列が、上方のイロ片にまで続いているかどうかは、剝離のために確認できない。
- (11) b面のイ片の上部部分には、第一行の墨痕があるが、この墨痕の途中でおれている。
- (12) b面のホ片の下端部分では、材の切断によって文字は切ら

れていない。

(13) b面上端のイ片の部分は剝離していないので、第二行の上部に文字や墨痕がないことが確認できる。

(14) b面第二行「閉皮」の下方は、ニホ片とも剝離していないので、何も書かれていないことが確認できる。

以上によると、次の諸点が考えられることになる。なお、この木簡の墨書が何を書いたものであるのか、厳密には明らかでないが、歌である可能性が指摘されている。以下、歌と仮定して考察を進めたい。

第一に、(6)(7)によると、a面とb面は一連に書かれたとみられる。

第二に、(8)によると、a面第二行は、現状では数文字分程度の墨痕しか残っていないが、もとはさらに下まで文字が続いていたと推定される。

第三に、(14)によると、b面第二行は「閉皮」で終わっており、その下には何も書かれていないので、一連の文字列はb面第二行目で終わっていることになる。

第四に、(4)のように、右側面はケズリ整形されているので、a面第一行が書き始めの行ということになる。

第五に、第三、四および(7)によると、a面が先、b面が後に書かれたと考えられる。

第六に、(9)(10)にもかかわらず、(11)によると、b面一行目だけでなくa面一、二行目においても、材と文字はイ片の上にも続いていた

可能性がある。

第七に、02にもかかわらず、(3)によると、a面一行目だけでなくb面一行目においても、材と文字がホ片の下方にも続いていた可能性がある。

第八に、a b両面とも、当初は歌が二行以上書かれ、その後下端が切られ、二片以上に分けられた。左辺は二次加工されたかワレているが、下端の二次加工との前後関係はあきらかでない。

第九に、03によると、「羅久於母閉皮」は六字となり、七文字に一字たりない。しかもその上部に文字がないことが不審である。

第一〇に、a面第一行には一〇文字書かれていたことが確認できる。このうち「止求止佐田目手」が七字句であるとすると、下にさらに二文字以上続くから、末尾の七字句ではない。これをどの部分の文字句とみるかは、短歌、長歌、旋頭歌、仏足石歌によつてかわってくる。

①短歌の場合

第二句または第四句に相当する。そうすると、上に五字句、下に五字句または七字句が来ることになる。すると、この行は最低でも七字または一九字以上の文字が書かれていたことになる。

②長歌の場合

末尾句ではないから、短歌の場合と同様になる。

③旋頭歌の場合

第二、三、五句目のいずれかに相当することになるので、上下とも五字句または七字句が来ることになる。すると、最低でも一九字以上書かれていたことになる。

④仏足石歌の場合

第二、三、四、六、七句目のいずれかに相当することになる。その他は旋頭歌の場合と同じである。

第一一に、第一〇の検討によると、a面一行目には一七字または一九字以上の文字が書かれていたことになる。これをどのように考えるかは、二つの可能性を検討する必要がある。

①a b両面で一つの歌を書いたものである場合

この場合、第二、六、七のように、a面二行目、b面一行目も同程度以上の文字が書かれていたであろうから、文字数は、この三行だけで五一字または五七字以上となる。これにb面二行目を考慮すると、字数から見て短歌・旋頭歌・仏足石歌ではない。これによると、長歌が書かれていた可能性があることになる。

②別の歌を何首かならべて書いたものである場合

この場合、b面二行目は、第九点の疑問はあるものの、歌の末尾とせざるを得ない。そうすると、その上方に、短歌の場合は二四字以上、旋頭歌の場合は三一字以上、仏足石歌の場合は四五字以上、長歌の場合はさらにそれ以上の文字が書かれていたことになる。これに対してa面一行目の「止求止佐田目手」

は、短歌の第二句目か第四句目、旋頭歌の第二、三、五句目、
仏足石歌の第二、三、四、六、七句目の可能性があることにな
る。a b 両面のバランスを考慮すると、a 面も歌の末尾近くが
書かれていたことになる。

この①②のいずれが妥当か、現在の私には、それを決めることは
できない。

以上、この木簡については、不確実な要素が多いが、最初の姿は、
一つの長歌を表裏に連続して書いたものか、複数の歌を書き連ねた
ものかのいずれかであったと推定される。その後、ホ片下端の位置
で二片以上に切り離され、左辺がワレたか二次加工され、さらにそ
の後五片以上に分離したのである。

本木簡は、現存部分に関するかぎり、歌以外になにも書かれてい
ない。二次加工はなされたが、最初の歌以外の文字が書かれること
はなかった。これによると、本木簡は、書かれているのが歌である
ならば、I 類①の「歌木簡」の断片であるとおみることができる。し
かし、この木簡のものとの姿は、前稿で提示した「歌木簡」とかなり
異なっている。このことは、前稿の「歌木簡」の性格を再検討する
必要があることを示している。

(8) あまるとも木簡（平城宮跡）

これは、一九六〇年度の平城宮跡第五次発掘調査において、宮内

省大膳職があったと推定される地区で検出されたS K 二一九土坑か
ら出土した木簡のうちの一点である（平城宮木簡第六号）。この土坑
からは、木簡のほか土器類・瓦類・木製品・建築材・種子などが
出土した。木簡の年紀は天平宝字十六年（七六二）であり、この年紀
と土坑の埋没年代は近く、天平宝字末年に一時に埋没されたと考え
られている。なお、この土坑から出土した四〇点の木簡は、平城宮
跡から始めて出土した木簡である。

a・阿万留止毛字乎弥可々多

b・□

三三・三三・三三

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部（平城地区）にお
いて、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏と、また同一月
一二日にも同所の渡邊晃宏氏とともに、赤外線テレビを用いて観察
することができた（図13）。ただし、現在はプレパラートに封入さ
れた状態で保存されているので、端部などの観察が十分にできない
場合があった。その所見は、以下の通りである。

- (1) 上端はケズリ整形されている。左角は切り落とされている。
- (2) 下端はケズリ整形されていると見てよい。左角がカーブ状を
呈しているが、人為的なものとみられる。左上角の形状と対応
していた可能性がある。
- (3) 右側面はワレている。

(4) 左側面は、二字目の左方部分（上端から一六一三九ミリの範

④と下端部分が欠けている他は整形面が残っている。

(5) a面の第二目と第三目の間付近と第一〇字目横のそれぞれ右辺付近に墨痕があり、それはワレによって切れている。また、第八字目の最終画も、右辺のワレによって切れている。

(6) b面には、上部に一文字あり、その下方約六センチほどの間は墨痕がなく、その部分を隔てて文字が書かれている。後者の字数を推定するまでには至らなかった。

(7) b面の文字は、ほぼ右半分が残っている。

(8) a面とb面の文字は異筆であろう。

(9) b面の下端から約四センチ付近の右辺側に墨痕がある。この墨痕は細く鋭く、b面の文字とは雰囲気異なる。むしろa面の文字に近い。

⑩ b面の最下部の墨痕は、木簡の下端のケズリ整形によって切られていない。

⑪ 右辺側がわずかに厚くなっている。公表された厚さは二ミリとされているが、それは右側の厚い部分での計測結果と考えられる。全体に、背面の墨が反対側に透けて見えるところがあるほど薄い。

以上によると、次の諸点が考えられる。

第一に、右側面がワレる前の形状は、(7)によると、ほぼ二倍程度の幅であったと見られる。

第二に、(1)(2)のように、左下角が左上角の状況に対応していたとすると、もとの材の四角はみな角がカットされていたのではないかと、⑩ともあいまって、上・下・端は二次的整形ではなく、当初の原形を保っていると思われ。

第三に、(5)のように墨痕があるので、a面の文字の右側には、もとは文字列があったとみられる。もとの材の幅が現状の二倍程度だとすると、右側にあったのは一行であろう。

第四に、b面の(9)の墨痕はケズリ残りともみられる。そうすると、最初書かれていた何らかの文字をケズリ、その後b面の文字が書かれたことになる。

第五に、a面の万葉仮名文字列が歌であるとする、「あまるとも」の五字句は、二行目に書かれていたのであるから、第一で指摘した材の大きさを考慮すると、第三目に相当するとみられる。

第六に、もとの材の右半には、第一、二句（五字と七字の計一十二字）が書かれ、現存する左半部分に第三、四句（右半と同じ十二字、ただし、この場合は一字）が書かれていたことになる。そうすると、これは旋頭歌、仏足石歌ではないことになる。短歌または長歌の場合、第五句以降は、b面に続けて書かれたのではなからうか。b面のケズリ残りが、(9)のように、a面の文字に近い点は、以上のように理解できる。

以上によると、この木簡は、次のような経過をたどったことにな

る(図13)。

1 長さは一七一ミリ、幅は現状の倍の三センチ程度、厚さは現状より厚い材が用意された。

2 そのa面に二句ずつ二行で短歌または長歌が書かれた。それはb面にまで及んだ。

3 その用途が果たされたあと、b面の歌の部分が削られた。その際、削り残しがあった。

4 b面の左右中央に何らかの文字が書かれた。

5 材が縦に二つにワレたかワラれた。そしてその左半分が残った。

これによると、この木簡の最初の姿は、長さ一七センチの比較的小型の木簡の表裏に歌が二行で書かれたものであったことになる。

すなわち、書かれているものが歌であるとすると、これはI類①が加工された「歌木簡」の断片である。木簡(?)につづいてこの木簡においても、当初の姿は前掲の「歌木簡」の定義に当てはまらない。

このことは、もう一度「歌木簡」の性格・機能について考え直す必要があることを示している。

四 その他の木簡

(9) つくよよみ木簡(平城宮跡)

一九六三年度の平城宮跡第一三次調査で検出されたSK八二〇土

坑から出土した。この土坑は、第二次内裏北部分内に位置しており、第二次内裏の造営がこの地区に及んだころに塵芥を処理したゴミ捨て穴である。多量の木屑類や椀皮、土器類、糸巻・紡錘車・火鑽臼・杵子・箸・曲物・漆器・椀・人形などとともに、一八四三点の大量の木簡が出土している。本木簡はその中の一点である。この土坑は、おそらく天平一九年(七四七)をそう遠くへだたらない時期に埋没したと推定されており、この木簡はそれ以前のものである。伴出木簡の年紀は、養老二年(七一八)から天平一九年である。

a. □

津玖余々美字我礼□□□□□

(ロ)

故 説

□^(解)由 由我 礼由由 男

講解 川□関務所 本土返運夫人事 伊勢国 (イ)

故漢□解解務都本善礼我還事 夫人 男□

□^(解)□^(解)

□^(解)百大部尊者□下借錢讀□右取□□

(ハ)

b. (裏面省略)

(三三)・(三二)・(三〇)

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年一月二日に同所の渡邊寛宏氏とともに、赤外線テレビを用いて観察することができた(図14)。形状に関する所

見は、以下の通りである。

(1) 上端は、a b 両側側から刃物を入れて切っている。厚めの材のために、断面は山形になっている。

(2) 下端は、右辺側のもっとも長い部分にキリオリされた痕跡が残っている。このキリオリは、b 面で文字を切っているので、二次的なものである。

(3) 左右両辺はともにワレている。

この木簡については、次の諸点を指摘したい。

第一に、すでに指摘されているように、a 面では(イ)「謹解 川口 関務所 本土返還夫人事 伊勢国」が一次的な記載で、その左右に(ロ)「津玖余々美字我札□□□□」の歌らしきものや、(ハ)「百大 郎尊者□下借銭請□右取□□」という月借銭に関わる文字が書かれている。

第二に、(イ)(ロ)(ハ)三行の記載に使われた文字が、字間・行間・余白にびつしりと書かれている。(イ)にかかわる「解」「務」「所」「本」「夫人」「事」、(ロ)にかかわる「我」「札」、(ハ)にかかわる「漢」「尊」などである。

第三に、(イ)(ロ)(ハ)には「故」「設」「由」「男」「都」「善」「還」などの文字は、切断された下半部や、左辺の割れた部分にあったと見られる(ハ)の続きにあった文字に関わるのかも知れない。

以上から、(ロ)「津玖余々美……」は、この木簡の本来の墨書では

ない。したがって、この木簡はⅡ類⑤に分類される。

(ロ) た□しひと木簡(平城宮跡)

この木簡もS R 八二〇土坑から出土した。

a. 「味」「味」 天平十八年九月四日交易紙百□□^(片張)「都」
「實」「實」

b. □□ 田□之比等等々流刀毛意夜志己々呂會

(346)・(32)・8・86

この木簡と次の木簡(田)とは、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏と赤外線テレビを用いて観察することができた。また同一一月二二日にも同所の渡邊亮宏氏とともに、同様の観察をすることができた(図15)。その所見は、以下の通りである。

(1) 上端は、左角を大きく切り取るようにケズって整形されている。a 面の左端近くに左角部分とほぼ同じ方向の刃物キズがある。上端をケズリ整形したことに関係するものであろう。

(2) 下端はケズられている。

(3) 右側面はワレている。

(4) 左側面は整形面が残っており、面取りされている。

(5) a 面の「味」「味」「實實」「都」の文字は、天平十八年九月

四日交易紙百□□」をさけて書かれている。a面にはこれらだけしか文字・墨痕はない。

(6) a面左辺では、「味」「都」も、「天平十八年…」も、ともに左が切れている。

(7) b面の下方に「田□之比等…」とa面の「天平十八年…」の文字は小さく墨書されている。その四角には余白があり、左側はワレているが墨痕は認められない。

(8) b面の「田□之比等…」とa面の「天平十八年…」の文字は似ている。

(9) b面の上から約二三センチ程度の位置に一文字のみ書かれている。これはa面の「味」「實」「都」と同筆と見られる。

00 b面には文字・墨痕は「田□之比等…」と(9)の文字だけしかない。

以上から、次の諸点が指摘できる。

第一に、「(5)によれば、『平城宮木簡一』『上代木簡資料集成』が指摘するように、「天平十八年九月四日交易紙百□□」が本来の一次の記載で、「味」「實」「都」などの文字は、そのあとに加えられた習書である。

第二に、「天平十八年…」を墨書した意図は明かではない。したがって、この木簡が当初どのように使用されたのかは不明である。

第三に、a面の「味」以下の追記の時期と、b面の「田□之比等

…」が書かれた時期との前後関係は明らかでない。しかし、(8)によると、a面の「天平十八年…」に続いてb面の「田□之比等…」が書かれ、(5)(9)によると、その後にはa面「味」以下やb面の一文字が書かれたと推定される。

第四に、(7)によると、「田□之比等…」はそれだけが書かれたものであり、歌の一部のようなものと見るほかない。

第五に、(6)によれば、「味」以下の習書・落書が書かれた後に右辺がワレたのである。

以上によると、本木簡について、次のように考えられることになる(図16)。

1 現状より幅の広い材が用意された。

2 その材のa面に「天平十八年…」の文字が書かれた。

3 2の用途が終わったあと、b面に「田□之比等…」のみが書かれた。

4 さらに表裏に「味」「□」などの追記がなされた。

5 左右の真ん中付近で二片に割られた。

以上によると、b面の「田□之比等…」は、Ⅱ類⑤にあたりと考えられる。

00 たかやま木簡(平城宮跡)

この木簡もSK81(〇土坑から出土した。この木簡は三面に墨書

があるので、それぞれを a b c 面と称することとする（図17、ただし a 面のみ）。

〔乃き〕
 □
 乃乃多
 a・多 □ 可夜万 □
 及

b・大太

c・𠄎□及 久久
 為為夜及

〔長夜及一〇〕
 □

〔28・29〕、1、2

この木簡については、奈良文化財研究所都城発掘調査部（平城地区）において、二〇〇七年一月二日に同所の渡邊見安氏とともに、赤外線テレビを用いて観察することができた。その所見は、以下の通りである。

- (1) 上端は、a 面右辺から斜め上方向に刃物を入れ、c 面方向に折っている。その際、c 面側が大きく剝離している。
- (2) 下端は、a 面側において、左上右下方向に切り目を何回か入れている。その刃物跡が残っている。そして、c 面側に折っているが、その際 c 面側が大きく剝離している。

(3) 右辺側はワレている。

(4) 左辺側もワレている。

(5) a 面の「多可夜万乃」、c 面の「長夜一〇」が、墨色、書きぶりなどから見て、主要な文字列であると判断される。

(6) a b 面の主要文字列に共通する「夜」を比較すると、別筆と判断される。

(7) a 面の主要文字列「多可夜万乃」は、下に行くにつれてだいに右に寄っていつているが、基本的には現状の材のほぼ中央に書かれている。

(8) a の主要文字列の上部には、その二文字分ほどの余白があるが、そこにはこの主要文字列に属すと見られる文字はない。

(9) a の主要文字列は、下端のオレ目によって文字が切れている。

(10) a 面の上部には、上端のオレ目によ致するように鳥の絵が描かれている。またこの鳥の絵は、上下逆方向に書かれた「為」の字を取り囲ん描かれている。

(11) a 面には「為」「乃」「及」「多」などの文字が書かれている。このうち「多」は a 面主要文字列中の文字と同じで、その横に書いている。

(12) a 面には、(11)とは別に、右辺側の上下二箇所に墨書がある。

上部の墨書は(10)の鳥の絵の一部であるかも知れない。下部の墨書は文字のようであり、右辺のワレで切れている。

03 c面の主要文字列「長夜二□」は左辺に書かれており、ワレによって文字が切れている。

04 c面では「為」「及」「夜」「久」⁽¹⁹⁾その他の文字が書かれている。これらの文字は、墨色の濃い「為」と、薄い「及」「夜」「久」にわかれる。前者のうち、上部にある上下逆の「為」は、00のa面上部の「為」と共通する。後者では、「及」「夜」の最終画を長く引き延ばす特徴がある。これはa面の「及」にも認められる。

05 c面には、04の文字以外に、「長」と「夜」のはは中間やその右側の位置に墨書があるが、文字ではなさそうである。

06 c面04の文字は、左右両辺のワレによって切れていない。

07 c面には、04の文字以外に、右辺の下部にワレによって切れたらしい残画がある。

08 c面の右辺上端の文字(上下逆方向の「為」)は、(1)の割離面の中に書かれている。また、c面下方の「及」の最終画は右方に長く伸ばされ、(2)の割離面の中にまで及んでいる。

09 c面最左列上端の文字残画は、(1)の割離面によって切れている。

00 c面最左列下端の文字は、左辺のワレで切れているとともに、(2)の割離面によっても切れている。

01 c面04の文字は、「夜」と「二」の間に「及」が書かれるなど、基本的には主要文字列をさけて書かれている。また、主要

文字列と同じ「夜」の字を書いている。

以上から、次の諸点を知ることができる。

第一に、さまざまな墨書とワレ、オレなどとの前後関係をおさえられるのは、次の諸点である。

04 (7)によると、a面の主要文字列「多可夜万乃」は、左右両辺がワレたあとに書かれたことになる。

09 (9)によると、a面の主要文字列は、下端が折られる前に書かれていたことになる。

00 (10)によると、a面の鳥の絵は、上端のオレの後および「為」の習書の後に描かれたことになる。

01 (11)によると、a面の習書・落書「多」は、主要文字列よりあとに書かれたと判断される。

02 (12)によると、a面右辺下部の文字は、右辺がワレる前に書かれたことになる。

03 (13)によると、c面の主要文字列「長夜二□」は左辺がワレる前に書かれたことになる。

04 (14)によると、「為」「及」の文字は、a c両面にわたって一連に書かれたと考えられる。

06 (16)によると、c面04の習書・落書は、左右両辺がワレた後に書かれたことになる。

07 (17)によると、c面の右辺下部に右辺がワレる前に書かれたと

見られる墨痕がある。

① ②によると、c面の「為」「及」は、上下端の剣離の後に書かれたことになる。

③ ④によると、c面最左列上端の文字は、上端の剣離以前に書かれていたことになる。

⑤ ⑥によると、c面最左列下端の文字は、左辺のワレ以前に書かれたことになる。

⑦ ⑧によると、c面最左列下端の文字は、下端の剣離以前に書かれていたことになる。

⑨ ⑩によると、c面14の習書・落書は、主要文字列よりも後に書かれたことになる。

⑪ c面において、主要文字列と最左列上端の文字および同下端の文字との前後関係は確かめられないが、後者はまともまった記載ではないので、主要文字列のほうが先に書かれたと見ておきたい。

⑫ a面右辺下部の文字やc面右辺下部の文字と、c面主要文字列あるいはc面左辺上下の文字との前後関係は明らかでない。

第二に、左右両辺ともワレ、上下両端も折られているので、もとの材は現状より上下左右に大きかったことになる。

第三に、a c面の多くの習書・落書のうち「乃」「多」「夜」などは、(5)の主要文字列と同じ文字を書いたものと考えられる。これに

よると、他の「為」「及」「久」なども、折損により失われた主要な文字列の部分に含まれていた可能性がある(ただし「乃」「久」が「及」「夜」の一部であれば除外)。

第四に、a面の主要文字列が歌の一部だとして、これが書かれた時、材の下部はまた折られていなかった。そうすると、これはまだ下方に続いていたことになる。それがどの程度続いていたかは不明であるが、これが書かれた時点では、すでにc面の主要文字列、c面左辺上下端の文字、c面右辺下方の文字、a面右辺下方の文字などが書かれたはずである。この点から、a面の主要文字列は何かの木簡を二次利用して書かれたと考えられるので、歌の断片が書かれたものと見ておきたい。

第四に、a c両面の主要文字列を比較すると、a面「多可夜万」は万葉仮名表記であるのに対して、c面「長夜一」はそのようには考えにくい。これに加えて(6)を考慮すると、a c両面の主要文字列は、一連のものではない可能性が高い。

以上によると、この木簡は、次の順序をたどって現状に到ったと考えられる。

- 1 現状より上下左右に大きい材が用意された。
- 2 c面に主要文字列が書かれた。
- 3 c面左辺上下端の文字が書かれた。
- 4 23との前後関係は明らかでないが、c面右辺下方の文字、a

面右辺下方の文字が書かれた。

5 左右両辺がワレた。

6 a面に主要文字列が書かれた。

7 上下両辺が折られた。

8 a c両面にそれぞれの主要文字列中の文字が習書・落書された。

9 a面上端に鳥の絵が描かれた。

以上によると、この木簡は、Ⅱ類⑤に分類される断片であると考えられる。

(12) なにはつ木簡(平城宮跡)

この木簡は、一九八六年三月から一月に行われた平城宮第一七一次調査で、平城宮東半部の基幹排水路である東大溝SD二七〇〇から出土した。大量の木製品、金属製品、土器、瓦埴類、木簡(四三八九点)などが伴出したという。

a・^[合本]□^[解カ]講解講解講解申事解^[奈尔]奈尔波都尔

b・佐久夜己乃波奈布由己□

図18・(28)・b

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏とともに、また同一月一二日に同所の渡邊晃宏氏とともに、赤外線テレビを用い

て観察することができた(図18)。その所見は、次の通りである。

(1) 釈文を訂正できた。a面第二二字目は、これまで「□」であったが「解カ」としうる。同第一六字目は「津」とされていたが「都」である。b面第八字目以下は「□□□□」^[奈尔]とされていたが、「布由己□」である。

(2) 上端はケズリ整形されている。

(3) 下端もケズリ整形されている。

(4) 右側面は、一部破損しているが、しかしおおむねケズリ整形面が保たれている。

(5) 左側面は、割ったあとケズリ整形している。

(6) a面の文字は、材の左右中央に書かれている。

(7) a面の左辺には墨痕は認められない。

(8) b面の文字は(5)のケズリ整形によって切られており、ほぼ左半分が残っている。また、左側にもう一行あるということはない。

(9) a面には、下端から上に約一四センチの位置付近から「奈尔波都尔」の五文字が書かれている。下端部は、一文字程度を書きうる余白を残している。

(10) b面では、上端から下に約二七センチの範囲に「佐久夜己乃波奈布由己□」の一一文字が書かれている。その下方には、現状では墨痕は認められない。

以上から、次の諸点が考えられる。

第一に、(2)(3)(4)によつて、もとの材の左端、下端、右辺は、それぞれ原形が保たれているとみられる。

第二に、(5)(8)によつて、もとの材は左辺側にほぼ倍程度の幅で広がっていたと考えられる。

第三に、b面に「なにはつの歌」が一行で最後まで書かれていたとすると、全部で二六文字である。これに要する材の長さは、比例計算によると約七〇センチを要することになる。ところがこの木簡の長さは五三・五ミリであるので、約一七・一八センチ不足する。第三句以下の字間を詰めて書いたのでないかぎり、「なにはつの歌」はb面の範囲には書ききれないことになる。b面の「なにはつの歌」は、途中までしか書かれていなかった可能性がある。

第四に、この木簡が現状に至る経緯については、大きく次の二つの可能性を考える必要がある(図19)。

(イ) b面から先に書かれた場合

左辺が二次的整形にもかわらず、a面の文字は材の左右中央に書かれており、しかも左辺側に墨痕が認められないので、a面の文字は、二次的整形後に書かれたと考えられるのが自然である。また、b面の文字は二次的整形によつて切られているので、それより前に書かれていたことになる。

a面では、「□請語……事解□」の下部に続けて「奈尔波都

尔」の五文字が書かれている。これは、この順序で書かれたと見てよい。

これによると、次のような順序が想定されることになる。

① 現状の二倍程度の幅の材が用意され、そのb面の左右中央に一行で「佐久夜己乃波奈布由己」が書かれた。しかし、「なにはつの歌」は最後まで書かれなかった可能性がある。

② 材が真ん中から縦にワラレ、割れ目がケズリ整形された。

③ a面に「□請語……事解□」が書かれた。

④ a面「□請語……事解□」の下部に「奈尔波都尔」が書かれた。

(ロ) a面から先に書かれた場合

左辺が二次的整形され、a面の文字が材の左右中央に書かれており、しかも左辺側に墨痕が認められない状態で、しかもa面の文字が先に書かれたとすれば、次のような順序が想定される。

① 現状の二倍程度の幅の材が用意され、そのa面の右側に「□請語……事解□」が書かれた。

② その下部に「なにはつの歌」の第一句が書かれた。

③ 「なにはつの歌」の第二句以下をa面の左側(二行目)に書かないで、b面の左右中央に書いた。

④ その後、材が真ん中から縦に割れたか割られ、割れ目がケズリ整形された。

以上のうち、(イ)の考え方は、まずb面に「なにはつの歌」の第二句目からかき始め、そのあとにa面に「□請請……事解□」が書かれ、そのさらに後に「なにはつの歌」の第一句が書かれたことになる。したがって、a面とb面の「なにはつの歌」は一連のものでなく、分けて考えることになり、その点が不自然である。また、「なにはつの歌」を第二句から書きだした事例が今のところ見あたらない点も、この考え方の支障となる。しかし、この考え方は、b面の文字が二次的整形で切られ、a面の文字が現状の材の左右中央にうまくおさまっていることを、よく説明できている。また、「なにはつの歌」の第一句やその一部だけを書いた事例は多々あり、b面の「なにはつの歌」が第二句のあと途中までしか書かれていなかった可能性がある点からすると、a b面の「なにはつの歌」が別々のものである可能性も考えられないことはない。

(ロ)の考え方は、まずa面に「□請請……事解□」が書かれ、次にその下部に「なにはつの歌」の第一句が書かれ、さらにb面の左右中央に第二句以下を続けて書いたことになる。これは、a b面の「なにはつの歌」を一連のものとして理解できる点にメリットがある。しかし、何も書かれていない約五四センチもの立派な材に、まず最初に「□請請……事解□」という習書・落書が書かれたことに

なり、この点の不自然である。また、a面の右行に「奈仁波都尔」と書いたあと、左行にその続きを書けるにもかかわらずb面に続けて書いたことも、あり得ないわけではないが、落ち着かない。

このように、(イ)(ロ)いずれの考え方も一長一短があり、にわかにどちらとも決めがたい。しかし、いずれであれ、この木簡はⅠ類のような「歌木簡」とは見なしがたい。(イ)の場合はⅡ類④(b面)とⅡ類⑤(a面)、(ロ)の場合はⅡ類⑤に分類される。

03 なにはつ木簡(平安京跡)

この木簡は、二〇〇〇年一月から二〇〇一年一〇月にかけて実施された平安京右京六条三坊の発掘調査で、その八町で検出された大規模な池状遺構S X 八二〇から出土したうちの一点である。この遺構は、園池と推定されている。

この木簡は、二〇〇八年五月二十八日に、堀内明博氏と京都市埋蔵文化財研究所深草取蔵庫において実見し、さらに同年七月二日に奈良文化財研究所において、渡邊晃宏・山本崇・馬場基・古藤真平・堀内明博の各氏とともに赤外線テレビ装置を用いて調査を実施することができた。その再釈読による釈文は、つぎのようである。

a・「奈仁波都□佐久夜」

b・□□□□□□□□

以上の調査による所見は、次の通りである。

- (1) 上端はケズられている。右角は斜めに整形されている。
 - (2) 下端もケズられ、右角が斜めに整形されている。
 - (3) 右辺はケズリ。a b両面ともメンドリされている。
 - (4) 上下両端はメンドリされていない。
 - (5) 左辺はケズリ整形されている。
 - (6) 右辺のケズリは、a面では文字を切っていない。b面では、明確ではないが、やはり文字を切っていないと見られる。
 - (7) 左辺は、a b両面とも墨書を切っている。
 - (8) a面には、「奈仁波都……」の八文字以外に、数種類の文字が書かれているが、判読できない。それらの前後関係は、確定できなかった。
 - (9) b面にも複数種類の文字があるが、判読できない。
 - (10) a面上端の「奈」、下端の「夜」は、いずれもケズリによって切られていない。
 - (11) a面最上部の「奈」の第三画は、メンドリされた斜めの面まで延びている。
 - (12) a面左側に「奈仁波都□佐久夜」につづく「コノハナ……」に相当する文字は認められない。またb面の文字も、判読はできないが、同様である。
- 以上の所見から、次の諸点が考えられる。
- 第一に、(1)(2)のように、上下端とも右角がわずかに斜めに削られ

ているが、これは相互に対応すると考えられる。また(3)のように、右辺がa b両面ともメンドリされているのは、この部分が側板の溝にはめ込まれていたことを推測させる。さらに、材がやや厚めであることも注意される。これらのことは、この材が、もとは何らかの製品の部材であり、それが転用されたことを推測させる。

第二に、しかし、(4)のように、上下端がメンドリされていないことは、この部分が折敷などの箱状のもの側板にはめ込まれていなかったことを示している。したがって、この材は、四辺とも側板の溝にはめ込まれるようなものではなかったと考えられる。

第三に、(11)のように、a面右辺のメンドリ面にまで墨書が及んでいるので、文字はメンドリ後に書かれたことになる。このことは、何らかの製品のままの状態で、その底部に墨書したのではないことを意味する。また(6)(10)のように、上下端と右辺で文字は切られていないので、現状のような板材の状態(全辺無はのぞく)で書かれたことをうかがわせる。以上から、もともと何らかの製品が解体されたあと、おそらくはその底板に墨書されたと見られる。

第四に、(7)のように、左辺はa b両面とも文字が切られているので、数次の墨書がなされたのちに左辺が削られ、(5)のようにケズリ整形されたことになる。

第五に、「奈仁波都□佐久夜」につづく文字は、(12)のように、a面の左行やb面のいずれにも認められなかった。a面やb面のワレ

大部分に書かれていた可能性はあるが、文字の配置としてかなり間延びしていて不自然である。この点からすると、もともとこの八文字だけが書かれたのであり、「なにはつの歌」の全体は書かれなかつたと見るのがよからう。

以上から、この木簡については、つぎのように考えられることとなる。

- 1 何らかの製品が解体され、おそらくその底板の部分が用意された。
- 2 a b両面にわたって、何回か文字が書かれた。
- 3 「なにはつの歌」は、「奈仁波都□佐久夜」の八文字だけが書かれた。
- 4 左辺が割られてケズリ彫形された。

以上、3のように、「なにはつの歌」の八文字しか書かれなかつたと見られるので、この木簡はI類のような「歌木簡」ではなく、「なにはつの歌」が先に書かれたとすると、II類④に分類されると考えられる。

五 歌木簡に関する諸問題

前節までに、これまでに観察することのできた木簡の中から、主要なものを選んで検討してきた。その結果、「歌木簡」について、

いくつかの問題点があることが明かとなった。以下、それらについて考えたい。

1. 歌木簡のデータ整理と地域分布

本稿では、前稿であげたものに加えて、八点の「歌木簡」提示することができた。前稿の表に加えて、あらためて全体を表1として整理しておきたい。

これによって、「歌木簡」の地域的な出土傾向を整理すると、以下のごとくである。

前期難波宮	一点	近江	一点(他に紫香樂宮一点)
飛鳥地域	二点	出羽	一点
藤原京	二点	越中	一点
平城宮	四点	播磨	一点
紫香樂宮	一点	阿波	一点
計	一〇点	計	五点

まず、宮都からの出土が全体の三分の二を占めている点に注意される。歌の主たる担い手である貴族官人たちが集中する空間であるので、歌木簡を用いる儀式やさまざまな宴その他が盛んに行われていたであろうから、この数字は妥当な傾向を示している。

しかしながら、畿外諸国から五点も出土していることも注意される。まず出羽(秋田城跡)と阿波(観音寺遺跡)については、いずれ

も国府関連遺跡である。中央から派遣されてくる国司を中心に「歌木簡」が使用されていたことをうかがわせる。

これ以外の近江(西河原宮ノ内遺跡)、越中(東木津遺跡)、播磨(辻井遺跡)については、遺跡の性格があまり明確ではないが、「歌木簡」の普及を考える手がかりとなる。これと関連して、この三点とも「なにはつゝの歌」を書いたものである点に注意すべきかも知れない。今後の事例の増加を待って、地方における「歌木簡」の普及について考えたい。

2. 歌木簡の二類型

前稿と本稿では、歌やその一部が書かれた木簡を分類し、そのうちのI類のみを「歌木簡」とし、単に歌の一部のみを書いただけのものはII類として「歌木簡」としては扱わなかった。この立場に変わりはないが、前稿でI類の「歌木簡」をすべて一つのタイプとして認識していた点については、さらに精密に考える必要がある。

木簡(7)(8)の検討結果は、この点に再検討を迫るものであった。まず(8)「あまるとも木簡」は、歌を書くための木簡であるという点では「歌木簡」として問題ないのであるが、半尺強(二七・ミリ)という小型の材に複数行で歌を書き、それが裏面に及んでいた可能性がある。このような使用法は、前稿で「歌木簡」としたものの特徴とは異なっている。

前稿では、①二尺や二尺半に及ぶ長大な材の②片面に③一行で歌を書いたものが多いことに注目して、これらの特徴を持つものを「歌木簡」とした。

ところが木簡(8)は、この①②③のいずれにも合致しないのである。また(7)「とくとさだめて木簡」については、長さは確定できなかったが、表裏にそれぞれ複数行で書いていた。これは②③に合致しない。これらからすると、木簡(7)(8)は、前稿で特徴づけたような「歌木簡」とは異なるタイプの「歌木簡」なのではないか。

このような観点から、前稿で取りあげた七点の木簡を見直してみると、その中に先の定義に合わないものが含まれていることに気づく。それは、

3 なにはつ木簡(藤原京跡)

6 王に有れば木簡(平城京跡)

の二点である。前者は、前稿で取りあげたもののうち、ただ一つ一行書きのものであった。この点で③に合致しない。また、三九センチの長さは、通例の木簡に比べると大きいという印象があるが、二尺や二尺半にはかなり及ばない。①にも合致しないと云いうるかもしれない。

後者は、a面の歌からは約一尺の長さが推定され、b面にも別の歌が書かれていたとすると、約一尺半の長さが推定される。しかし、b面の文字を歌であるとするのは単なる推測であって、根拠はない。

表1 「歌本紙」対照表

本紙	a面の文字	b面の文字	出土場所	本紙の年代	現在長 ^{cm}	文字部分のみの 鑑定長約 ^{cm}	鑑定長尺	二次的利用・加工
1	皮肉久佐乃?	なし	前田縣波宮内西南隅付近 石ノ遺跡の北側 S D四〇八九	七世紀中 天武朝ころ	一八・五 二九・五	四九 六一	約二尺 約一尺	a面に刀物跡 b面に部名列記
2	奈尔波ノ尔!	部名を列記	藤原京左京七条一坊西陣坪の 池原遺跡SG五〇一	大宝初年	三九	上下完存 五四	一尺強	二次的整形 表裏に習書・落書
3	奈尔波ノ尔! (二行書き) 二行目下部に習書・落書 多、部入!	習書・落書	藤原京内から北流する溝 S D一〇五	七世紀末・八世紀 初め	九・四	四〇	約一尺半	両面に習書・落書
4	習書・落書	習書・落書	平城宮第一大極殿院の 西本陣跡	和銅・養老期	二五・一	五三 六〇	約一尺	反対面に歌 切断・二次的整形
5	「矢」乃書卒!	「伊」部利!	平城宮東張り出し部東野間 左近二坊間大路西側溝 S D五七八一	天平十九年本館が伴 出	一三・六	a面二二・二	a面約一尺半	a b面にそれぞれに文字 a b面に物差の目録
6	玉亦有歌!	「基」加!	平城宮東院地区西辺部 南北溝S D三一九六B	宝龜五年本館が伴出	五八・五	七四	約一尺半	a b面に物差の目録 b面に習書・落書
7	目毛美須魂!	「奈尔」	高野遺跡西大溝	天平十六年末から 十七年初以前に埋没	七・九 一四・〇	四六・五 四一・八	約二尺	b面に歌
(1)	奈尔波ノ尔!	阿任可改!	西原宮ノ内遺跡	奈良時代後半	一四・四	七四・七七	約二尺半	墨書の削り取り
(2)	奈尔波爾尔依	なし(削尾)	秋田城跡外郭東門跡外 十取り穴SG一〇三三	延暦十四年ころ	一八・一	a面約三〇 b面約三五	約一尺強	b面に歌
(3)	流流奈尔波!	由米余伊母!	東大津遺跡	九世紀前半	一五	約四五	二尺前後	切断・二次的整形
(4)	はルマ止なくや!	なし	注井遺跡、旧夢前川河川跡	七世紀初葉・八世紀 の本館が伴出	三四・四	五五	約一尺	b面に習書・落書、無面から
(5)	「□□□」佐佐久!	習書・落書	観音寺遺跡、徳島県津波路 自然路路SR一〇〇一V層	七世紀後半の土器が 伴出	一六・一	四八 三六	一尺半強 一尺強	a面に歌、b面に墨書
(6)	奈尔波ノ尔! 「止」末止佐田目手!	墨書	飛鳥池遺跡の南北溝S D一	出土土器は天平宝字 末年に埋没	二二・五	不明	不明	切断
(7)	「二行書き」 「二行書き」	「久」於母閉皮 (二行書き)	平城宮跡土坑SK八〇	出土土器は天平宝字 末年に埋没	一七・一	上下完存	半尺強	b面に墨書
(8)	阿万保止手! (二行書きと指定)	墨書	平城宮跡土坑SK八〇	出土土器は天平宝字 末年に埋没	一七・一	上下完存	半尺強	b面に墨書

前掲の表の数字は次の通り、1「年代」を「本紙の年代」とし、2「次的利用」を「本紙の年代」とし、3「文字部分の鑑定長」を縦横から「上下完存」によるもの。

これによると、a面で考えた場合、①に合致しないことになる。

木簡(7)(8)や前稿3・6木簡の存在を考慮すると、「歌木簡」は、前稿で定義したようなAタイプと、それ以外のBタイプの二類型に分けることができる。そして、この二類型は、単なる類型のちがいにだけにとどまらず、機能とも関連すると考えられる。

3. 歌木簡の性格と機能

前稿における「歌木簡」の定義は、形態だけにとどまらず機能についても配慮したものであった。すなわち前稿では、長大な材の片面に一行で歌を書いたものを持って、典札の場で詠いあげたのではないかと、の見通しを述べた。

しかし、(8)「あまるとも木簡」については、かなり小型で、裏面に文字が続いているから、同席者からは、裏面に文字が書かれていることがみえることになる。このような木簡は、単に歌を詠み上げるだけでなく、その所作も重要であったはずのフォーマルな度合いの高い場で用いられるものとしては考えにくい。

また、(7)「とくとさだめて木簡」については、どのような形式の歌がどのように書かれていたのか不確定であるが、一つの長歌を書いたものであったにせよ、または複数の歌を書き連ねたものであったにせよ、いずれの場合であっても、表裏に歌が続けて書かれたことは、木簡(8)と同じである。この木簡も、フォーマルな度合いの高

い場で使用された可能性は低いのではなからうか。

このことは、「歌木簡」を用いて、そこに書かれた歌を享受する場は、フォーマルな度合いの高い場だけには限られなかったことを示唆している。私的な内輪の歌宴や歌の集まりなどでも「歌木簡」は使用されたが、そこではもはや長大な木簡を用いて所作に気を配る必要がない。そこで、小型の材を用いたり(前稿6「玉に有れば木簡」)、その表裏に歌を書いたり(木簡(7)(8)、片面に二行で書いたり(前稿3「なにはつ木簡」)したのであろう。

このことは、別の点からも推測することができる。(1)「あさかやま木簡」では、まず最初に「なにはつ」の歌がa面に書かれた。それが何らかの儀式・歌宴で使用された後、その場から持ち帰られた木簡のb面に「あさかやまの歌」が書かれたと推測した。しかし、ここで注目したいのは、どちらの面の歌が先に書かれたにせよ、a面の歌とb面の歌が享受された場はそれぞれ異なっており、その場の性格もちがっていると考えられることである。

なぜなら、最初の場では、大型の木簡の片面のみに歌が書かれていて、それをかかげて歌が詠まれたのに対して、二回目の場では、同席者からは、詠み上げられている歌の面の反対側にも別の歌がすでに書かれていることが見えていることになる。この点からすると、後者の場は、前者の場に比べて公式の度合いが高いとは言えないであらう。

以上と同様のことが、(3)「秋田城跡出土木簡」や、前稿5「両面
なにはつ木簡」についても言える。

以上からすると、Aタイプの「歌木簡」は、フォーマルな場にお
いて手でかかて詠う時に用いられ、Bタイプの「歌木簡」は、そ
れ以外のさまざまな場でさまざまに用いられたと考えられる。

六 む す び

本稿では、前稿を受けて、「歌木簡」(Ⅰ型)や、歌の一部を書い
た木簡(Ⅱ型)のうち数点について検討した。前稿と本稿とで、現
時点で「歌木簡」と考えられるものをすべて検討したことになる。
その結果、「歌木簡」をA・B二つのタイプに分けることによって、
理解をさらに深めることができたと思える。また、「歌木簡」(Ⅰ
型)とそれ以外の歌の一部を書いた木簡(Ⅱ型)との区別も、より
明確にできたのではないかと思う。

しかし、Bタイプの「歌木簡」の性格、使用については、まだか
なり曖昧であり、単にタイプ分けをしたにとどまる。さらに類例の
増加を待つて検討を続ける必要がある。また、Ⅱ型の木簡について
も、本稿では問題を含むもののみを取りあげたが、他にも取りあげ
るべきものが多い。

もちろん、今後も「歌木簡」や歌の一部を書いた木簡が発見され

るであろう。それによって、「歌木簡」の類型、機能について、認
識がさらに深まることを期待したい。

註

- (1) 栄原水造男「木簡として見た歌木簡」(『笑夫君志』七五号、二〇〇
七年二月)
- (2) ただし、Ⅱ型^①として書かれたものと、Ⅰ型^②ののうち「歌の一
部」とは、機能・性格が異なるかも知れない。
- (3) 木簡検討小委員会のメンバーは、栄原水造男、齋藤浩幸、古市吳
渡邊晃安の四名で、これを鈴木良章、岩宮隆司の両氏が補助している。
- (4) 岩宮隆司「滋賀・宮町遺跡」(『木簡研究』二二二、二〇〇〇年一
月)
- (5) 「宮町遺跡出土木簡概報2」(信楽町教育委員会、二〇〇三年三
月)
- (6) 「あさかやまの歌」の墨書発見の経緯その他については、つぎの二
つの新聞記事を書いた。『京都新聞』二〇〇八年六月三日文化欄、「福
島民報」同六月一日文化欄。なお、川崎見「万葉歌木簡の発見—木
簡解説の恐ろしさ—」(高岡市万葉史館 万葉を愛する会だより)
五三号、二〇〇八年八月)が執筆された。
- (7) 「宮町遺跡出土木簡概報1」(信楽町教育委員会、一九九九年一
月)および註5概報。
- (8) 当該木簡は、薄い上に小片に分離する寸前のもうい状態であるので、
スケールを直接当てて計測することは控えるべきである。また、肉眼
では、各文字の上下端の位置を正確に押さえることは難しい。したが
って、原寸大の赤外線写真で計測するのがもっとも安全で、かつ正確
な数値をえることができるのである。
- (9) 石神遺跡出土木簡(前稿の木簡2)、藤原京出土木簡(同木簡3)、

- 平城宮出土木簡(同木簡5)、東木津遺跡出土木簡(本稿の木簡④)、辻井遺跡出土木簡(同木簡⑤)、観音寺遺跡出土木簡(同木簡⑥)。
 (10) ただし、厳密には、この木簡の樹種を確定し、それと同じ樹種で、古代の技法で製作して実験して見る必要がある。
 (11) 前稿では、歌木簡を使用する場として「典札」を想定した。しかし、第五節で検討するように、幅を広げて理解するのが適当である。
 (12) a 瀬川口簡・藤田孫司「滋賀・湯ノ部遺跡」の木簡研究、一九九七年一月、b 滋賀県教育委員会、財団法人滋賀県文化財保護協会「西河原宮内遺跡Ⅱ 野洲郡中主町西河原」(県道覚見上野近江八幡線改良工事に伴う中主町内遺跡Ⅵ) (二〇〇一年三月)
 (13) a 日野久「秋田・秋田城跡」(木簡研究、二、一九九〇年一月)、b 「平成二年度秋田城跡発掘調査概報」、c 「秋田城出土文字資料集Ⅱ」(秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ) (一九九二年三月)、d 「秋田市史」第九巻、古代、史料編(二〇〇一年三月)
 (14) 秋田城跡調査事務所が当初提示した歌文は、注2c「秋田城出土文字資料集Ⅱ」木簡番号一七九として示されているが、その後の再検討の結果、訂正歌文が提示された。小松正夫「秋田・秋田城跡」(第一、八、二二号)、「木簡研究」二九、二〇〇七年一月。なお、この木簡については、吉田金彦氏の検討がある(吉田金彦「秋田城木簡に秘めた万葉集 大伴家持と安女郎」(おうふう、二〇〇〇年九月)。
 (15) ただし、一番目のものは、肉眼では墨に見えるが、赤外線テレビでは他に比してやや濃くうつる。この点を重視すると、墨痕とするには一抹の不安がある。しかし、他の文字部分にも、各所に墨の濃い部分がある。この点と肉眼による所見とを重視して、墨痕としてよいと判断する。なお、二番目と三番目のものは墨痕としてまちがいない。
 (16) 注1前掲。
 (17) 高岡市教育委員会「石塚遺跡・東木津遺跡調査報告―都市計画道路下伏間江福田線築造に伴う平成九・一〇年度の調査」(高岡市埋蔵文化財調査報告七、二〇〇一年三月)
 (18) 木簡の年代は、注17報告書では「9世紀後半乃至これ以前と推定される」とされている。ここでは注20文献によった。
 (19) 荒井隆・岡田一広「富山・東木津遺跡」(木簡研究、二二、一九九九年一月)
 (20) a 川崎見「越」木簡発見―飛鳥池遺跡出土木簡と東木津遺跡出土木簡―(高岡市万葉歴史館紀要、一一、二〇〇一年三月)、b 同「氣多大神宮寺木簡と難波津歌木簡について―高岡市東木津遺跡出土木簡補論―」(高岡市万葉歴史館紀要、二二、二〇〇二年三月)
 (21) 荒井隆・岡田一広「富山・東木津遺跡」(第二号)、「木簡研究」二二、二〇〇一年一月。
 (22) 注17報告書は「はルマ止左くや古乃は□」^(七)としている。注20文献では、□の文字につき、「七」あるいは「奈」としている。ここでは注20文献による。
 (23) 注17報告書所収の見取図参照。
 (24) 山本博利・秋枝芳「兵庫・辻井遺跡」(木簡研究)八、一九八六年一月。
 (25) a 「姫路市史」第八巻 史料編 古代中世Ⅰ(二〇〇五年二月)、古代別編三 木簡、b 山本崇「難波津の歌の新資料―姫路市辻井遺跡出土木簡の再観察―」(奈良文化財研究所紀要二〇〇六、二〇〇六年六月)、c 大谷舞彦「兵庫・辻井遺跡」(第五、八号)、「木簡研究」二八、二〇〇六年一月。
 (26) 山本博利・秋枝芳「辻井遺跡」(兵庫県教育委員会「兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和六〇年度」一九八八年三月)
 (27) 伴出物に煎串を始めとする木製・土製・石製の祭祀用具が大量に出土していることからの推測である。

(28) a 藤川智之・和田幸「徳島・観音寺遺跡」(『木簡研究』二二、一九九一年一月)、b 財団法人徳島県立文化財センター編「観音寺遺跡 I (観音寺遺跡木簡篇)——一般国道一九号徳島南環状道路改築に伴う埋蔵文化財発掘調査」(二〇〇二年三月)。釈文・法量は、この両者で異なるが、後者の文献によった。

(29) 第六字目の「作」については、「佐」の可能性をめぐって議論が続いている。東野治之「出土資料からみた漢文の受容——漢文字展開の背景——」(『国文学』解釈と教材の研究)四四—一、一九九九年九月、森岡隆「仮名發達史における摩訶波津の歌」(『書字書道研究』九、一九九九年九月)。

(30) (1) (4) (6)は、注28 b 文献に指摘されている。これを再確認した。

(31) 毛利光俊彦・島田敏男・花谷浩・寺崎保広「飛鳥池遺跡の調査——第84次・87次——」(奈良国立文化財研究所年報『56』)二、一九九八年九月。

(32) a 奈良文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)」(一九九八年九月)に公表された釈文が、b 同(十五)(二〇〇二年三月)で訂正されている。なお、ホ片まで写った写真は、c 木簡学会編「日本古代木簡集成」図版二二四(東京大学出版会、二〇〇三年五月)に収録されている。

(33) a 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一」(平城宮発掘調査報告V、一九九九年一月)、第六号木簡、b 工藤圭幸・坪井清足・田中琢「昭和三十五年原野宮跡第3・4・5次発掘調査概要」(奈良国立文化財研究所年報一九六二—一九六一年一〇月)、c 東野治之「奈良・平城宮跡(第五次)」(『木簡研究』創刊号、一九七九年一月)。

(34) 本簡(b)と(d)は、前稿でも簡単に取りあげたが、現物の観察にもついで、再発核対する。

(35) S K R 二〇の土坑に注目しておきたい。これは、本文に述べたように、

平城宮跡(天内裏北部外郭内)で検出されたゴミ捨て穴である。多量の遺物とともに一八四〇三点の木簡が出土している。この木簡の中に、(9) 09 01の三点の歌に關係する木簡が含まれている。「歌木簡」と考えられるものは、私見によると、これまでに二五点しか出土していない。また、それ以外の歌に關係する木簡もそれほど多く出土していない。ところが、三点が同じ遺跡から出土しているのは、比率として多いといえる。この土坑に投棄された品々の中に、内裏に關係するものが含まれているとすると、内裏關係者のなかに歌を意識したことを示唆しているのではないか。しかし、この三点が、いずれも「歌木簡」ではない点にも注意する必要がある。「歌木簡」を用いるような儀式あるいは歌宴は、S K R 二〇のある第三天内裏北部外郭付近では行われなかった公算があることを示している。

(36) a 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一」(注三四、一九六九年一月)、第七九号木簡、b 奈良国立文化財研究所「平城宮第一三次発掘調査出土木簡概報」(一九六三年一〇月)、c 狩野久「第一三次平城宮発掘調査出土の木簡」、d 本村豪章・鈴木充「昭和三十八年度平城宮発掘調査概報」(ともに「奈良国立文化財研究所年報一九六四」一九六四年一月)、e 今泉隆雄「奈良・平城宮跡(第一三次)」(『木簡研究』二、一九八〇年一月)。

(37) c 簡「長夜二」は、釈文では「長夜及二」としているが、「及」の字は墨色も異なり、主要な文字列の文字とは見られない。習書の一部である。

(38) このうち「乃」は、「及」の横に並べて書かれており、「及」の「乃」部分とよく似ている。「及」の一節を書いた可能性がある。

(39) c 簡の習書・習書の「夜」の字は、第七面の点を欠いている。また一応「久」とした文字二つのうち、上の文字は、第三面が第二面と交

差している。そうすると、「久」は「夜」の一部を書いた可能性もある。

(40) a 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)」

(一九八七年六月)、b「内裏東方東大溝地区の調査(第一七二次)」

(同「昭和六一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」一九八七年六月、c「内裏東方東大溝地区(第一七二次)の調査」(同「奈良国立

文化財研究所年報一九八七—一九八八年三月)

(41) 渡邊光宏氏のご指示による。

(42) 財団法人古代学協会「平安京跡調査報告 第一〇輯 平安京右京

六条三坊(二〇〇四年三月)

(43) 本木簡は、同遺跡から出土した他の木簡とともに、堀内明博「京

都・平安京右京六条三坊七・八・九・十町」(『木簡研究』二四、二〇

〇二年一月)によって始めて報告された。

(44) 堀内明博「京都・平安京右京六条三坊(第二四号)」(『木簡研究』

三〇、二〇〇八年一月)

〔付記〕①本校校模倣後、石神遺跡(二〇〇八年一月一七日)と馬場南遺跡(同一月二三日)の出土木簡に関する報道が相次いだ。前者は、森岡隆「万葉歌を記した七世紀後半の木簡の出現」(『書之美』七三、同四月一日)における指摘が改めて報道されたものである。森岡論文の発表は、宮町遺跡の「あさかやま木簡」の発表(同五月二日)に先行する。従って、後に万葉集に収録される歌が書かれた木簡の発見は、森岡論文が最初である。宮町木簡の発表時に同論文を見落としていたことを森岡氏にお詫びする。②馬場南遺跡木簡は、私のいう「歌木簡」と見てよい。本稿では歌木簡の数を一点としたが、早くも一六点と訂正する必要が生じた。なお石神木簡は、一行七文字の二行しか書かれておらず、歌全体を書く意圖はなかったと判断される。特異な形状と相まって、私には今のところこの木簡

の用途がわからない。歌の一部を書いたものではあっても「歌木簡」ではないと考えている。③大剣隆「木簡が探る和歌の起源」(笠間書院、同九月三〇日)が刊行された。国文学の立場から歌に関わる木簡を正面から取り上げた著作として注目される。私見についていくつかご批判をいただいているが、ここでは一点についてのみ述べたい。前掲の段階(二〇〇七年九月投稿)ではまだ私見は未熟で「歌木簡」をAタイプしか想定しておらず、それを使用する「典札」もフォーマルな度合いの高い場しか念頭になかった。しかしその後、木簡学会の報告(同二月)では、二つのタイプがあり、それが機能と連動しており、右のような場だけに限らず、私的な内輪の歌宴や歌の集まりなどでも使用された可能性を述べた。大剣氏は原は「歌木簡」がつくられる機会は多くなく、つくったのは役所の幹部クラスであった」と考えているとしている。私見は正倉院文書の世界との比較で相対的に論じたものであるが、木簡学会報告をふまえて発言すると、Aタイプは、フォーマルな度合いの高い典札の場に出席できる官司の幹部クラスと関わって使用され、Bタイプは、幹部クラスも含めてもっと下級の人々までもに関わり、さまざまな歌に関わる集まりで使用されたと考えている。

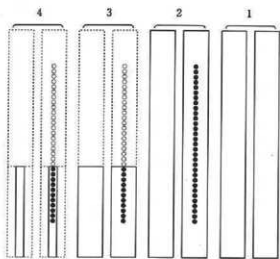


図7 はるべと木簡（東木津遺跡）の変遷

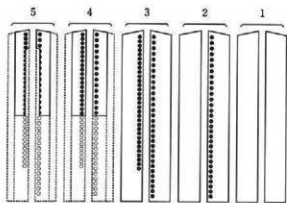
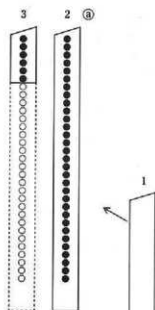


図5 はるなれば木簡（秋田城跡）の変遷

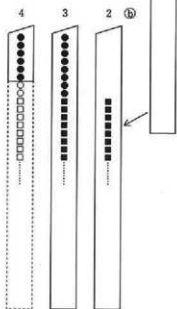


図3 なにはつ木簡
（西河原宮ノ内遺跡）の変遷



図1



図2



図6



図4

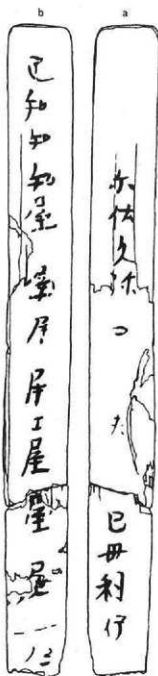


図8

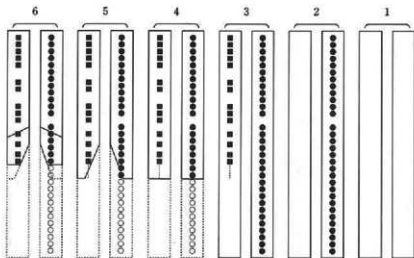


図9 なにはつ木簡（辻井遺跡）の変遷

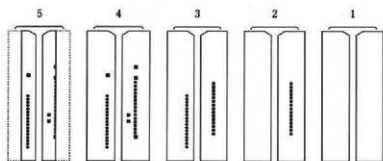


図16 たしひと木簡（平城宮跡）の変遷

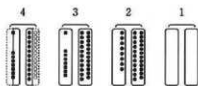


図13 あまるとも木簡（平城宮跡）の変遷



図18



図15



図12



図11



図17

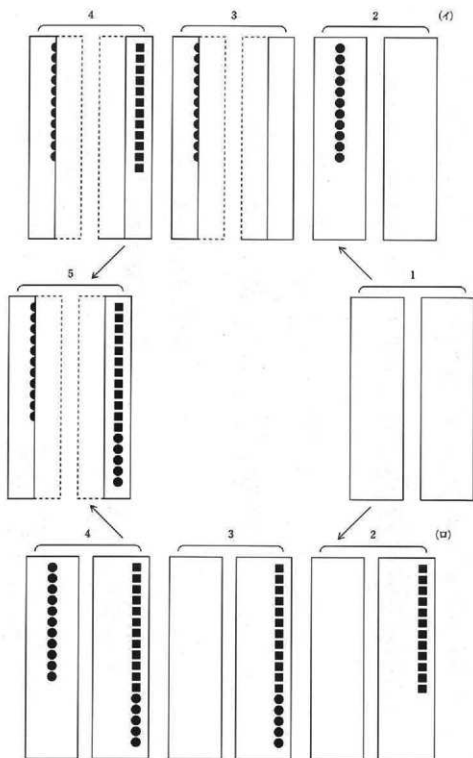


図19 なにはつ木簡（平城宮跡）の変遷



図14



図10

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究会の開催
- 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
- 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他の前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長二名
- 3 委員若干名
- 4 監事一名
- 5 評議員若干名

第七条 委員・監事および評議員は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもつき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもってあて、総会において会計報告を行なうものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定、一九九五年十二月二日改正、二〇〇四年十二月四日改正)

第二九回總會及び研究集會

木簡学会第二九回總會及び研究集會は、二〇〇七年二月一日、二日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂・小講堂において、一六六名の参加者（一五六名、二団体、会員外八名）を得て開催された。中でも、二〇〇七年一月に発足した韓国木簡学会の朱甫敬会長の招聘が実現し、尹善泰総務理事とともに参加されたことが特筆される。会場には、平城宮跡出土木簡・西大寺食堂院跡出土木簡・旧大乗院庭園出土木簡・藤原京跡出土木簡・石神遺跡出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、平城京跡出土木簡（奈良市教育委員会）、安倍寺跡出土木簡（桜井市教育委員会）、滋賀県塩津港遺跡出土木簡（勸学館文化財保護協会）、新潟県延命寺遺跡出土木簡（勸学館新潟県埋蔵文化財調査事業団）などが展示された。

◇二〇〇七年二月一日（土）一三時～一七時半

第二九回總會（議長、中村順昭氏）

奈良水遼男会長の開会挨拶のあと、韓国木簡学会の朱甫敬会長と尹善泰総務理事の紹介があり、引き続き議長を演出して以下の報告が行なわれた。

会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三四一名、団体会員三団体、海外会員六名、二〇〇八年度新入会員八名、会員サービス、名簿の作成、三〇周年記念事業、次期特別研究集會などについて報告があった。

編集報告（土橋誠委員）

『木簡研究』二九号の編集について報告があり、額価を五〇〇〇円とする提案が行なわれた。

会計・監査報告（吉川聡委員・西山良平監事）

吉川聡委員より二〇〇六年度の会計（一般会計及び特別会計）の決算報告があり、これについて西山良平監事より、会計処理が適切に行なわれている旨の監査結果が報告された。合わせて、会費収入は順調だが会誌販売に工夫が必要なこと、会議費の未執行が多いこと、基金・繰越金の位置付けを整理すべきことなどの指摘があった。引き続き、吉川聡委員から、二〇〇七年度予算案が提示された。以上の案件は、すべて原案通り承認された。

研究集會

報告（司会、鈴木景二委員）

韓国木簡学会の出航と展望 韓国木簡学会会長 朱甫敬氏

歌木簡の実態とその機能 奈良水遼男氏

荷札と荷物の語るもの 馬場基氏

朱会長の報告は、韓国木簡学会の発足と研究の現状についてのこ

挨拶を兼ねた報告で、今後の積極的な学术交流の推進を確認し合うことができた。

榮原氏の報告は、歌を書くために専用に作られた木簡の存在を各地出土の木簡から考証するもの、また馬場氏の報告は、荷札木簡の機能をその使用方法に則して総合的に考察したもので、いずれも本号に論考を掲載することができた。

◇二〇〇七年二月二日(日) 九時～一五時
研究集会

報告(司会 榑木謙周委員)

二〇〇七年全国出土の木簡

滋賀県塩津遺跡の調査と起請文札

延命寺遺跡の調査と木簡

山本氏の報告は、二〇〇七年に全国で出土が報告された木簡を紹介するもので、八〇件の遺跡を取り上げた。その多くは、報文として本誌に掲載することができた。

濱氏・大橋氏の報告は、神社とみられる遺構から出土した、起請文の原形ともいえる院政期から鎌倉初期にかけての全く類例のない木簡「起請文札」についての紹介、田中氏の報告は、天平七年の年紀を持つ赤券木簡を含む事例の紹介である。いずれも、本号に報文を掲載することができた。

全体討論(司会 寺崎保広委員)

討論に先立ち、木簡を展示させていただいた安橋寺跡第二〇次発掘調査の概要について、桜井市教育委員会の木地佳子氏にご説明をいただき、また石神遺跡出土木簡について市大樹氏から補足コメントがあった。引き続き二日間の報告内容についてさまざまな観点から活発な質疑・討論が行なわれ、館野和己副会長の挨拶で閉会した。

委員会・役員会報告
◇二〇〇七年二月一日(土) 一〇時半～一二時

於奈良文化財研究所小講堂

総会・研究会に先立ち、まず委員会を開催した。土橋誠委員から会誌第二九号の編集経過についての報告があり、頒備の検討を行なった。また、諸会務と会員外参加者についての報告があり、了承された。

引き続き一時より、二〇〇七年度役員会を開催した。総会・研究会集の内容、会誌第二九号の編集、会務、会計、三〇周年記念研究会・シンポジウム、次期特別研究会について報告があり、評議員の方々から、ご意見をたまわった。

◇二〇〇八年六月二六日(木) 一四時～一七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・討議を行なった。

1 会務について。会員の異動、常任委員会などの開催、名簿の作成など。2 入会審査。新入会申込者についての報告があり、審査を

行なった。3次期特別研究会について、二〇一〇年九月三日（金）・四日（土）に東北歴史博物館において開催する旨報告があった。4会計報告、二〇〇六年度の決算報告と監査報告があり、承認された。5『木簡研究』第三〇号の編集について、編集体制と編集状況について報告があった。6第三〇回総会・研究会について、日程及び内容について検討した。7三〇周年記念事業、二〇〇九年の第三一回研究会（二〇〇九年二月五日（土）・六日（日））の二日目の午後に、一般向けの記念シンポジウムを実施することが了承され（下記報告参照）、実行委員会を組織して内容を検討することになった。8その他。

◇二〇〇八年（一〇月二七日（月）一四時～一七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・討議を行なった。

1会務について。会員の異動、常任委員会などの開催。また、名簿の作成の遅延についての報告があり、次年度の刊行をとすることが了承された。2入会審査。第一回委員会に引き続き新入会申込者一〇名についての審査を行い、個人会員九名、海外会員一名の入会が認められた。3会計報告。二〇〇七年度の中間報告があり、二〇〇九年度予算案の検討を行なった。4『木簡研究』第三〇号の編集について。編集状況について報告があった。バックナンバーの在庫過剰に対処するため、今号から印刷部数を減らすことが了承された。

また、在庫削減の方策についても検討した。5第三〇回総会・研究会について。一二月に開催する本年度の総会・研究会の内容について検討し、実施要項を決定した。6三〇周年記念事業。実行委員会から内容についての提案があり、了承された。7次期特別研究会について。年度明け準備に取りかかる旨報告があった。8その他。役員改選や日本史以外の会員の勧誘について議論した。

（渡辺晃宏）

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 30 2008

Contents

Foreword: Reflections on the Publication of Volume 30 of *Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents*IWAMOTO Jirō..... i

Contents iii

Legend vii

Wooden Writing Tablets Recovered in 2007 1

Outline.....FURUOYA Tomohiro..... 1

Explanatory Notes 7

Nara Prefecture: Nara Capital Site; Nara Palace Site; Ishigami Site; Abedera Temple Site; Ōnaka Site; Hachiōji Shrine

Kyoto Prefecture: Nanbano Site; Block 10, East Fourth Ward on Third Street, Heian Capital (Karasuma Oike Site); Blocks 1-4, West First Ward on Fifth Street; Toba Detached Palace Site

Osaka Prefecture: Tamakushi Site

Hyogo Prefecture: Yokka Sector, Yamanosatoshuku Site

Mie Prefecture: Shichi Minamiura Site

Aichi Prefecture: Tatemitsukuradori Site; Fujimichō Site; Hiratechō Site; Imachō Site; Sōsaku Site

Shizuoka Prefecture: Sunpu Castle Site; Keisei Site

Tokyo Prefecture: Shiodome Site; Owari Domain's Kamiyashiki Residence Site; Asakusa Nagasumichō Site

Shiga Prefecture: Kaidō Site; Tetsu Site; Yahatahigashi Site; Shiotsukō Site; Kokuryō Site; Sekinotsu Site

Gifu Prefecture: Urahata Site

Nagano Prefecture: Higashijō Site	
Gunma Prefecture: Kamigō Okanohara Site	
Tochigi Prefecture: Ashikaga School Site; Kabasakidera Temple Site	
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site; Dōnokuchi Site	
Yamagata Prefecture: Umenokimae 1 Site; Hattori Site	
Akita Prefecture: Furukawa Horibatamachi Site; Nakadobashi Sector, Kubota Castle Site; Kubota Castle Site; Iwakuradate Site; Minato Castle Site; Domain School Meitokukan Site	
Fukui Prefecture: Fukui Castle Site; Fuchū Ishida Site	
Ishikawa Prefecture: Sanjamachi Site; Morigakko Site	
Niigata Prefecture: Okinoha Site; Enmeiji Site; Gotanda Site; Zennamininami Site; Tabuse Yamazaki Site; Ogakuchi Site (1); Ogakuchi Site (2); Kubota Site; Katagi Site; Niigatamachi Early Modern Town Site (Hirokōjibori Location)	
Tottori Prefecture: Ōdani Site; Yonago Castle Site (No. 6); Zanmochi Site (Sectors II-III); Zanmochi Site; Tsukiyama Site	
Okayama Prefecture: Minami Mizote Site	
Hiroshima Prefecture: Hiroshima Castle Site; Hiroshima Castle Outer Moat Site	
Yamaguchi Prefecture: Hagi Castle Site (Outer Moat Precinct); Shimo Migita Site	
Fukuoka Prefecture: Muromachi Site; Kokura Castle Site; Daimon Site; Kokura Castle Sakuramachiguchi Gate Site; Otemachi Site (Kokura Castle Outer Moat Site); Kurosaki Castle Site (Sector 7); Kyōguma Samurai Residence Site; Yakabemachi Residence Site	
Miyazaki Prefecture: Soi No. 2 Site	
Wooden Documents Recovered before 1977 (30)	191
Nara Prefecture: Nara Palace Site	
Revisions and Additions (11)	194
Kyoto Prefecture: West Third Ward on Sixth Street, Heian Capital Site (No. 24)	
Shizuoka Prefecture: Iba Site (No. 1)	
Niigata Prefecture: Komakubigata Site (No. 29)	
Shimane Prefecture: Aoki Site (Nos. 25, 26)	
Oita Prefecture: Iizuka Site (Nos. 22, 24)	
Articles	
The Launching and Future Prospects of the Korean Society for the Study of Wooden Documents	JU Bo-Don, Society President.....225
What Baggage and Baggage Tags Reveal	BABA Hajime.....233
Poetry-bearing Wooden Documents (<i>Uta mokkan</i>): Their Conditions and Functions	SAKAEHARA Towao.....265
Bulletins	313
Indexes of <i>Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents</i> , Vols. 26-30	316

Reports Made at the Regular Congresses (20 th -29 th) and Special Congresses (Tajima, Kyushu) of the Society	335
Editor's Notes	SAGIMORI Hiroyuki.....338
Columns	
A Re-Examination of Wooden Tablets and the Development of Local Society	IWAMOTO Jirō..... 45
Tags Attached to, and Paper Sheets Contained in, Straw Bags ...	SUZUKI Keiji..... 70
Reasons for a Hundred-Year Delay	BABA Hajime..... 77
Impressions Concerning Variant Forms of Chinese Characters ...	BABA Hajime..... 92
.....	HASHIMOTO Shigeru.....132
Illustrations	
PL 1	Wooden Documents Recovered from the Ishigami Site
PL 2	Wooden Documents Recovered from the Tehara Site
PL 3	Wooden Documents Recovered from the Keisei Site

Published by
THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第三〇号

二〇〇八年一月二〇日 印刷

二〇〇八年一月二八日 発行

〒630-8577 奈良市二条町二丁目九番一号
史料研究室 気付

奈良文化財研究所

編集発行

木簡学会

会長 榮原 永彦男

TEL (074) 330-6837

E-mail: moka@satsuma.go.jp

振替口座 01000-611527

〒600-8475 京都市下京区油小路弘光寺上ル

印刷

真隔社

TEL (075) 351-6034

